

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年6月30日

【計算期間】 第5期（自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日）

【ファンド名】 レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト－米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ
(Red Arc Global Investments (Cayman) Trust — US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency Series)【発行者名】 シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(Citigroup First Investment Management Limited)【代表者の役職氏名】 取締役 ソン・リ
(Song Li, Director)【本店の所在の場所】 香港、セントラル、ガーデン・ロード3、
チャンピオン・タワー50/F
(50/F, Champion Tower, Three Garden Road,
Central, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 辯護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所【事務連絡者氏名】 辯護士 三 浦 健
同 飯 村 尚 久【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、2020年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.87円）による。以下同じ。

（注2）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

- （注４）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいう。）とは、１月１日に始まり12月31日に終了する１年をいう。ただし、第１会計年度は、2015年５月22日から2015年12月31日までの期間をいう。なお、サブ・ファンドの運用開始日は、2015年６月30日である。
- （注５）用語の定義については、本書別紙「定義」を参照のこと。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額

レッド・アーチ・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト（以下「トラスト」という。）は、CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間に2008年10月21日に締結された信託証書（2015年3月10日付修正・再録信託証書により変更・再録済。）（以下、総称して、「信託証書」という。）に基づき設立されたオープン・エンドのアンプレラ型ユニット・トラストである。

トラストは、アンプレラ型ユニット・トラストとして設立されている。関連するサブ・ファンドに帰属する資産および債務が適用される個別ポートフォリオまたはサブ・ファンドが設定、設立されることができる。各サブ・ファンドに限定的に関係する受益証券が発行される。

有価証券届出書に基づき受益証券の募集を行うサブ・ファンドは、米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ（以下「ファンド」または「サブ・ファンド」という。）であり、米ドル建ての受益証券が発行される。サブ・ファンドの基準通貨は、米ドルとする。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足するいずれかの追補信託証書に定める条項の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。（a）本書に定める条件と（b）当該サブ・ファンドに関係する信託証書および追補信託証書に定める条件との間に不一致がある場合は、後者の条件が優先する。

サブ・ファンドの投資目的は、主に、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると判断する米国の成長企業の株式に直接的または間接的に投資することにより、長期的な資産の成長を目指すことである。サブ・ファンドは、投資先ファンドの米ドル建て受益証券に主に投資することにより投資目的の達成を目指す。したがって、サブ・ファンドは、投資先ファンドのフィーダー・ファンドを務めるため、その資産のほぼすべてが投資先ファンドに投資される。

サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして組成されている。サブ・ファンドは、トラッカー・ファンドとして設定されていない。したがって、サブ・ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドのパフォーマンスとは異なることがある。

サブ・ファンドについて、ファンドの信託金の限度額は定められていない。申込可能な受益証券の価額の最大総額は、50億米ドル相当額とする。

b. ファンドの基本的性格

サブ・ファンドは、信託証書および2015年5月22日付追補信託証書（以下「追補信託証書」という。）に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。管理会社は、各サブ・ファンドに関して一定の管理事務業務（受益証券の割当て、発行、譲渡および買戻しの調整を含むが、これらに限られない。）を実行する責任を有する。

受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。さらに、受託会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関す

る管理事務業務を担当する。管理事務代行会社は、受益証券1口当たり純資産価格を計算する責任を負う。受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの登録名義書換代理人として、シティコープ・フィナンシャル・サービス・リミテッドを選任している。

後記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い、または本書に記載するその他の状況において早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは償還日または受託会社および管理会社が決定する日に終了する予定である。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。

受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産を、当該サブ・ファンドの信託期間中、当該サブ・ファンドの受益者の利益のために個別のサブ・ファンドとして、信託証書（関連する追補信託証書を含む。）の条件において、またその権限および規定に従って、個別の独立した信託としてかつケイマン諸島の信託法（2020年改正）（以下「信託法」という。）に基づき保有するものとする。

受託会社は（管理会社と協議の上）、サブ・ファンド決議または受益者決議による承認を得ることなく、大要追補信託証書の様式による共同宣言を行うことにより、随時サブ・ファンドを設定および設立することができる。当該サブ・ファンドは、信託証書（関連する追補信託証書を含む。）の条項に基づき、またその権限および規定に従い行使されるものとする。

各受益証券は無額面とする。

いずれのサブ・ファンドの受益証券も、その保有者に対して、当該サブ・ファンドの信託財産の特定部分における利益または不可分の持分を付与しないものとする。疑義を避けるため付言すると、あるサブ・ファンドの受益証券の保有者は、当該受益証券を保有していることを理由として、他のサブ・ファンドに対して利益を有さないものとする。

いずれかの信託財産の一部を構成する一切の金銭は、信託証書の規定に従い保有または投資されるものとする。

受託会社は、サブ・ファンドに関して、書面による決議をもって、当該サブ・ファンドの受益証券について1以上の独立したクラスおよび／またはシリーズを参照して、随時受益証券を設定し、指定し、発行することができ、また受託会社は、管理会社と協議の上、以下に掲げる方法などを含むかかるクラスまたはシリーズの受益証券を当該サブ・ファンドのその他のクラスまたはシリーズの受益証券と差別化するものとする。

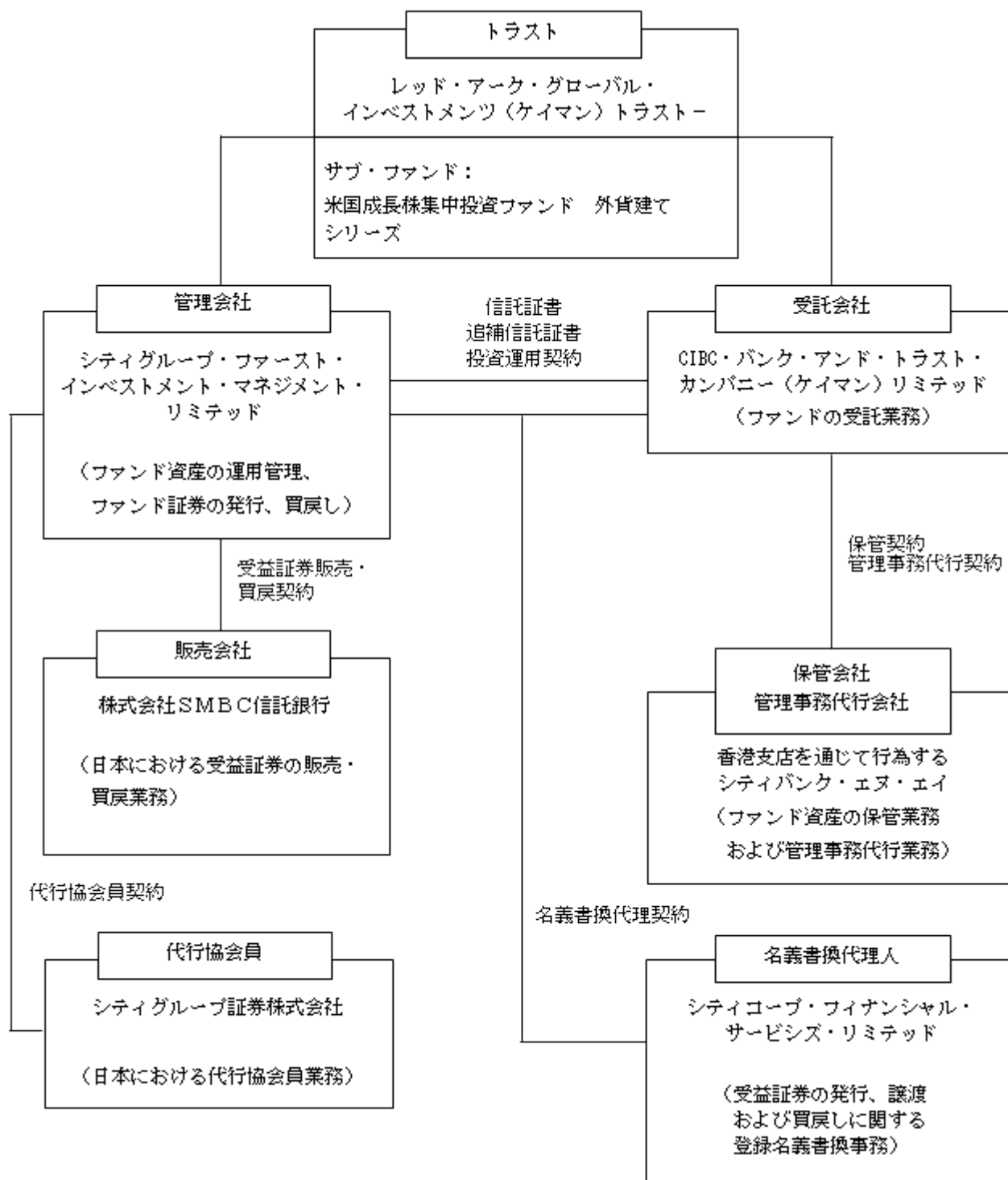
- （a）資産、債務、経費および費用をかかえるクラスおよび／またはシリーズ間で割り当てる方法
- （b）かかるクラスまたはシリーズの純資産価額を計算する方法
- （c）受託会社または管理会社によって選任されたサービス提供者に支払うべき報酬（管理報酬、業績報酬および買戻手数料などを含むが、これらに限られない。）をかかえる各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法
- （d）為替ヘッジに起因する費用および損益をかかえる各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法
- （e）当該サブ・ファンドの信託財産に関するその他資産または債務をかかえる各クラスまたはシリーズに帰属させ、負担させる方法

（２）【ファンドの沿革】

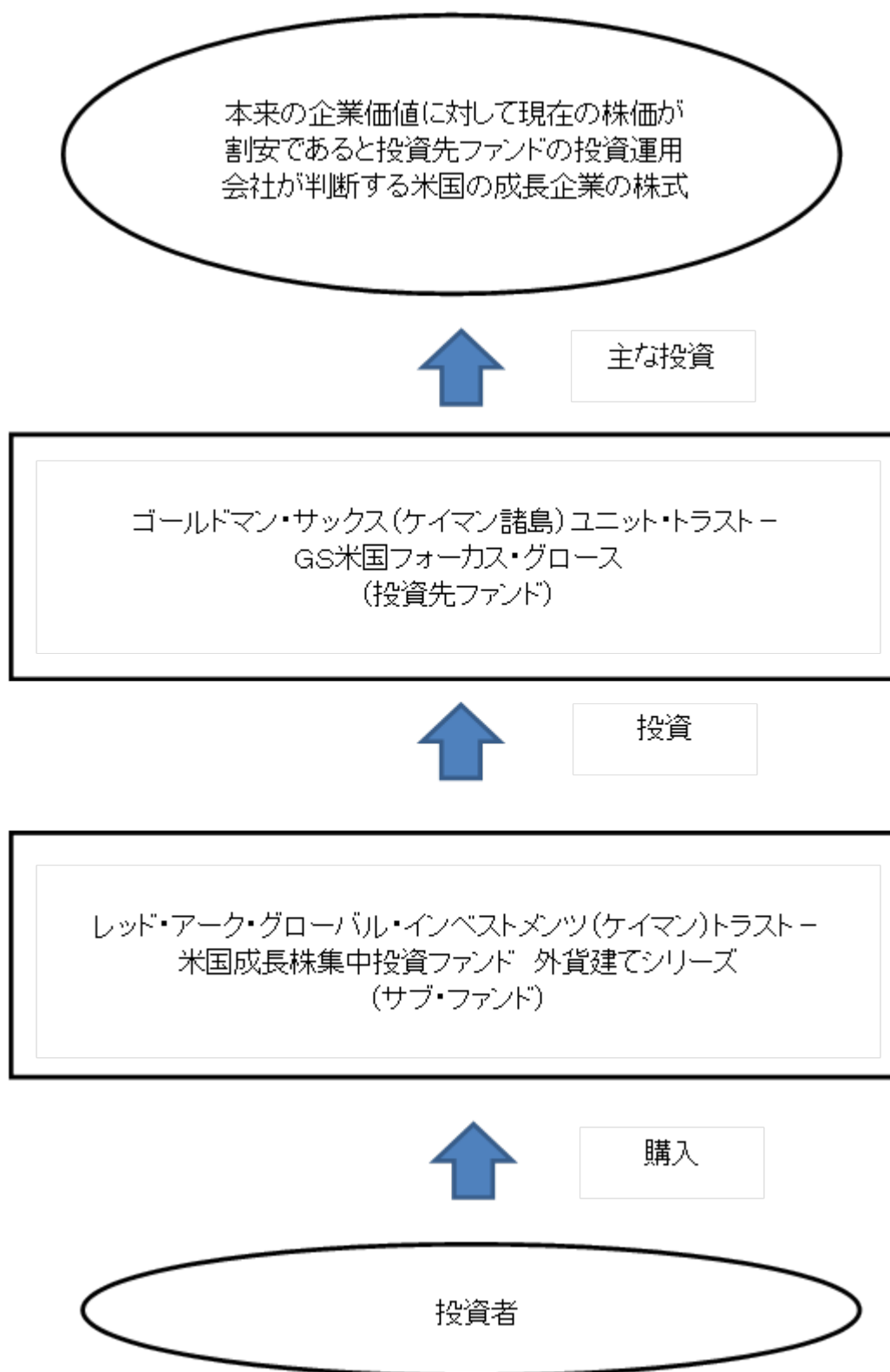
1971年 1 月15日	管理会社設立
2008年10月21日	信託証書締結
2015年 3 月10日	修正・再録信託証書締結
2015年 5 月12日	修正・再録信託証書効力発生
2015年 5 月22日	追補信託証書締結
2015年 6 月18日	サブ・ファンドの申込開始
2015年 6 月30日	サブ・ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※サブ・ファンドの運用形態



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
シティグループ・ファースト・イン ベストメント・マネジメント・リミ テッド (Citigroup First Investment Management Limited)	管理会社	受託会社との間で信託証書および追補信託証書を、2015年 3月10日付で投資運用契約（注1）を締結（2015年5月12日効 力発生）。管理会社はサブ・ファンドの資産の運用管理お よび受益証券の発行を行う。
CIBC・バンク・アンド・トラスト・ カンパニー（ケイマン）リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で信託証書および追補信託証書を、2015年 3月10日付で投資運用契約（注1）を締結（2015年5月12日効 力発生）。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社と しての業務を提供する。
香港支店を通じて行為するシティバ ンク・エヌ・エイ (Citibank N.A., acting through its Hong Kong branch)	保管会社 管理事務 代行会社	2015年6月26日付で受託会社との間で保管契約（注2）を締 結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 2015年6月26日付で受託会社との間で管理事務代行契約（注 3）を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、 委任されている。
シティコープ・フィナンシャル・ サービスズ・リミテッド (Citicorp Financial Services Limited)	名義書換 代理人	2015年6月26日付で管理会社および受託会社との間で名義 書換代理契約（注4）を締結。受益証券の登録名義書換代理人 を務める。
シティグループ証券株式会社	代行協会員	2015年5月27日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5） を締結。日本において代行協会員業務を行う。
株式会社SMB C信託銀行	販売会社	2015年5月27日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻 契約（注6）を締結。日本において販売・買戻業務を提供す る。

（注1）投資運用契約とは、受託会社がサブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびにサブ・ファンドに関する投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲する契約である。

（注2）保管契約とは、受託会社によって資産の保管会社として選任された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管口座の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

（注3）管理事務代行契約とは、受託会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授權する契約である。

（注4）名義書換代理契約とは、名義書換代理人が受益証券の発行、譲渡および買戻しに関して登録名義書換事務を提供することを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の販売会社への送付等を行うことを約する契約である。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

管理会社は、香港の法律に基づき設立された。

(ii) 会社の目的

管理会社の目的は、投資ファンドを運営、管理することである。香港法第571章の証券先物法（以下「SF0」という。）第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

(iii) 資本金の額

管理会社の資本金は200万200香港ドル（約2,758万円）で、2020年4月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約1,379円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2020年4月末日現在、258,424,800香港ドル（約36億円）であった。

（注）香港ドルの円換算額は、便宜上、2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場
の仲値（1香港ドル＝13.79円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。

(iv) 会社の沿革

1971年1月15日設立。

管理会社は、2007年2月16日香港の証券先物委員会からタイプ4および9の認可を受けた。

(v) 大株主の状況

（2020年4月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
シティグループ・グローバル・マー ケッツ・ホンコン・ホールディング ス・リミテッド (Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited)	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャ ンピオン・タワー50/F (50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong)	2万2株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

トラストは、信託法に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制される。

② 準拠法の内容

(i) 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、かつ信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受益者たる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、（限られた一定の場合を除き、）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(ii) ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

(iii) 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の業務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（もしくはプライムブローカー）を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の業務提供者に通知しなければならない。「同等の法域」とは、ケイマン諸島犯罪収益に関する法律（2020年改正）（以下「ケイマン諸島犯罪収益に関する法律」という。）に基づきケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければならない。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされている。

（5）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁（CIMA）への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決

定をなしうるために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド規則の要求する情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- ・ 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を行い、または行おうとしていること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法（2020年改正）、マネー・ロンダリング防止規則（2020年改正）または受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

トラストの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島である。サブ・ファンドの会計監査は、香港において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、毎年6月30日までには前年12月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a) サブ・ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b) 受託会社もしくは管理会社はその設立文書または目論見書に定める規定に従って、サブ・ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、(i) 当該事実を受託会社に書面で報告し、(ii) 当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、サブ・ファンドの次の年次報告書、および次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、(a) サブ・ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b) サブ・ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにサブ・ファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、サブ・ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むサブ・ファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、サブ・ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) サブ・ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

サブ・ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

（ロ）受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了する。監査済年次計算書類および未監査の半期計算書類は、香港において一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成され、通常、監査済年次計算書類は、各会計年度の末日から6か月以内に受益者に送付され、未監査の半期計算書類は、これが関連する期間の末日から3か月以内に受益者に送付される。

また、名義書換代理人は、各月の末日時点の受益者に保有されている受益証券の残高を記載した月次報告書を受益者に提供し、さらに、受益証券の申込みまたは買戻しのいずれかを行った受益者のそれぞれに対しては、当該申込みまたは買戻しの後に追加の残高証明書を提供する。

② 日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（a）金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各特定期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（b）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実、販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるシティグループ証券株式会社のホームページにおいて提供される。

（6）【監督官庁の概要】

ミューチュアル・ファンド法

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制される。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、CIMAに対する年次の所定の事項の報告および監査済年次財務書類の提出を規定する。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも、受託会社に対し、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。これらのCIMAの指示を遵守しない場合、受託会社は、高額な罰金に服することがあり、また、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、受託会社の適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

マネー・ロンダリング規制

マネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用し、維持する必要がある、そして申込者に対して、その身元、申込者の実質的所有者および支配者の身元（適用ある場合）ならびに資金源を証明する証拠の提出を要求することができる。許可された場合、一定の条件に基づき、受託会社はまた、そのマネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の維持を適切な者に委託することができる。

また、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込者または譲受人の身元、申込者または譲受人の実質的所有者および支配者の身元（適用ある場合）ならびに資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を留保する。ただし、場合によっては、受託会社およびその適式に選任された委託先は、随時改正または変更されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（2018年改正）またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合で、完全なデュー・ディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。

申込者が証明の目的で要求される情報の提出を遅延するか、または怠った場合、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込みの受理を拒絶することができ、その場合、受領された資金は利息を付することなく、当該資金の送金元口座に返金されるものとする。

受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先は、受益者に対する買戻代金の支払いまたは分配金の支払いが適用ある法律もしくは規制に従っていない疑いがあると受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先が自ら判断もしくはその旨の助言を受けた場合、またはかかる支払いの拒絶が、受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先にとって適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒絶することができる。

ケイマン諸島における者が、他の者が犯罪行為に従事またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくはそのような疑惑を抱き、またはこれらを知り、もしくは疑惑を抱くことについて合理的な根拠を得た場合、またかかる認識もしくは疑惑に関する情報を規制を受ける部門における業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行の過程で知った場合、当該者は、上記の確信または疑惑を、（i）その通報が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関するものである場合はケイマン諸島犯罪収益に関する法律に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、または（ii）その通報がテロ行為またはテロリストの資金提供および資産への関与に関するものである場合はケイマン諸島のテロリズム法（2018年改正）に基づき巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して報告する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされない。

ケイマン諸島データ保護

ケイマン諸島政府は、2017年5月18日に2017年データ保護法（以下「データ保護法」という。）を制定した。データ保護法は、国際的に認められたデータ・プライバシーの原則に基づく受託会社の法的要件を導入する。

受託会社は、データ保護法に基づく受託会社のデータ保護義務および投資者（および投資者に關係する個人）のデータ保護の権利を概説する書類を作成した（以下「サブ・ファンド・プライバシー通知」という。）。サブ・ファンド・プライバシー通知は、投資者に提供される。

投資予定者は、サブ・ファンドへの投資ならびに受託会社ならびにその関連会社および／または委託先との付随する相互作用（申込書の記入を含み、および該当する場合は電子的通信または通話の記録を含む。）により、または投資者に關係する個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、顧客、実質的所有者または代理人）の情報を受託会社に対して提供することにより、当該個人は、受託会社ならびにその関連会社および／または委託先（管理事務代行会社を含むが、これらに限られない。）に対して、データ保護法の意味における個人データを構成する一定の個人情報を提供することに留意すべきである。受託会社は、かかる個人データに関するデータ管理者を務めるものとし、ならびに管理事務代行会社、管理会社およびその他の者など受託会社の関連会社および／または委託先は、データ処理者（または、ある状況下においては、これらの者自身の権利におけるデータ管理者）を務めることがある。

サブ・ファンドに投資することおよび／またはサブ・ファンドに継続して投資することにより、投資者は、サブ・ファンド・プライバシー通知を詳細に読み、およびこれを理解し、ならびにサブ・ファンド・プライバシー通知がサブ・ファンドに対する投資に関連するデータ保護の権利義務の概要を提供することを確認したものとみなされる。

データ保護法の監視は、ケイマン諸島の行政監察官（オンブズマン）事務所の責任である。受託会社によるデータ保護法の違反は、是正命令、制裁金または刑事訴追のための告発を含むオンブズマンによる強制措置に至る可能性がある。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資目的および方針

サブ・ファンドの投資目的は、主に、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると判断する米国の成長企業の株式に直接的または間接的に投資することにより、長期的な資産の成長を目指すことである。サブ・ファンドは、投資先ファンドの米ドル建て受益証券（以下「米ドル建て受益証券」という。）に主に投資することにより投資目的の達成を目指す。したがって、サブ・ファンドは、投資先ファンドのフィーダー・ファンドを務めるため、その資産のほぼすべてが投資先ファンドに投資される。

サブ・ファンドの資産の大半は投資先ファンドに投資されるため、サブ・ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドの投資ポートフォリオのパフォーマンスに依拠する。

サブ・ファンドの資産の特定の部分は、サブ・ファンドの日々の現金必要性が生じた際にはこれを斟酌しつつ、現金または短期金融商品等の現金等価物・短期金融証券として留保される。サブ・ファンドのキャッシュ・ポリシーの詳細は、後記「キャッシュ・ポリシー」の項において記載されている。

サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして組成されている。サブ・ファンドは、トラッカー・ファンドとして設定されていない。したがって、サブ・ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドのパフォーマンスとは異なることがある。

管理会社は、(i)受益証券の購入申込みまたは買戻請求が大量になされると単独で判断する場合、(ii)サブ・ファンドが投資する市場または投資対象の急激または大幅な変動を単独の裁量により予期する場合または管理会社の合理的な支配を超えるその他の事由が存在する場合、(iii)管理会社が新たに拠出された資産の初期投資を行っている始動期間、および／またはその逸脱が管理会社の単独の裁量により(a)サブ・ファンドを終了する準備を行うためまたは(b)サブ・ファンドの資産の規模の結果として合理的に必要である場合、本書に記載される投資方針、制限およびガイドラインから一時的に逸脱することを決定することができる。当該逸脱を認識した場合、管理会社は、受益者の利益を考慮し、合理的に実務上可能な限り当該逸脱を是正することを目指す。

サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。

投資先ファンド

投資先ファンドは、投資先ファンドの受託者と管理者の間の2013年3月11日付信託証書の補遺である2013年3月11日付補遺信託宣言によって設立されたケイマン諸島のアンブレラ型ユニット・トラストであるゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラストのサブ・トラストである。投資先ファンドは、2013年の第一四半期に運用を開始した。

投資先ファンドの投資目的は、主に、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると投資先ファンドの投資運用会社（以下「投資運用会社」という。）が判断する米国の成長企業の株式に直接的または間接的に投資することにより、長期的な資産の成長を目指すことである。

投資運用会社は、ボラティリティおよびリスクとして容認しうる水準であると判断する限りにおいて、米ドル建て受益証券の保有者に長期的なトータル・リターンを提供するという目的に合致すると判断する場合、利用可能な投資機会を考慮した上で投資先ファンドの投資目的の一部または全部を変更し、市況の変化から利益を得る権限を有する。投資先ファンドの投資目的が達成され、投資先ファンドのポートフォリオ設計およびリスク管理・ヘッジ戦略が成功するという保証はない。

投資先ファンドは、主に、米国の企業の市場性のある株式に投資することにより、目的の達成を目指す、非流動性証券、債務証券、米国以外の発行体の証券および米ドル以外の通貨で値付けされた証券に投資することができ、また、投資目的および投資制限に全体的にみて合致するその他の特定の投資技法（特定のオプション戦略を含む。）を利用することができる。

株式には、普通株式、優先株式、新株予約権およびその他の株式を取得する権利、米国預託証券（以下「ADR」という。）、ヨーロッパ預託証券（以下「EDR」という。）およびグローバル預託証券（以下「GDR」という。）を含むが、これらに限られないものとする。

投資先ファンドは、原則として、常時15から20銘柄程度を保有することを目指す。投資運用会社が、実際に保有する銘柄数は、魅力ある投資機会の可能性、キャッシュ状況などを含む複数の要因に鑑み、投資運用会社の判断によりこの範囲外となる場合がある。

投資先ファンドは、通常、証券の集中型ポートフォリオを保有することが見込まれている。投資運用会社が用いる投資手法は、原則として、独自のファンダメンタル・リサーチおよび財務分析に基づくものである。投資運用会社は、投資先ファンドのための投資銘柄を選択する際、通常、個別企業の選別を重視するが（いわゆる「ボトムアップ手法」）、特定の発行体の証券に投資するか否かを判断する際には、幅広い要因を考慮する。

さらに、投資運用会社の単独裁量において、資金を一つまたは複数の投資対象に配分するまでの間、運営上の必要を満たし、流動性を保ち、投資先ファンドの予想される買戻代金もしくは費用を調達するため、またはその他の目的のために、投資先ファンドは、現金を保有するか、または現金残高を、適切と判断される時点において、短期金融商品（マネー・マーケット・ファンド、ミューチュアル・ファンド、逆レポ取引、変動利付債、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、定期預金、短期国債、中期国債、長期国債、レポ取引、貯蓄性預金、ストリップ債および短期投資を含むが、これらに限られない。）を含むが、これに限られない適切と判断される金融商品に投資することができる。

投資先ファンドは、絶対収益追求型の投資対象であると考えられるべきではない。投資先ファンドはロングに限定された投資アプローチをとるため、絶対収益追求型の投資対象とは分類されない。

サブ・ファンドが投資目的を達成し、または相当額の損失を回避するとの保証はない。サブ・ファンドは、実質的にすべての資産を投資先ファンドに投資する。その結果、受益者は、投資先ファンドへの投資に伴うリスクに間接的にさらされる。

投資運用会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーが、投資先ファンドの投資運用会社を務める。投資運用会社は、投資先ファンドに関する投資顧問機能をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMI」という。）に委託する。

投資運用会社およびGSAMIは、1869年に設立された投資銀行・証券会社グループの一つであるゴールドマン・サックス・グループの間接所有子会社である。投資運用会社は、アメリカ合衆国10282ニューヨーク州ニューヨーク市ウエストストリート200に所在し、GSAMIは、英国に所在する。

1940年米国投資顧問会社法（その後の改正を含む。）（以下「投資顧問法」という。）に基づく登録投資顧問として、投資運用会社およびGSAMIは、SECにフォームADVを提出する義務を負う。フォームADVには投資運用会社およびGSAMIの運用資産、報酬体系の種類、投資対象の種類、潜在的利益相反およびその他の関連情報が記載されている。投資運用会社およびGSAMIそれぞれのフォームADV、パート1およびパート2Aの写しはSECのウェブサイト（www.adviserinfo.sec.gov）で入手することができる。

キャッシュ・ポリシー

管理会社は、サブ・ファンドの全体的な現金運用に責任を負う。

通常の状態において、サブ・ファンドがキャッシュ・フローの必要性を満たすために、現金または現金等価証券に対する配分は、サブ・ファンドの支払債務を満たすのに足りる最低水準で行われ、いかなる状況においても、純資産価額の10パーセントを超えない。現金配分は、保管会社の銀行預金口座にある現金、現金等価証券および現金性商品を含むが、これに限られない。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」の項を参照のこと。

純資産総額の10パーセントを超えて投資する投資対象ファンドは、以下のとおりである(2020年6月30日現在)。

投資対象ファンドの名称	ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト－G S米国フォーカス・グロース
運用の基本方針	主に、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると投資運用会社が判断する米国の成長企業の株式に直接的または間接的に投資することにより、長期的な資産の成長を目指すこと
投資対象	本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると投資運用会社が判断する米国の成長企業の株式
投資運用会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

（３）【運用体制】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を（関連するサブ・ファンドの費用で）委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- （a）管理会社は、各委託先が信託証書の規定（適用ある範囲において）を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- （b）適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト（いずれかのサブ・ファンドを含む。）が被った損失について一切責任を負わない。
- （c）当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償権を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担または当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- （a）管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- （b）管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が選任されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および／または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を選任している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担または被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担または被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコ

ン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。SF0第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて25年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよびその後香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチュ・アセット・マネジメントおよびシティグループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

（４）【分配方針】

サブ・ファンドが分配可能な相当利益を有することは想定されていない。サブ・ファンドの計算において受領された利益は、管理会社が別段の決定をしない限り、分配される予定はない。

（５）【投資制限】

投資制限

管理会社は、サブ・ファンドの計算において、サブ・ファンドの総資産の50パーセント超を金融商品取引法に定義される「有価証券」（社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など）（有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。）およびかかる有価証券に関連するデリバティブに対して投資する。

管理会社は、サブ・ファンドのために以下に掲げることを行わない。

- （a）取得の結果として管理会社が運用するすべての投資信託が保有する投資会社ではないいずれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること
- （b）サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること（ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書またはその補遺において明確に開示されている場合は、投資対象の取得を妨げないものとする。）
- （c）自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと
- （d）管理会社、または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む（ただし、これらに限られない。）受益者の利益を害し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと
- （e）空売りの結果、サブ・ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合に、空売りを行うこと
- （f）後記「借入れ」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと
- （g）一つの発行体の株式または投資信託受益証券を、その価値（以下「株式等エクスポージャー」という。）が純資産価額の10パーセントを超えて保有すること（当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）
- （h）一つの取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である発行体についてのデリバティブのポジションから生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。）が純資産価額の10パーセントを超えて、デリバティブのポジションを保有すること（当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）
- （i）一つの主体により発行され、組成されまたは引き受けられた、（i）有価証券（上記（g）に掲げる株式または投資信託受益証券を除く。）、（ii）金銭債権（上記（h）に掲げるデリバティブを除く。）および（iii）匿名組合出資持分を、その価値（以下「債券等エクスポージャー」という。）が純資産価額の10パーセントを超えて保有すること（当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）（注：担保付取引の場合は、担保評価額が控除され、当該主体に対する債務がある場合は、債務額が控除される。）
- （j）一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーについて、総額で純資産価額の20パーセントを超えてポジションを有すること
- （k）日本証券業協会の規則に基づくデリバティブ取引等を行うこと

管理会社は、当該投資制限に関係する適用ある制定法または規則が修正その他新たなものとなり、管理会社の意見において投資制限が適用ある法律および規則に違反することなく修正できる場合、受託会社と協議の上、受益者の同意を得ることなく（ただし、修正または削除について受益者に対し21日前の通知を行うものとする。）、上記の投資制限のいずれについても、修正または削除（該当する方）を行う権限を有するものとする。

借入れ

管理会社および／またはその委託先は、サブ・ファンドの計算において金銭を借り入れることができるが、借入残高の総額が純資産価額の10パーセントを超える結果とはならないことを条件とする。ただし、サブ・ファンドが他のサブ・ファンド、投資ファンドまたは他の種類の集団投資スキームとの併合を含む（ただし、

これに限られない。) 特別な状況において、12か月を超えない期間で一時的に制限を超える場合はこの限りではない。

コミットメント・アプローチ（簡便法）によるサブ・ファンドの総エクスポージャーは、実物資産の市場価額にデリバティブの性質に係る原資産の市場価額を加えたものをサブ・ファンドに帰属する純資産価額で除し、ネットティングの取決めおよびヘッジの取決めにより調整したものを用いて計算される。サブ・ファンドのレバレッジは、サブ・ファンドの総エクスポージャーから100パーセントを差し引いたものに相当する。総エクスポージャーが100パーセントであるということは、レバレッジがないことを意味する（0パーセントのレバレッジ）。

通常の市況のもとでは、サブ・ファンドの予想最大レバレッジは、10パーセントである。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

各投資者は、自らの投資アドバイザーおよび／独立専門家から独立した投資助言（法律上、規制上、税務上、財務上および／または会計上の助言を含む。）を得るべきである。

これらのリスク要因は、投資アドバイザーまたは投資者が利用する銀行による独立した助言に代わるものではなく、各投資者は、これらの助言をいかなる場合においても受益証券の買付けの決定前に得るべきである。本書に含まれる情報は、投資者の要件、投資目的、経験、知識および状況に合わせてなされる独立した助言に代わるべきものとはなり得ないため、投資決定は、これらのリスク要因のみに依拠して行われるべきではない。

サブ・ファンドへの投資には重大なリスクが伴い、多くの予測不可能な要因に影響を受ける。サブ・ファンドのリスク特性の急激な変化は、受益証券の価値に重大な悪影響を及ぼしうる。受益証券に流通市場が存在する可能性は低い。投資者は、サブ・ファンドにおけるその投資の相当部分または全部を損失する場合もある。したがって、各投資者は、サブ・ファンドへの投資のリスクに耐えることができるか否かを慎重に考慮すべきである。以下に掲げるリスク要因の記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。

サブ・ファンドに関連するリスク

投資目的および取引リスク

サブ・ファンドの投資目的が、一定期間（特に短期）において、達成される保証はない。

投資者は、受益証券の価値が上昇することあれば下落する可能性があることを認識すべきである。

市場価格、金利、指数、ボラティリティ、相関性または流動性等の要因の変動の結果、サブ・ファンドに損失が発生するリスクがある。

特に、サブ・ファンドの主な投資目的は、実質的にすべてのサブ・ファンドの資産を投資先ファンドに投資することであることから、投資先ファンドの価値が市場要因によって下落した場合、著しい損失を被る場合がある。

価格変動リスク

投資先ファンドへの投資には、株式の価格変動等の様々なリスクが伴う。サブ・ファンドは、金利動向、一般的な経済状況、金融市場の状況、特定業種の動向や傾向、発行体の財務状況、需給関係の変動、取引・財務・金融産業および為替に関わる規制および政府の方針、ならびに国内外の政治的・経済的事由および方針の影響を受ける。株価の下落、発行体の破綻や財務状況の悪化等の市場環境により、受益証券１口当たり純資産価格が下落し、投資元本を割り込み損失を被ることがある。

流通市場の不在

受益証券に関して流通市場が形成されることは予定されない。したがって、受益者は、後記「第２ 管理及び運営、２ 買戻し手続等、（１） 海外における買戻し」の項に定める手続および制限に基づく買戻方法によってのみその受益証券を処分することができる場合もありうる。関連する買戻通知の日付から関連する買戻日までの期間中にその受益証券の買戻しを請求する受益者によって保有される受益証券に帰属する純資産価額の減少に関するリスクは、買戻しを請求する受益者が被る。さらに、受益者が自らの受益証券を買い戻され得ない場合もありうる。

分配

分配は、収益もしくは元本またはその両方から行われることがある。そのため、分配が、実質的には投資者の当初元本または売買益（キャピタル・ゲイン）の払戻しとなることがあり、分配金が利用可能な収益を超過する場合には、分配によって元本が毀損されることがある。したがって、元本の維持を追求する投資者は、サブ・ファンドの投資の価値の下落が、資産価値の下落のみならず分配による投資者への元本の払戻しによっても生じうる点に留意するべきである。

サブ・ファンドの実績

管理会社が運用するサブ・ファンドまたはその他の投資ファンドの過去の実績は、必ずしもサブ・ファンドの将来の結果を予示するものではない。

買戻しが与える影響

受益者による受益証券の大量の買戻し請求が行われる場合、買戻しに必要な現金を調達するために、望ましい時機よりも早期に不利な価格で管理会社にサブ・ファンドの投資対象の清算を余儀なくさせる可能性がある。

決済の不履行

受益証券は、取得日を参照することにより申込みが行われ、発行される。ただし、受益証券の申込者は、当該申込日から3日目の営業日に申込みを決済することのみ要求される。投資者が、申込金額を支払日に決済することができなかった場合（以下「不履行投資者」という。）、管理会社は、決済不履行の対象である当該不履行投資者の受益証券を取り消すことがある。当該不履行投資者が受益証券の申込みを行った取得日と不履行投資者の受益証券が取り消された日との間に受益証券の申込みを行う投資者および既存の受益者は、その受益証券について、不履行投資者の受益証券に対する申込みが受け付けられていなかった場合に支払ったであろう金額と比較してより高い1口当たりの申込金額を支払うことになる可能性がある。または、その受益証券について、1口当たりの申込金額の支払いが少なくなることによる恩恵を受ける可能性もある。この場合、既存の受益者は、その保有する受益証券の価値が希薄化する。同様に、当該期間中に買戻しのために受益証券を呈示する受益者は、受領する1口当たりの買戻価格が低くなる可能性がある。または、当該決済の不履行が発生していなかった場合に受領したであろう金額と比較して、より高い1口当たりの買戻価格を受領する可能性もある。後者の場合、残存するすべての受益者の保有する受益証券の価値が希薄化する。決済の不履行が発生した場合、発行済受益証券数、買戻受益証券数、受益者が支払う1口当たりの申込金額または受領する買戻金額は調整されないため、決済の不履行は受益者に対して悪影響を及ぼす可能性がある。

停止リスク

管理会社は、信託証書の条件に基づき、特定の状況において、受益証券の申込みおよび買戻しを停止することに加え、純資産価額の算定を停止することができる。投資者は、停止が実行された場合、受益証券の申込みまたは買戻しを行うことはできない。投資者は、純資産価額の算定が停止されている場合、自らの投資対象の市場価格を取得することはできない。この点に関するさらなる情報については、後記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項を参照されたい。

無保証

サブ・ファンドは、保証されておらず、元本保護されていない。そのため、受益者が当初投資の総額を取り戻すことができる保証はない。受益者は、投資総額を上限とする損失を被る準備をしておくべきである。

早期償還リスク

サブ・ファンドは、特定の状況において、後記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に記載されるとおり、予定の償還日の前に償還する場合がある。

投資戦略に関連するリスク

マスター・フィーダー・ファンド構造

サブ・ファンドは、受益証券の発行による手取金およびその他サブ・ファンドの資産の実質的にすべてを、「マスター・フィーダー」ファンド構造により、投資先ファンドに投資する。「マスター・フィーダー」ファンド構造は、特に、同一のポートフォリオに投資する複数の投資ビークルが存在する場合、投資者に対して一定の特有のリスクを生じさせる。投資先ファンドに投資する小型の投資ビークルは、投資先ファンドに投資する大型の投資ビークルの投資活動により重大な影響を受けることがある。例えば、大型の投資ビークルが投資先ファンドから撤退した場合、残った投資ビークルは、より高い運営費用を按分して負担することがあり、それによりリターンが減少する。投資先ファンドの投資者が短期間に元本の多額の換金を行う場合、投資先ファ

ンドに経済的に最も有利ではない時期および方法で有価証券のポジションを一度に清算する必要がある可能性があり、これにより投資先ファンドの資産の価格、ひいては純資産価額に悪影響を与える可能性がある。

集団投資スキーム

投資先ファンドの管理者により採用される戦略または投資先ファンドの性質は、時間の経過により変化することがあり、これが、投資先ファンドが投資する投資対象のリターンや条件に悪影響を及ぼす可能性がある。投資先ファンドがうまく運用されない又は管理会社の期待に沿って運用されない可能性があるというリスクがある。

投資の集中

サブ・ファンドは、受益証券の売却代金の実質的にすべてを投資先ファンドに投資するため、投資先ファンドが被る損失は、サブ・ファンドの財務ポジション全体に重大な悪影響を及ぼす。

投資先ファンドへの依拠

サブ・ファンドの投資目的の達成は、投資先ファンドの継続的な利用可能性に依拠する。投資先ファンドは、終了または解散する場合があります、サブ・ファンドが投資先ファンドにより発行された受益証券に投資することができなくなるその他の理由がある場合がある。いずれの場合においても、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドを終了することを決定することができる。

費用水準

投資先ファンドが支払う報酬は、追加の報酬およびサブ・ファンドによる直接投資に関連するものよりも高い費用になる。サブ・ファンドの費用は、ファンド・オブ・ファンズ・アプローチを用いないその他の投資主体に関連する費用よりも高い割合のサブ・ファンドの純資産を構成することがある。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、サブ・ファンドの計算において適時に投資対象を売却する管理会社の能力に関連する。相対的に流動性が低い有価証券の市場は、より流動性が高い有価証券の市場よりも価格変動性が高い傾向にある。サブ・ファンドが相対的に流動性が低い有価証券に投資する場合、管理会社がサブ・ファンドの投資対象を希望する価格・時期に取引できない可能性がある。ポートフォリオは、相対的に少数の銘柄に集中投資することがあり、これはサブ・ファンドの流動性に影響を及ぼしうる。さらに、当該投資対象の処分は、契約上の条項により制限を受けることがあり、これ自体、当該投資対象の価格に影響を及ぼしうる。取引所は、特定の商品もしくは契約の取引の停止、特定の商品もしくは契約の即座の清算および決済の要求、または特定の商品もしくは契約の取引が清算のためにのみ行われることの要求を行う可能性がある。非流動性のリスクは、店頭取引にも発生する。当該商品または契約には規制市場がない場合があり、買呼値および売呼値は、これらの商品または契約のディーラーによってのみ決定される可能性がある。市場性が低い有価証券への投資は流動性リスクを伴う。さらに、当該有価証券は、評価が困難であり、その発行体は、投資者保護に関する規制市場の規則に常に従うわけではない。

流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを効果的に管理するための方策を整備する。（適用性／適切性に応じて）管理会社または管理会社のリスク管理機能は、日次方式により、流動性リスク管理方針の実施を監視する。また、管理会社は、管理会社が買戻しを整然と処理することができ、またすべての投資者が公平に取り扱われることを可能ならしめることができるような流動性リスク管理の手法（後記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」および「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し、買戻しの繰延べ」に記載するもの等）を構築している。

継続的に、管理会社は、内部の流動性指標に対するサブ・ファンドの流動性のポジションを評価している。管理会社は、流動性評価に至る一定の範囲の定量的基準および定量的要素を斟酌する。管理会社がポジションを換金するために必要となる期間および費用を算定することができるように、管理会社は、換金のための平均日数または合計日数に基づき、投資対象に内在する流動性を分析することができる。潜在的に有価証券の日次の数量を超過することおよびこれによる有価証券の価格への影響を避けるため、取引前の分析を実施すること

ができる。管理会社はまた、継続的にサブ・ファンドの流動性ストレス・テストも履行する。流動性リスク管理方針および流動性リスク管理手続は、定期的かつ必要に応じて見直される。

サブ・ファンドが指標を満たすことができない場合、リスク管理機能は、追加の分析を履行することが必要であるか否か、およびサブ・ファンドの流動性リスクを管理するため追加の措置を講じるべきか否かを斟酌する。管理会社は、評価に係る記録を保存する。

取引相手方リスク

サブ・ファンドおよび投資先ファンドは、契約の条件に関する紛争（正当な主張であるとは限らない。）を理由としてまたは信用もしくは流動性の問題から取引相手方が取引の条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、その結果、サブ・ファンドまたは投資先ファンドが損失を被ることになる場合がある。当該「取引相手方リスク」は、決済を妨げる事象が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について増大する。受託会社、管理会社または投資運用会社のいずれも、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を特定の取引相手に集中させることを制限されていない。さらに、管理会社は、取引相手方の信用度を評価する内部信用評価機能がない。受託会社および／または管理会社が一または複数の取引相手方と取引を行う能力および当該取引相手方の財政的能力について有意義な独立した評価が欠如していることで、サブ・ファンドが損失を被る可能性が増大する場合がある。

サブ・ファンドおよび投資先ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行う取引相手方の信用リスクにさらされる場合があるが、これは、取引所決済機関の履行保証等組織化された取引所におけるデリバティブの取引参加者に適用されるのと同様の保護が、それらの非上場デリバティブの取引には与えられないことによる。非上場デリバティブの取引相手方は、公認取引所ではなく、取引に従事する特定の会社または企業であるため、取引相手方の支払不能、非流動性、破産または債務不履行および取引相手方との契約の条件に関する紛争は、投資先ファンドおよび／またはサブ・ファンドに多額の損失をもたらす可能性がある。受託会社および管理会社は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがある。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない場合、うまく機能しない可能性がある。そのため、投資先ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、投資先ファンドおよび／またはサブ・ファンドの取引が規制取引所に限定された場合よりも不履行による大きな損失リスクにさらされる。取引相手方が債務不履行に陥らないとの保証はなく、サブ・ファンドが結果として取引による損失を被らないとの保証もない。

為替変動リスク

サブ・ファンドおよび受益証券は米ドル建てであるため、投資者が米ドル建て以外の通貨で評価する場合、外国為替の変動の影響を受ける。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定される。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性がある。

将来的な規制上の変更は予測不可能であること

証券市場およびデリバティブ市場には、広範囲にわたる法律、規制および証拠金要件が適用される。さらに、米国証券取引委員会および取引所は、市場に緊急事態が生じた場合に臨時措置（例えば、投機的ポジション制限またはより高額な証拠金要件の遡及的实施、日々の価格制限の設定および取引の停止を含む。）を講じる権限を付与されている。米国内外における有価証券およびデリバティブに関する規制は、変化の激しい法律分野であり、政府および司法機関の措置により変更される場合がある。将来的な規制上の変更がサブ・ファンドおよび投資先ファンドに及ぼす影響は、予測不可能であるが、重大かつ不利なものとなるおそれがある。

法的リスクおよび法令遵守リスク

国内および／または外国の法律または規制は、サブ・ファンドおよび／または投資先ファンドに悪影響を及ぼす形で変更される場合がある。各国間または各法域間の法律の差異により、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関して締結された法的契約を執行することが困難となる可能性がある。受託会社および管理会

社は、法律またはその解釈の変更による悪影響を制限または防止するための措置（サブ・ファンドの投資方針または投資目的を変更することを含むが、これらに限られない。）を講じる権利を留保する。

デリバティブ規制

ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）は、その包括的なデリバティブに係る新しい規制制度を通じて、サブ・ファンドの計算において管理会社によって約定される取引の種類を含む多くのデリバティブ取引（かつては規制されていなかった店頭デリバティブを含む。）に対し、強制清算、取引所における取引および証拠金の要件を課すものである。ドッド・フランク法は、「スワップ・ディーラー」および「主要スワップ参加者」などの規制対象となる市場参加者の新たな区分も創設しており、かかる市場参加者は、重大かつ新たな資本、登録、帳簿記録、報告、開示、業務運営および他の規制に関する要件に服する。これらの要件の詳細の一部は、未だ米国商品先物取引委員会、米国証券取引委員会、米国連邦準備制度理事会およびその他の規制当局による規則の制定および解釈を通じて明らかにされていない。しかしながら、本書の日付現在において入手可能な情報に基づく、ドッド・フランク法に基づくデリバティブ規制が及ぼしうる可能性のある影響は、サブ・ファンドの費用全般の増加である。特に、新たな証拠金要件、ポジション制限および資本に対する賦課は、サブ・ファンドに直接適用されない場合であっても、サブ・ファンドの計算において約定されるデリバティブ取引の費用の上昇をもたらすことがある。登録、帳簿記録、報告および法令遵守などの新たな要件に起因する管理事務費用も、サブ・ファンドに直接適用されない場合であっても、デリバティブ価格の値上がりには反映されることがある。新たな商品取引および取引報告の要件は、デリバティブ取引の流動性の低下を招き、一定のデリバティブの不利な価格決定もしくは利用可能性の低下、または裁定機会の減少に至ることがあり、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

ボルカー・ルール

ドッド・フランク・ウォール街改革・消費者保護法第619条は、一定の適用除外のもと、特定の銀行事業体（シティグループおよびその関連会社を含む。）が自己勘定取引に参加すること、特定のプライベート・ファンド（以下「対象ファンド」という。）の所有権を取得もしくは保有すること、対象ファンドのスポンサーとなることまたは対象ファンドと特定の関係を持つことを原則として禁止する、いわゆる「ボルカー・ルール」を米国銀行法に盛り込んだ。ボルカー・ルールに服する銀行事業体は、2015年7月21日（以下「適合期限」という。）までに、既存の活動および投資をボルカー・ルールに準拠させなければならなかった（当該銀行事業体の適切な米国連邦監督機関の裁量により、1年間の延長が2回まで認められる）。連邦準備制度理事会が發布した適合期間を2015年7月21日まで延長する命令により、銀行事業体は、適合期間が終了するまでに禁止された活動を終了させ、容認されない投資を処分する遵守計画を作成し、実行することが求められる。銀行は、「実務上可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においても適合期間が終了するまでに」遵守計画を設定するよう期待される。

管理会社は、サブ・ファンドが対象ファンドに分類されないようまたは対象ファンドの定義からの適用除外に適合するように企図された、一定の変更（サブ・ファンドが設立された条件を含む。）を適合期限以前にトラストに対して行った。ただし、ボルカー・ルールは、比較的新しい法制度であり、いまだに、規制当局がその条件をどのように解釈し、執行するかに関する情報または指針はほとんど存在しない。したがって、サブ・ファンドは当該変更の結果、対象ファンドの範囲外になり、また、定義からの適用除外の対象になる保証はない。

管理会社が単独の裁量により、サブ・ファンドが対象ファンドであり、管理会社がボルカー・ルールに従ってサブ・ファンドを運営し続けることが合理的に不可能であるまたは不可能になると判断する場合、サブ・ファンドは終了されることがある。後記「トラストまたはサブ・ファンドの終了」と題する項を参照されたい。サブ・ファンドの終了が行われない場合であっても、サブ・ファンドが対象ファンドと判断された場合には、シティグループおよびその関連会社は、サブ・ファンドとの間の特定の取引を認められない可能性がある。これは、サブ・ファンドおよび管理会社が自らの投資対象を管理する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

利益相反

管理会社および受託会社（ならびにこれらの関連会社）は、随時、サブ・ファンドと類似の投資目的を有する他のファンドおよび顧客に関連して随時要求されるところに従い、受託者、管理事務代行者、登録機関、管理者、保管者、投資運用者または投資顧問、代理人その他として行為し、またはその他の方法でサブ・ファンドと類似の投資目的を有する他のファンドおよび顧客に関与することがある。したがって、これらのいずれの者も、業務の過程において、サブ・ファンドと潜在的な利益相反を生じる可能性がある。これらの者は、かかる場合には常にサブ・ファンドに対する自己の義務を考慮し、かかる利益相反を公正に解決するよう努める。いかなる場合も、管理会社は、すべての投資機会が公正に配分されることを確実にする。

サブ・ファンドのための取引は、管理会社の関係者との間でまたはこれを通じて行われる予定である。かかる関係者との間でまたはこれを通じて行われる取引の量に制限はない。かかる関係者に支払われる報酬または手数料は、かかる取引の当該時点の市場レートで支払われる報酬または手数料を上回ることがある。

投資先ファンドに関するリスク

投資先ファンドへの投資にはリスクがある。投資先ファンドに投資することにより、サブ・ファンドがその資金（投資額全額を含む。）を失う可能性がある。投資先ファンドへの投資は銀行預金ではなく、したがって米国政府機関または米国以外の政府機関により保護または保証されているものではない。

投資先ファンドへの投資リスクは、投資先ファンド・アンブレラの構造に関連するリスク、投資先ファンドに対する業務提供者に関連するリスク、および投資先ファンドの投資目的達成の能力に関連するリスクおよび投資運用会社により引き受けられる限度のヘッジ活動から生じる。投資予定者はそれぞれ投資先ファンドへの間接投資が当該投資予定者に適した投資であるかどうかの決定に際し、かかるリスクを注意深く検討すべきである。かかるリスクには、以下のものが含まれるが、これらに限定されない。疑義を避けるために付言すると、本書における投資先ファンドへの言及は、文脈により、投資先ファンドに関して行為する投資運用会社への言及とみなされる。

投資および取引リスク

投資先ファンドへの投資には、投資元本の全額を失うというリスクも含めた高いリスクがある。投資先ファンドは、本書に記載されたリスクを含む、リスク特性を有する戦略および投資技術を用いて金融商品に投資し、積極的に取引を行うことができる。投資先ファンドの投資プログラムが成功するか、または投資先ファンドのポートフォリオの組合せ、リスク管理およびヘッジが成功するという保証または表明はない。投資先ファンドがすべての資本を投資するに適切な投資機会を見出すことができるかどうかの保証はない。投資先ファンドに関して投資運用会社が行うすべての投資には、投資元本を失うリスクがある。投資結果は、時間の経過とともに大きく変化することがある。投資元本の一部またはすべてを失う可能性があるため、投資予定者は、かかる損失の結果に容易に耐えうる場合以外は、米ドル建て受益証券を購入すべきでない。

投資元本

とりわけ金利変動、発行体の破綻や財務状況の悪化等に起因する投資ポートフォリオの価格の下落を含む市場環境により、投資先ファンドの純資産価額が下落し、投資家が金銭的損失を被ることがある。

米ドル建て受益証券に関して、その資産が、通常において、実質的に当該受益証券が米ドル通貨建てにより運用され、またはかかる表示通貨に対してヘッジされることが意図されている場合、純資産価額が当該受益証券の表示通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により純資産価額が円換算ベースでは投資元本を割り込むこととなった場合には、日本の投資家は、円換算ベースで損失を被ることがある。

さらに、米ドル建て受益証券に関する為替ヘッジが通貨エクスポージャーのヘッジに成功するという保証はないため、投資先ファンドは為替変動リスクを回避できず、したがって投資家が為替変動の影響を受ける可能性がある。

これらの理由により、投資家が投資先ファンドに投資する投資元本は保証されているものではない。純資産価額の下落や為替相場の変動により投資元本を割り込み、これにより投資家が金銭的損失を被ることがある。

運用実績の欠如、関連ファンドの過去の実績

投資先ファンドは、投資予定者がパフォーマンスの可能性を評価するものになりうる運用実績は限られたもののしか有しない。投資運用会社が運用するその他の投資信託またはアカウントの実績は、現在または過去において投資先ファンドの投資プログラムと類似しまたは異なる投資プログラムを持っているが、投資先ファンドが達成する結果を示すものではない。投資運用会社は、投資先ファンドに関して、異なる有価証券のポートフォリオに投資し、かかるその他の投資信託およびアカウントとは異なる投資プログラムおよび投資技術を利用することがある。よって、投資先ファンドの結果は投資運用会社ならびにかかる投資信託およびアカウントが過去に示した結果とは異なることがあり、それらとは独立したものである。さらに、過去の実績は、将来のリターンの保証とはならない。

投資運用会社およびそのスタッフへの依存、投資先ファンド受益者が投資先ファンドの運営に参加しないこと

投資先ファンドの成功は、とりわけ、投資運用会社が投資先ファンドの投資プログラムを開発し、首尾よく実施する能力にかかっている。投資運用会社がこれを実行できるという保証はない。投資運用会社が行った決定により、投資先ファンドに損失が生じること、または、そうでなければ投資先ファンドが投資できた収益獲得の機会を逃すこともある。

さらに、投資運用会社またはそのスタッフのいずれかが投資先ファンドに対し助言を継続し、投資先ファンドに関する取引を継続するという保証はない。投資先ファンドが投資運用会社またはその主要スタッフのサービスを受けられなくなる場合、投資先ファンドは悪影響を受ける場合があり、最終的に投資先ファンドの解散に至る可能性がある。例えば、規制その他の理由により、GSグループの役員または他の従業員に通常または特定の場合に支払われる報酬の額は、金額または形態において限定されることがある。その結果、一部の主要スタッフは、GSグループとの雇用を終了させる場合もある。

投資先ファンド受益者（受託会社を含む。）は、投資先ファンドの日々の事業経営または管理に参加する権利または権限はなく、投資先ファンドが行った特定の投資、またはかかる投資の条件につき評価する機会はない。

戦略リスク

戦略リスクは、投資運用会社が活用する投資プログラムの経済上の実行可能性の悪化に関連する。定量的およびファンダメンタルな投資分析が正確であり、かかる戦略に基づく投資プログラムが成功するという保証はない。投資運用会社は、随時、分析および投資プログラムを修正または調整することができる。

規制当局の監督の限界

ゴールドマン・サックス・グループの間接所有子会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルは、SECに投資顧問会社として登録され、その事業の運営について英国金融行為規制機構によって認可および規制されている。投資先ファンドは、非公開の投資会社に利用可能な免除を利用しているため、1940年米国投資会社法（以下「米国投資会社法」という。）に基づく投資会社として登録しておらず、登録する義務もない。よって、様々な投資者保護の提供が意図された投資会社法の規定（とりわけ、投資会社に利害関係のない取締役を過半数有すること、レバレッジの制限を行うこと、投資会社とその関係会社間の取引を制限すること、投資会社の保管する有価証券を、常時、他の者の有価証券とは個別に分離保管し、かつ当該有価証券が当該投資会社の資産であるものと明確に特定して記載することが求められ、顧問会社および投資会社間の関係を規定することも求められる。）が適用されない。したがって、随時、投資先ファンドの有価証券およびその他の資産の大部分が、登録投資会社の場合に要求されるような当該資産を個別に分離保管していない仲介会社で保持される可能性がある。1970年米国証券投資者保護法（改訂済）の規定に基づき、かかる仲介会社の破産または不履行は、当該有価証券およびその他の資産の保管が登録投資会社に適用される要件に従って保持されていた場合よりも、投資先ファンドにより甚大な悪影響を及ぼす傾向がある。投資先ファンドが委託した資産を保管者が自身のために利用することができるというリスクもある。

投資運用会社は、米国商品取引法（改訂済）（以下「米国商品取引法」という。）に従い、投資運用会社が運営する他のファンドについてコモディティ・プール・オペレーター（以下「CPO」という。）およびコモディティ取引アドバイザーとして米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）に登録されているが、投

資産運用会社は、投資先ファンドを米国商品取引法の規則4.13(a)(3)に基づくCP0としての登録を免除されているものとして運営する予定である。規則4.13(a)(3)に基づき、投資運用会社は、登録済みCP0ではあるが、投資先ファンド受益者に対し、他の場合に米国商品取引法により提出を要求される証明付き年次報告書および開示書類を交付する必要はない。かかる資料には、米国商品取引法に基づき要求される特定の開示事項が含まれるが、これらは本書または投資先ファンドが投資先ファンド受益者に提供する報告書に含まれない場合がある。

さらに、米ドル建て受益証券の募集および販売は、1933年米国証券法（改訂済）（以下「米国証券法」という。）に基づくレギュレーションSまたはレギュレーションDに従い、米国証券法に基づく登録が免除されているため、英文目論見書は、SEC、CFTCまたはその他の米国規制当局のいずれにも提出されまたは検討されていない。

前述にかかわらず、投資先ファンドは、1956年米国銀行持株会社法（改訂済）（以下「BHCA」という。）に基づく銀行持株会社（以下「BHC」という。）であるGSグループに適用される規制による影響を受けることがある。この点については、下記「銀行持株会社としての規制」の項をご参照されたい。

潜在的利益相反

GSグループ（関係会社およびスタッフを含む。）は、銀行持株会社で、世界的なフルサービスの投資銀行、ブローカー・ディーラー、資産運用および金融サービスに係る業務を提供する組織であり、世界金融市場の重要な参加者である。そのため、GSグループは、重要かつ幅広い顧客層に広範囲の金融サービスを提供している。上記およびその他の資格において、GSグループは、あらゆる市場および取引において顧客に助言し、また自己の勘定、ならびに顧客の口座およびGSグループが支援、運営および助言する関連商品および商品を通じて顧客およびGSグループのスタッフの勘定で、様々な投資資産の購入、売却、保有および推奨を行う。かかる行為および取引が、潜在的利益相反を引き起こす可能性がある。

法務、税務および規制上のリスク、投資先ファンド受益者に関する情報開示

法務、税務および規制上の変更は、投資先ファンドの存続期間中に起こることも予想され、投資先ファンド（投資先ファンドがその投資目的を達成し、その投資プログラムを遂行する能力を含む。）に重大な悪影響を及ぼすこともある。ドッド・フランク法の制定ならびに欧州評議会のAIFM指令（以下に定義する。）の採択を含む最近成立した法律および提案されている一部の法令は、投資先ファンドの事業および運営に重大な変更を要求するか、または投資先ファンドにその他の悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、ドッド・フランク法ならびに関連するCFTCおよびSEC規則（これらの多くについて、未だに公表および最終決定がなされていない。）により、スワップ市場は、マージン規制の強化ならびにスワップ取引に関する中央集約的決済および執行の強制を潜在的に含むがこれらに限定されない大幅な規制に従うことになる。ドッド・フランク法に規制されるスワップ市場は、過去においてOTCデリバティブ市場として知られていたすべての市場を概ね含む。これらの新規則は、コスト増大、利鞘の縮小および投資機会の減少などをもたらす可能性があり、これらの事態はすべて、投資先ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性がある。

さらに、最近制定された法律（ドッド・フランク法および当該法律に基づき策定が必要になる規則を含む。）については重大な不確定要素があり、このため当該法律が最終的に投資先ファンドおよび投資先ファンドが直接また間接的に取引および投資を行う市場に及ぼす影響について完全には把握できない。当該不確定要素およびこの結果生じる混乱自体が、市場の効率的な機能および一部の投資戦略の成功に弊害をもたらし得る。投資先ファンドの存続期間中に予想される法律、税制および規制上の変更に加えて、予測されない変更が行われる場合もある。ヘッジ・ファンド、投資アドバイザーおよびこれらが利用する投資商品（デリバティブを含むがこれに限定されない。）に対する法律、税制および規制に関する環境は、常に変化している。さらに、投資先ファンドの取引戦略遂行能力は、GSグループのその他の活動のために賦課される要件（GSグループがBHCとして規制を受けることを選択した結果として賦課される要件を含むが、これに限定されない。）または一定の投資先ファンド受益者もしくは一定のタイプの投資先ファンド受益者による投資先ファンドへの投資の結果として賦課される可能性のある要件などの投資先ファンドに適用される規制要件の追加、または変更により、悪影響を受ける可能性がある。この点については、下記「銀行持株会社としての規制」および下記「ボ

ルカー・ルール」の項をご参照されたい。GSグループおよび／または投資先ファンドに適用ある現行規則への変更または新規則は、投資先ファンドに重大な悪影響（投資先ファンドに対する重大な税金もしくはその他の費用を課すこと、投資先ファンドの組成もしくは運営方法の重大な変更を要求すること、または投資先ファンドをその他の方法により制限することを含むが、これらに限定されない。）を与える可能性がある。

さらに、税法は常に変更されており、遡及的に変更される可能性もある。さらに、課税当局による税法の解釈および適用は、明確性、一環性または透明性に欠ける場合がある。その結果、米ドル建て受益証券の申込み、買戻しまたは交換が発生した時点における投資先ファンドの純資産価額は、過去の実現または未実現利益に対するものを含む投資先ファンドの直接または間接の税債務（遡及的に課せられる税債務を含む。）を正確に反映しない場合がある。

各種報告要件が充足されない限り、米国を源泉とする利息または配当の投資先ファンドへの支払いの一部（およびその他の類似の支払い）および2016年12月31日後に米国を源泉とする利息または配当を創出する可能性がある資産の売却またはその他の処分から生じる総手取金の支払いの一部に対して、30%の源泉徴収税が課せられることになる。特に、投資先ファンドが投資先ファンド受益者から一定の情報を入手し、かつ、投資先ファンドがケイマン諸島税務情報局または米国内国歳入庁に当該情報の一部を開示する場合に、これらの報告要件を充足することができる。要求される情報を投資先ファンド受益者が提供しない場合、2016年12月31日後に投資先ファンドにより行われる買戻金または分配の支払いの全部または一部に対して、この源泉徴収税が課せられる可能性がある。投資先ファンドがこの源泉徴収税を課せられないという保証はない。

さらに、投資先ファンドの受託会社、投資運用会社もしくはそれらの関係会社、および／または投資先ファンドの受託会社もしくは投資運用会社の業務提供会社もしくは代理人は、随時、投資先ファンドが保有する投資対象、投資先ファンド受益者の名称および受益権のレベルを含むが、これに限定されない投資先ファンドおよび投資先ファンド受益者に関する一定の情報を（i）開示当事者に対して管轄権を有し、もしくは管轄権を主張する法域の一もしくは複数の規制当局および／もしくは税務当局、もしくは投資先ファンドが直接もしくは間接的に投資を行う法域の一もしくは複数の規制当局および税務当局、ならびに／または（ii）投資運用会社もしくは投資先ファンドの一もしくは複数の取引相手方もしくは業務提供者に対して、開示するよう要請され、または、自らの単独の裁量により、開示するのが望ましいと判断することがある。

ボルカー・ルール

2010年7月に、米国ドッド・フランク ウォール・ストリート改革および消費者保護法（改訂を含む。）（同法に基づき制定される規則と共に総称して「ドッド・フランク法」という。）が制定された。ドッド・フランク法は、いわゆる「ボルカー・ルール」を含む。米国の金融規制当局は、2013年12月10日にボルカー・ルールの法的機能を執行するための最終的な規則を發布した。ドッド・フランク法に従い、ボルカー・ルールは2012年7月21日に発効した。ただし、米国連邦準備制度の地区連銀委員会（以下「連邦準備制度理事会」という。）は、金融機関に対し2015年7月21日までボルカー・ルールおよびその最終規則の遵守を義務付けない旨を規定した命令を發布している。2014年12月18日に、連邦準備制度理事会は、2013年12月31日より前に開始された対象ファンド（カバード・ファンド）および外国ファンド（投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドの一部を含む。）への投資および関係について、2016年7月21日まで遵守期限を延期する旨の追加的な命令を發布し、また、当該対象ファンド（カバード・ファンド）への投資および関係について、遵守期限をさらに1年間、すなわち2017年7月21日まで延長する意向があることも表明した。

ボルカー・ルールに基づき、GSグループは一定の条件を満たした場合に限り、ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの「スポンサー」となり、またはこれらの運用を行うことができる。これらのボルカー・ルールの条件は、特に金融機関（GSグループおよびその関連会社を含む。）が、金融機関の関連会社が運営するヘッジ・ファンドもしくはプライベート・エクイティ・ファンド、または当該ヘッジ・ファンドもしくはプライベート・エクイティ・ファンドが支配する投資ビークルとの間における「対象取引」および他の一部取引に従事することを一般に禁止している。「対象取引」は、取引の結果、金融機関またはその関連会社が、関連会社が運営するファンドに対しクレジット・エクスポージャーを保有することとなるローンまたは融資の供与、資産の購入および他の取引（デリバティブ取引および保証を含む。）を含む。さらに、ボル

カー・ルールは、GSグループおよび当該組織間において他の一部取引が、「対等な」条件で行われなければならない旨規定している。投資先ファンドが重大な範囲においてGSグループとの間で当該取引を行う予定はなく、その結果GSグループおよび投資先ファンド間の対象取引の禁止は、投資先ファンドに重大な影響を与えるとは予想されない。

さらに、ボルカー・ルールは、GSグループが、投資先ファンドの総発行済持分およびその公正市場価格の3%超を所有することを禁止している。また、ボルカー・ルールは、金融機関（GSグループを含む。）が、当該金融機関およびその顧客、取引先もしくは取引相手間の重大な利益相反を伴うかもしくはこれに帰結するような一定の行為、または当該金融機関が直接もしくは間接的に高リスク資産もしくは高リスク取引戦略に対する重大なエクスポージャーを有することになる一定の行為に従事することを禁止している。ただし、当該禁止が最終的にGSグループおよび投資先ファンドにどのように影響するかという点は著しく不透明なままである。

GSグループの方針および手法は、GSグループの取引活動および投資活動（投資先ファンドに関する活動を含む。）におけるこのような重大な利益相反ならびに高リスク資産および高リスク取引に対するエクスポージャーが特定され、かつ限定されるように設計されている。ボルカー・ルールを施行する規制当局が、かねて示唆していたように、これらの問題に対応するためのベストプラクティスに関するガイダンスを策定した場合、GSグループの方針および手法は、かかるガイダンスを考慮するために修正または変更される可能性がある。GSグループの方針および手法により課せられ、またはボルカー・ルールの施行当局により課せられる要件もしくは制限は、投資先ファンドに重大な悪影響を与える可能性がある。とりわけ、当該要件または制限により投資先ファンドが上記の投資および投資戦略の一部を控え、他の措置を講じ、または回避する可能性があり、そのような対応が投資先ファンドに不利益を与える可能性がある。

上記のとおり、ボルカー・ルールに基づき、GSグループは一定の条件を満たした場合に限り、ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの「スポンサー」となり、これらを運用することができる。GSグループは、これらの条件を満たす予定であるが、何らかの理由により、GSグループがこれらの条件またはボルカー・ルールに基づく他の条件を満たせないか、または満たさないことを選択した場合、GSグループは投資先ファンドのスポンサーとなり続けることはできない。このような場合、投資先ファンドの構造、運営およびガバナンスは、GSグループが投資先ファンドのスポンサーとしてみなされないように変更する必要があるか、または投資先ファンドを終了させる必要がある。この点については、下記「銀行持株会社としての規制」の項をご参照されたい。

さらに、ドッド・フランク法の他の条項が投資先ファンドの取引戦略遂行能力に悪影響を及ぼし、投資先ファンドの事業および運営に重大な変更を要するか、または投資先ファンドにその他の悪影響を与える可能性がある。この点については、上記「法務上、税務上および規制上のリスク、投資先ファンド受益者に関する情報開示」の項をご参照されたい。

AIFM指令

欧州評議会は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する欧州連合（以下「EU」という。）指令（以下「AIFM指令」という。）を最近採択した。同指令は、EUに所在する投資アドバイザーおよびEUに籍を置くかEU内で販売される投資信託を運用する投資アドバイザーを規制する。AIFM指令は、当該投資アドバイザーに一定の要件および制限を課すが、これらは、適用ある投資アドバイザーおよび投資信託の所在地ならびに投資信託がEU内で販売される場合の環境に基づき異なる。当該要件および制限は、開示および透明性義務、適正資本量、バリュエーションおよび預託要件、レバレッジおよび投資に関する制限、その他事業遂行要件および課税要件を含む。適用対象となる投資アドバイザーは、2013年7月22日からAIFM指令に基づく規則に従うことが予想される。しかしながら、AIFM指令の制定および施行に関する行政手続きは現在進行中で、AIFM指令に基づく一部省庁による解釈、指針の提供および規則策定について大量の課題が残されている。したがって、適用対象となる投資アドバイザー（投資運用会社を含む。）および投資信託（投資先ファンドを含む。）にAIFM指令が及ぼす最終的な影響は、依然として不確定である。AIFM指令により、投資アドバイザーはEUにおける投資信託の販売について制限され、大幅に増加する運営コストを負担し、AIFM指令がなければ従事したであろう一部の

行為に従事することができず、および／またはその他の悪影響を受ける可能性がある。上記は投資先ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性がある。

銀行持株会社としての規制

GSグループは現在のところ、BHCAの意味の範囲内で投資先ファンドを「支配」しているとみなされているため、BHCAおよび関連する規則が課す規制は投資先ファンドにも同様に適用される予定である。よって、BHCAおよびその他の適用される銀行法、規則、規定およびガイドライン、ならびに連邦準備制度理事会を含むがこれに限定されることなく、適切な規制当局による解釈および管理により、投資運用会社、GSグループおよびそれらの関係会社を一方当事者とし、投資先ファンドを他方当事者とした取引および関係が制限され、投資先ファンドによる投資および取引ならびに投資先ファンドの運用を制限される可能性がある。さらに、GSグループおよび投資先ファンドに適用されるBHCA規制は、とりわけ、投資先ファンドが特定の投資を行う能力、または特定の投資の規模を制限し、投資先ファンドの投資対象の一部またはすべての保有期間に上限を設定し、投資運用会社が、投資先ファンドの投資先である会社の管理および運営に参加する能力を制限し、GSグループが投資先ファンドに投資する能力を制限する。さらに、特定のBHCA規制は、関連企業により所有、保有または管理されているポジションの合算を要請する。このように、一定の状況で、GSグループおよび関係会社（投資運用会社を含む。）が顧客および自己の勘定で保有するポジションは、投資先ファンドが保有するポジションと合算しなければならないことがある。かかる場合、BHCA規制は、保有するポジション額に上限を課すため、GSグループは、投資利用枠を自己勘定またはその他の顧客の勘定のために利用することがある。これにより投資先ファンドは一定の投資を制限し、および／または清算しなければならないことがある。かかる規制の将来における潜在的な影響は不確定である。これらの規制は、投資先ファンドの各投資プログラム内で投資運用会社の一定の戦略を実行する能力に影響を与え、他の方法で投資先ファンドに重大な悪影響を及ぼすことがある。さらに、GSグループは、将来FHCとしての資格を停止することもあり、投資先ファンドが追加規制の対象となることもある。GSグループまたは投資先ファンドに適用される銀行規制要件が変更されない、または、かかる変更が投資先ファンドに重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

GSグループ、投資先ファンドまたは投資運用会社およびその関連会社が運用するその他の投資信託およびアカウントに対する銀行監督規制の影響または適用可能性を軽減または排除する目的で、投資先ファンドの受託会社は、投資運用会社と協議の上、将来、投資先ファンド受益者に事前通知を行うことなく投資先ファンドの再編を行うことがあり、GSグループも、その単独の裁量により、将来、投資先ファンド受益者に通知を行うことなく投資運用会社の再編を行うことがある。ただし、投資先ファンドは、投資先ファンド受益者に対し、実務上可能な限り速やかに、投資先ファンドの再編について通知を行うものとする。GSグループは、他の事業体をして投資先ファンドの該当する投資顧問会社を交代せしめることにより、または該当する投資先ファンドの準拠書類で定めるところに従い、その単独の裁量によるか、投資先ファンドの同意を得るか、もしくは投資先ファンドと協議の上でGSグループが決定するその他の方法により、上記の結果を達成するよう努めることもある。かかる譲受人または交代者は、GSグループに関連のない者である場合がある。

投資先ファンド・アンブレラおよび受益証券クラスにおける負債の分離

ケイマン諸島法に基づき、投資先ファンド・アンブレラは、アンブレラ型ファンドとして構成されており、投資先ファンド・アンブレラは、投資運用会社と協議の上、複数のサブ・ファンド（以下「投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンド」という。）を設定することができる。かかるアンブレラ構造の目的は、各投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドがその資産および負債につき分離勘定で保管され、それぞれがその他の投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドに対する議決権を持たず、またはその他の投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドの負債に対する責任を持たず、あらゆる目的上、分離した投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドを保つことである。かかる構造は、ケイマン諸島の裁判所で事前に査定されておらず、よって一定のリスクを有する。さらに、別の法域の裁判所に投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドに関して投資先ファンド・アンブレラが提訴された場合、投資先ファンド・アンブレラと投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドの分離保管の性質が必ずしも考慮される保証はない。

投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドの資産および負債は、投資先ファンド・アンブレラの一定のクラス受益証券のみに帰属する。例えば、投資先ファンド・アンブレラのクラス受益証券は、様々な通貨で表示され、ゴールドマン・サックスは、投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドのクラス受益証券の外国為替エクスポージャーをヘッジするため、為替関連取引を締結する。当該取引の費用および経費は、第三者、特に債権者（すなわち為替先渡取引相手）については、関連あるクラスに割り当てられる一方、他の条件について特定の取引相手と合意した場合を除き、当該負債が投資先ファンド・アンブレラの特定のクラス受益証券に帰属するにもかかわらず、該当する投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドは単一の資産プールとしてみなされ、全体として、当該負債一切について責任を有することがある。

受益証券の流動性の制限

米ドル建て受益証券は自由に譲渡できないため、投資先ファンドへの投資は、流動性が制限されている。通常、投資先ファンド受益者は、買戻基準日より前に投資先ファンド管理会社に買戻通知を交付することによってのみ、自らが保有する米ドル建て受益証券を買戻日に買い戻すことができる。買戻権に制限があることに従い、各投資先ファンド受益者は不特定期間にわたって投資先ファンドへの投資に伴う経済的リスクを負担する準備がなければならない。米ドル建て受益証券には、投資先ファンドの英文目論見書および取得申込契約ならびに投資先ファンドに関する信託証書に規定される譲渡制限が付されている。通常、投資先ファンド受益者は、投資運用会社と協議せず、また、投資先ファンド管理会社の事前の書面による同意なく、米ドル建て受益証券または米ドル建て受益証券の受益権もしくはその他の権利を売却、委譲、譲渡、質入れまたはその他の方法で処分することができない。これには、法律または契約の執行（投資先ファンド受益者の死亡、禁治産の宣告、支払不能または破産による法律の執行による場合を除く。）による場合も含むがこれに限らない。投資先ファンドは、通常、非米国人で、かつその他の適用ある法的要件を満たす者に対する譲渡にのみ同意する。

さらに、買戻しは、買戻後の保有要件に従うものとし、特定の状況で制限または停止されることがある。投資先ファンドは、流動性制約の影響を受ける貸付市場ならびに一般に取引されていない有価証券および金融商品に投資することができる。このような貸付、一般に取引されていない有価証券および金融商品は、直ちに処分することができず、契約上、法律上、または規制上の特定の期間の売却禁止の対象となる場合もある。買戻しについては、投資先ファンド管理会社は、投資運用会社と協議の上、費用、負債または偶発費用にあたる金額の留保金が適用ある会計基準により強制されていない場合でも、買戻手取金からかかる金額を留保することができる。

投資先ファンドは通常、買戻対象の米ドル建て受益証券に関する買戻手取金およびその他の分配金（もしあれば）を含め、投資先ファンド受益者に対する分配を現金で支払う予定である。ただし、投資運用会社は、適用法に基づき認められる場合、買戻手取金の支払いに関する分配を含むがこれに限定されることなく、投資先ファンド受益者に対して分配金を現物で支払う権利を有する。投資先ファンドがかかる証券の分配を行う場合、投資先ファンド受益者は分配された証券についてのリスクを負担し、当該有価証券を処分するために仲介手数料または他の費用の支払いを求められる場合がある。

一または複数の投資先ファンド受益者または元投資先ファンド受益者が、買戻金の一部またはすべてを投資運用会社またはその関係会社が運営する別の投資信託または投資ビークルに投資することを意図して、特定の買戻日に効力が発生するように米ドル建て受益証券を買い戻す場合、投資先ファンド管理会社は、投資運用会社と協議の上、当該買戻日に米ドル建て受益証券を買い戻すその他の投資先ファンド受益者または元投資先ファンド受益者へ買戻金の支払いを行うより前に、かかる投資先ファンド受益者または元投資先ファンド受益者に対して、かかる買戻金の全額または一部を支払うことができ、投資先ファンドによる資産売却その他が行われるまで、かかるその他の投資先ファンド受益者または元投資先ファンド受益者への買戻金の支払いを延期することができる。

よって、投資先ファンドへの投資は、米ドル建て受益証券および投資先ファンドの裏付となる投資対象の流動性が限定されていることに関連したリスクに耐えうる投資者にのみ適している。

取得申込金の受領前、および取得申込効力発生日前の取引

投資先ファンドは、投資運用会社の単独の裁量により、取得申込みが予想されることを前提に、米ドル建て受益証券の申込みの効力発生日以前にいつでも取引を開始することができる。さらに、前述の一般性を限定せず、投資運用会社の単独の裁量により、投資先ファンドは、取得申込みに関する資金の受領を前提に、米ドル建て受益証券の取得申込みの効力発生日以降であれば、かかる資金が当該効力発生日に受領されていない場合でも、取引を実施できる。投資先ファンドの取得申込契約に従い、投資先ファンド受益者または投資予定者は、取得申込みの効力発生日時点での当該金額の受領を前提とした投資先ファンドの取引の結果生じた損失または費用を含む、取得申込金の不払いまたは支払遅延に起因または関連して生じる損失または費用に対する責任を有する。こうした行為は、投資先ファンドに悪影響を及ぼすことがある。取得申込金の不払いまたは支払遅延は、投資先ファンドに損失および費用を生じさせ、投資先ファンドは該当する投資先ファンド受益者または投資予定者からかかる損失または費用を完全には取り戻せないことがある。さらに、投資運用会社は、取得申込みが行われないことや遅延することを知っていた場合には下さなかったであろう、投資先ファンドのために取得申込みを見込んで投資またはその他のポートフォリオについての決定を下すことがあり、かかる決定が投資先ファンドのポートフォリオに悪影響を及ぼすことがある。

さらに、ローン・パーティシペーションなど一定の種類の資産の取引を実施するために要する期間が延長された結果、取得申込みまたは買戻しを予想して投資先ファンドが行う取引の決済が、予想される取引日の前後相当時間が経過して行われることがある。したがって、かかる取引は、投資先ファンドがさらされているレバレッジの金額を増大または減少させることになる。（申込みを行っている投資者ではない）投資先ファンドへの投資者は、取得申込みを予想して取引日前に行った取引につき、市場リスクおよびリターンならびに信用リスクを負う。同様に、（買戻しが行われた投資先ファンド受益者ではない）投資先ファンドへの投資者は、関連する取引日後に執行された買戻しの支払いを行うために実施された取引につき、市場リスクおよびリターンならびに信用リスクを負う。

大量の取得申込み

投資運用会社は、投資先ファンドの関連する取引日以前に、投資先ファンドの買付純手取金のすべてを投資することができない場合がある。投資先ファンドの資産が関連する取引日以前に投資されない範囲において、かかる投資先ファンドは現金その他の流動資産で保有される資産の一部について投資目的を追求しないため、当該投資先ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性がある。

大量買戻し

投資運用会社は、投資先ファンドの関連する取引日前に投資先ファンドの投資資産を処分する義務を負うことがある。関連する取引日前の投資先ファンドの資産の売却は、米ドル建て受益証券の買戻しが行われるまでの間、投資先ファンドが現金その他の流動資産で保有される資産の一部について投資目的を追求しないため、投資先ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性がある。限られた期間内に大量買戻しが行われた場合、投資先ファンドにとって、不適切な時期または望ましくない条件で、満期前のポジションを現金化せずに、かかる買戻し請求に応じるための十分な資金を提供することが難しいことがある。

さらに、投資先ファンドのある特定の取引日に大量の買戻しが行われているかどうかにかかわらず、ある期間にわたり、大量の買戻しが起こった場合、投資先ファンドの純資産価額が減少し、投資先ファンドが利益をあげたり、損失を回収することが難しくなることがある。投資先ファンド受益者は、投資先ファンドから特定の取引日における大量の買戻し請求につき通知を受領することはなく、よって、米ドル建て受益証券の買戻しを行った投資先ファンド受益者より前または同時に、自身の投資額またはその一部の買戻しを請求する機会がないことがある。

投資先ファンドが、仕組み証券のポジションのヘッジに関連する場合を含むがそれらに限定されることなく仕組み証券、特に期限付き仕組み証券の募集に直接または間接に関連する投資を行う場合に、短期間における大量買戻し請求のリスクが高まる可能性がある。投資先ファンドは、投資運用会社がその単独の裁量により決定するとおり、当該投資を受託する場合もしない場合もあり、当該投資はいずれかの時点で投資先ファンドの純資産価額の相当部分を構成する可能性がある。

大量買戻しのリスクは、投資先ファンド受益者が投資運用会社の関係会社を含む貸付人に対して、米ドル建て受益証券の担保権を差し入れた場合にも高まる。貸付人がかかる権利を行使した場合、大量の買戻しが発生し、投資先ファンドのポートフォリオに重大な悪影響を及ぼすことがある。

不確定な税務ポジション

投資先ファンド受益者は、税法および税務規定が継続して変化していること、ならびに変更が遡及的に行われることもあることに留意しなければならない。さらに、税務当局の税法および税務規定の解釈および適用が、明白でなく、一貫しておらず、不透明である場合がある。そのため、米ドル建て受益証券の取得申込み、買戻しまたは交換が生じた時の投資先ファンドの純資産価額が、過去の実現または未実現利益に対するものを含め投資先ファンドの直接または間接の税金債務（遡及的に有効となり賦課されるものを含む。）を正確に反映していないことがある。さらに、米ドル建て受益証券の取得申込み、買戻しまたは交換が生じた時の投資先ファンドの純資産価額が、最終的に支払うことのない税金債務または最終的に支払いを要求される額未満の税金債務（当該税金債務の見積額を含む。）に対する直接または間接の引当金を反映していることもある。会計基準が変更されることもあり、投資先ファンドに以前は引当を要請されていなかった税金債務の引当が義務づけられること、または最終的に投資先ファンドが直接もしくは間接に当該税金債務の対象になるなど、予想されない状況となることもある。

税金債務がその後投資先ファンドにより引き当てられ、および／または以前は発生しなかった税金債務が投資先ファンドにより支払われ、および／または投資先ファンドの直接もしくは間接の投資対象がその評価（過去に現金化した投資対象を含む。）に反映していなかった税務債務を生じる場合、かかるように発生しまたは支払われる金額は、通常、当該税金に関わる収益が生じ、または取引が行われた時点ではなく、かかる発生または支払いの時点で投資先ファンドの投資先ファンド受益者間で割り当てられる。さらに、その後、投資先ファンドによる税金債務の直接または間接の引当金が当該税金に対する債務を上回るまたは上回る見込みであると判断された場合、かかる判断から生じた利益は、通常、当該税金に関連する収益が生じ、または取引が発生した時点ではなく、かかる決定時点で投資先ファンドの投資先ファンド受益者間で配分され、それ以前に米ドル建て受益証券の買戻しを行った投資先ファンドの投資先ファンド受益者は、追加報酬を受領することではなく、当該利益を他の方法で共有することもない。投資先ファンド受益者は、上記決定または支払いにつき通知を受けない。

税金に対する直接または間接の負債が発生していない時期に投資先ファンドに投資する投資先ファンド受益者は、適用される投資の時点で当該債務が発生していた場合よりも高い純資産価額で投資先ファンドに投資することになり、また同様に直接または間接の税金債務が発生している期間に投資先ファンドに投資する投資先ファンド受益者は、適用される投資の時点で当該債務が発生していない場合よりも低い純資産価額で投資先ファンドに投資することになる。他方、直接または間接の税金債務が発生していない時期に米ドル建て受益証券を買い戻した投資先ファンドの投資先ファンド受益者は、適用ある買戻しの時点でかかる債務が発生していた場合よりも高い純資産価額で米ドル建て受益証券を買い戻すことになり、また同様に税金に対する直接または間接の債務が発生している時期に米ドル建て受益証券を買い戻す投資先ファンドの投資先ファンド受益者は、適用される買戻しの時点で当該債務が発生していなかった場合よりも低い純資産価額で米ドル建て受益証券を買い戻すことになる。

投資先ファンドが、直接または間接的に、事前に引当が行われていなかった過去の期間に帰属する税金債務に関する支払いを要求されるか、またはその引当金の設定を要求される（もしくは適用法に基づく制限に従い別途決定した）場合、投資先ファンド管理会社は、その単独の裁量により、適用法に基づく制限に従い、当該債務が発生したもしくは帰属する期間につき投資先ファンドのそれぞれの持分の割合に応じる方法、または投資先ファンドが公平かつ合理的であると判断するその他の方法で、かかる債務（またはその一部）が投資先ファンド受益者および元投資先ファンド受益者により負担されるように、投資先ファンドの投資先ファンド受益者および元投資先ファンド受益者間で当該税金債務の負担を割り当てるための手段を講じることが適切であると決定することができる。かかる手段には、純資産価額の調整または修正（それ以前の期間についても含む。）、投資先ファンド受益者の米ドル建て受益証券の一部買戻し、または投資先ファンド受益者に対する対

価なしの追加米ドル建て受益証券の発行、および投資先ファンド受益者または元投資先ファンド受益者からの分配金の払戻しの請求が含まれる。

受益証券の継続募集に適用される特別留意事項

投資先ファンドは、投資先ファンドに関する信託証書に従い投資運用会社が決定した米ドル建て受益証券の追加取得申込みを受け付ける。米ドル建て受益証券の追加購入は、かかる購入前の投資先ファンドの投資ポートフォリオにおける既存投資先ファンド受益者の間接的持分を希薄化させる。これは、将来の投資先ファンドの投資がそれまでの投資先ファンドの投資を下回る実績だった場合、既存の投資先ファンド受益者の米ドル建て受益証券に悪影響を与えることもある。

さらに、米ドル建て受益証券の当初募集後に取得された米ドル建て受益証券は、多大なオープン・ポジションを有する稼働中のファンドに対する利害関係を有することとなる。かかる米ドル建て受益証券は、当該米ドル建て受益証券が取得される以前の期間について保有されていた投資先ファンドのオープン・ポジションを共有することとなるため、かかるポジションに対する投資運用会社の取引アプローチの適用が、追加米ドル建て受益証券のパフォーマンスに対して、これ以前に発行済の米ドル建て受益証券のパフォーマンスに対するものとは、質的に異なる効果を生じることとなる可能性がある。例えば、未決済取引が多大な利益を発生させた後は、（一定のレベルまでの）その後の損失は、それ以前の利益に一部が吸収され、実質的な損失ではないとみなされるため、多くの取引アプローチについて、ポジションの損失に対する許容度が上がるようにより積極的になり、ポジションの規模が増大することがある。継続募集の米ドル建て受益証券の購入者は、当該米ドル建て受益証券を購入した日以前のオープン・ポジションにかかる利益の恩恵を享受することはないため、かかる購入者にとっては、その後の損失は、当該投資についての完全な損失となり、利益によって一部が吸収されるということにはならない。さらに、取引アプローチによっては、事前に決定された利益額を発生させた後は、ポジションを清算または部分的に清算することにより、利益を確定させる戦略を採ることがある。新規米ドル建て受益証券は発行日以前のかかる利益の恩恵を受けないため、当該米ドル建て受益証券を保有する投資先ファンド受益者は、投資運用会社の「利益確定」により（大きな利益を継続して生み出していた）ポジションを清算させられ、全く自身の利益にならないということになる。特定のポジションのパフォーマンスだけでなく、ポートフォリオ全般のパフォーマンスに基づく同様の分析を適用する、一般に同様の効果を有するアプローチもある。

受益証券のクラス追加、買戻条件の放棄

投資先ファンド管理会社は、投資運用会社と協議の上、当該時に募集された米ドル建て受益証券または当該時に発行済みの米ドル建て受益証券よりも有利な買戻条件を含む異なる買戻条件を有する米ドル建て受益証券のクラスを含め、当該時に発行済みの米ドル建て受益証券のクラスのものと異なる手数料および報酬に関する取決めならびに／またはその他の条件に従う一または複数のクラスの米ドル建て受益証券を発行することができる。かかる米ドル建て受益証券の追加クラスは、投資先ファンド管理会社が投資運用会社（GSグループの一または複数の関連企業を含むがこれらに限定されない。）との協議の上で決定するところに従い、発行される。さらに、投資運用会社は、投資先ファンド受益者（GSグループの一または複数の関連企業を含むがこれらに限定されない。）のために一部の買戻要件（通知期間ならびに最低買戻単位および最低保有口数を含むがこれらに限定されない。）を放棄することがある。当該米ドル建て受益証券の保有者または当該放棄の受理者は、他の投資先ファンド受益者が自己の米ドル建て受益証券を買い戻す機会がない時期に米ドル建て受益証券を買い戻す可能性がある。これにより、他の投資先ファンド受益者が有する投資先ファンドの持分の価額に悪影響が及ぶ場合があり、投資先ファンドが、投資運用会社が最善の時期とみなさない時期に資産の一部もしくは全部の清算を義務づけられる可能性があり、この場合投資先ファンドに重大な悪影響を与える可能性がある。

外国為替取引のヘッジ

投資先ファンドは、基準通貨建てではない資産に関して通貨エクスポージャーをヘッジする義務を負わないが、投資運用会社の単独の裁量により、かかるヘッジを行い、またはその他の通貨ヘッジ活動を行うことがある。かかるヘッジ活動には、先物契約、上場および相対の証券プット・オプションおよびコール・オプショ

ン、金融指数、為替先物予約ならびに様々な金利取引（以下「ヘッジ商品」と総称する。）を含む多様なデリバティブ取引が含まれる。ヘッジ技術は、裏付となる投資対象のリスクとは異なるリスクを有する。特に、ヘッジ商品の価格変動とヘッジ対象のポジションの価格変動の相関性は様々であり、これによりヘッジによる損失が、投資先ファンドのポジションの評価額に対する利益額よりも大きくなる可能性も生じる。さらに、特定のヘッジ商品および市場は、すべての場合に流動性があるわけではないことがある。その結果、変動の大きな市場では、投資先ファンドは、当初証拠金をはるかに上回る損失を生じることなく、かかる商品の一部の取引を手じまうことができない可能性もある。これらの商品の企図された利用は、ヘッジ対象ポジションの価値の下落による損失リスクを最小限に抑えることを目的としているが、同時に、かかる商品は、当該ポジションの価値の上昇により生じる潜在的利益を制限してしまう傾向がある。投資先ファンドがヘッジを成功させることができるかは、投資運用会社が適切な市場動向を予測できるかどうかにかかっているが、かかる保証はない。

外国通貨の取引相手方リスク

外国為替市場における契約は、規制当局により規制されておらず、かかる契約には、取引所またはその決済機関による保証もない。よって、記録保持、財務上の責任または顧客資金もしくはポジションの分離保管に関する義務はない。取引所で取引される先物契約と比較して、銀行間の証書は、かかる契約の実施を約したティーラーまたは相手方に依存している。その結果、銀行間の外国為替契約の取引は、規制ある取引所で取引される先物またはオプションよりも多くのリスクにさらされており、これには、投資先ファンドが為替予約を締結する相手方の不履行による債務不履行リスクが含まれるが、これに限定されない。投資運用会社は、信頼できる取引相手方との取引を予定しているが、取引相手方による契約上の義務の不履行により、投資先ファンドに予測していなかった損失を生じさせる可能性がある。

投資運用

投資運用会社は、投資先ファンドの目的達成を追求するにあたり、様々なモデルおよび投資戦略を活用することができる。投資先ファンドの投資活動が成功するかどうかは、とりわけ、投資運用会社のかかるモデルを適切に活用し、適切な投資機会を見出し、投資先ファンドの投資戦略を上手く実施する能力に左右されるが、どれも不確実性が高い。投資運用会社は、有価証券の評価および取引機会の識別につき、主観的な判断を下す。かかる判断は、投資運用会社の仮定、調査および見積に基づくため、誤りも生じる。

投資先ファンドが資本を投資するに適切な投資機会を見出すことができるかどうかの保証はない。様々な要因により、投資先ファンドが入手可能な投資機会の数および範囲が狭められることがある。投資先ファンドの投資プロセスが成功する、または投資先ファンドの投資目的が達成されるという保証はない。

投資先ファンドの投資対象の流動性の制限

投資先ファンドは、流動性がなく、および／または一般に取引されていない有価証券、デリバティブ、金融商品およびその他の資産に、その資産の一部を投資することができる。かかる一般に取引されていない有価証券および投資対象は、直ちに処分ができないことがあり、契約上、法律上または規制上、特定の期間の売却が禁止されている場合もある。投資先ファンドの投資対象の市場価格は、とりわけ、実勢を反映した金利の変動、経済一般の状況、金融市場の状況、特定の産業の発展または傾向、および投資先ファンドが投資している有価証券の発行体の財務状況により変動する。流動性が制限され、より価格変動が大きい期間は、投資先ファンドが、有利とみなす価格や時点で、投資対象を取得または処分することができなくなる可能性がある。その結果、市場価格が上昇している間、投資先ファンドが、直ちに希望するポジションを取得することができないため、価格の上昇という利益を十分に享受できない可能性があり、逆に、下降相場で投資先ファンドが直ちにポジションのすべてを処分することができないため、売却できないポジションの価格が下落することに伴い、投資先ファンドの純資産価額が下落する可能性がある。

このような状況により、投資先ファンドが適時に米ドル建て受益証券の買戻しを求める投資先ファンド受益者に分配金を支払うことができない可能性もある。この点については、上記「受益証券の流動性の制限」の項をご参照されたい。

集中投資リスク

投資先ファンドの英文目論見書補遺に記載されるガイドラインに従い、投資先ファンドは、少数の銘柄に集中して投資を行う。単独の発行体や特殊な投資手法に相対的に大量のポジションを有しているときに大幅な価格下落が起こった場合には、投資先ファンドは、多大な損失を被ることがある。また、市況の悪化がなくても、投資対象を現金化できない場合またはその他の理由により市況もしくは環境の変化による悪影響を受ける場合は、さらに損失が膨らむ可能性がある。投資先ファンドは、産業または市場の分散についての固定的なガイドラインを有していない。また、その投資対象は、潜在的に、比較的少数の産業または市場に集中する可能性がある。

ADR、EDRおよびGDRへの投資

投資先ファンドが投資することができる一部の有価証券は、ADR、EDRおよびGDRに代表される。ADRは、米ドル建てであり、米国の銀行により支援され、発行される。ADRは、米国の銀行または米国外のコルレス銀行に預託されている非米国発行体の有価証券を受領する権利を表章する。投資先ファンドは、欧州の銀行との取決め（ADRの取決めと類似する。）を証する証券であり、欧州の証券市場での利用を目的としたEDRに投資することができる。さらに、投資先ファンドは、ADRおよびEDRと類似する取決めを証する、米国、欧州またはその他の国際金融機関により発行される証券であるGDRに投資することができる。EDRおよびGDRは、必ずしも裏付けとなる有価証券の通貨建てではない。預託証券は、必ずしも転換先の裏付けとなる有価証券の通貨と同じ通貨建てではないため、転換において通貨リスクが生じる場合がある。預託証券は、スポンサー付きまたはスポンサーなしプログラムに従って発行される。スポンサー付きプログラムでは、発行体は、有価証券を預託証券の形式で取引する取決めを行う。スポンサーなしのプログラムにおいては、発行体はプログラムの設定に直接関わらない場合がある。スポンサー付きおよびスポンサーなしのプログラムに関する規制要件は通常、類似しているが、スポンサー付きプログラムの設定に参加している発行体からは財務情報を得やすい場合もある。したがって、スポンサーなしのプログラムを裏付けとした証券の発行体に関する情報は入手しにくいことがあり、かかる情報と預託証券の市場価格との間に相関関係がない可能性がある。

転換証券

投資先ファンドは、社債または優先株式を含むが、規定の交換率で発行体の普通株式に転換可能な発行体の長期普通債務証券である転換証券に投資することができる。すべての債務証券のように、転換証券の市場価格は、金利上昇場面では下落し、反対に、金利下降場面では上昇する。転換証券は、通常、同等格の非転換証券よりも金利または配当利回りを低く抑えて募集される。ただし、転換証券の裏付資産となる普通株式の市場価格が転換価格を上回った場合、転換証券は裏付資産である普通株式の価格を反映する傾向にある。裏付けとなる普通株式の価格が下落すると、転換証券は、利回りベースに着目した取引が増大する傾向にあり、また裏付けとなる普通株式と同程度まで価値は下落しない。転換証券は、通常、発行体の資本構造上の普通株式に優先し、よって、質も高く、発行体の普通株式よりもリスクが低い。ただし、当該リスクが低減できる程度は、転換証券が確定利付証券としての価格を超えてどの程度売買されるかに大きく左右される。転換証券の評価に際し、投資運用会社は、通常裏付けとなる普通株式の魅力を主に強調する。投資先ファンドが保有する転換証券に買戻しが請求される場合、投資先ファンドは、発行体に対し証券を買い戻すことを認めるか、裏付けとなる株式に転換するか、または第三者に売却しなければならない。これらの行為のいずれも、投資先ファンドの投資目的遂行能力に悪影響を与える可能性がある。

優先株式、転換証券および新株予約権証券

投資先ファンドは、優先株式、転換証券および新株予約権証券に投資することができる。優先株式、転換証券および新株予約権証券の価格は、特に株式市場の変動および裏付資産となる普通株式のパフォーマンスの動きにつれて変化する。その価格は、発行体および市場の悪材料となる情報にも影響を受ける。例えば、裏付資産となる発行体の普通株式の価格が変動すると、当該発行体の優先株式の価格も変動するものと予想される。新株予約権証券については、裏付けとなる証券の市場価格が新株予約権証券保有者が当該証券を購入できる規定価格を下回っている場合は、その価格は下落またはゼロになることがあり、これにより投資先ファンドに当該新株予約権証券の購入価格分（または新株予約権付で発行された証券の場合、組み込み新株予約権証券価格分）の損失を生じることがある。

転換証券につき、すべての確定利付証券のように、当該証券の市場価格は、金利上昇時には下落し、反対に、金利低下時には上昇する。ただし、転換証券の裏付資産となる普通株式の市場価格が転換価格を上回った場合、転換証券は裏付資産である普通株式の価格を反映する傾向にある。裏付資産である普通株式の価格が下落した場合、転換証券は、利回りベースに着目して取引が増大する傾向にあり、裏付資産となる普通株式と同程度まで価値は下落しない。転換証券は、通常、発行体の資本構造上の普通株式に優先し、よって、発行体の普通株式よりもリスクが低い。転換証券の評価に際し、投資運用会社は、通常、裏付けとなる普通株式の魅力を主に強調する。投資先ファンドが保有する転換証券が、繰上償還請求された場合、投資先ファンドは、発行体が当該証券を買い戻すことを認めるか、裏付けとなる株式に転換するか、または第三者に売却しなければならぬ。いずれを選択しても投資先ファンドが投資目的を達成するかどうかにつき、悪影響を及ぼすことがある。

発行日取引証券およびフォワード・コミットメント証券

投資先ファンドは、金利および価格の予想される変動をヘッジするか、投機目的のために「発行日取引」ベースの証券の購入、「フォワード・コミットメント」ベースの証券の売買を行うことができる。かかる取引は、投資先ファンドが将来の日（一般に少なくとも1、2か月後）に証券の売買を行うことを約定するものである。裏付けとなる証券の価格は、通常、利回りで表示され、約定が行われた時点で確定しているが、当該証券の引渡しおよび支払いは後日行われる。フォワード・コミットメントに従うか、または発行日取引ベースで購入した証券に対しては、投資先ファンドに引き渡されるまでは、利益は発生しない。発行日取引証券およびフォワード・コミットメントは、決済日以前に売却することができる。投資先ファンドが、発行日取引証券の取得権利を取得前に売却する場合、またはフォワード・コミットメントに関する引渡しまたは受領権を売却する場合、利益または損失が生じる。発行日取引ベースで購入した証券が引き渡されないリスク、およびフォワード・コミットメントベースで投資先ファンドが売却した証券の購入者が購入義務を履行しないリスクがある。かかる場合、投資先ファンドには損失が発生する。

発行体リスク

投資先ファンドが直接または間接に取得した有価証券の発行体は、高い経営リスクおよび財務リスクを有することがある。かかる会社は、発展の初期段階であり、実証された経営実績がなく、赤字経営であるかまたは経営実績に大きな変動があり、多大な陳腐化リスクを持つ製品に関する急速に変化する業種に従事している、その経営を支援し、財務を拡大し、または競合的なポジションを維持するために膨大な追加資金が必要であるか、または財務状況が脆弱であることがある。

さらに、投資先ファンドが取得した有価証券の発行体は、高レバレッジであることがある。投資先ファンドを含むこうした会社およびその投資家に対し、レバレッジは、重大な悪影響を及ぼすことがある。このような会社は、財務および経営の制限約款に服しており、レバレッジが、将来の経営および資金需要につき融資を受ける可能性を低下させることがある。その結果、このような会社の事業および経済状況の変動ならびに事業機会に対応する柔軟性が限定されることがある。レバレッジを効かせた会社の収益および純資産は、借入金を活用していない場合と比べ、増減が激しくなりやすい。

さらに、かかる会社は、より大きな資金源を有し、より大規模な展開、製造、マーケティングおよびその他の能力を有し、適格な経営力および技術力を持つ人材を多数有する会社との競争といった、激しい競争に直面することがある。

財政難に陥っている会社の有価証券およびその他の債務

投資先ファンドは、破産手続きまたはその他の更正手続きおよび清算手続きに服している会社を含む、重大な財政難または経営難に陥っている会社の有価証券およびその他の債務を購入することができる。当該購入は大きなリターンをもたらすことがあるが、多大なリスクを伴い、相当な期間リターンを示さないことがある。実際、これらの商品の多くは通常、会社が再建し、かつ／または破産手続きから脱しない限り未払いのままであり、結果として、長期にわたる保有を要する場合がある。重大な経営難および財政難に陥っている会社への投資を成功させるために必要な金融上および法律上の分析的知識のレベルは、非常に高い。投資先ファンドが、再建または同様の措置が成功する可能性に影響を及ぼしうる様々な要因の性質および重要性を正確に評価

できる保証はない。投資先ファンドが投資する会社に関連する更正手続きまたは清算手続きにおいて、投資先ファンドは、投資全体を喪失することまたは元の投資額を下回る価値で現金または有価証券を受け入れることを要求されることがある。さらに、交換買付けまたは再建計画の実行により投資先ファンドが受領する有価証券は、転売制限を受けることがあるまたは投資先ファンドが再建交渉に参加することにより、投資先ファンドは当該有価証券の処分を制限されることがある。当該状況において、投資先ファンドの投資対象から発生するリターンは、引き受けるリスクについて投資先ファンド受益者を十分に補償することができない場合がある。ディストレスト債務証券への投資は、投機的であり、重大なリスクを伴う。高利回り証券に伴うリスクは、ディストレスト債務証券において高まる。

小規模資本／経営実績が乏しい会社

随時、投資運用会社は、投資先ファンドの資産の相当量を直接または間接的に小規模資本金会社、あまり有名ではない会社および創立後間もない会社の有価証券に投資することができ、また、反対に、投資運用会社は当該有価証券の相当額のショート・ポジションを設定することもできる。小規模資本金会社は、通常、一般投資家にはよく知られておらず、より大規模資本の会社よりも投資家対応が少ない。その結果、小規模資本金会社は、投資家にしばしば見落とされ、またはその収益力につき過小評価されている。このように市場はかなり非効率であるため、長期的な資本の成長につきより大きな機会を提供することもある。ただし、歴史的に見て、当該有価証券は、S&P500インデックスに含まれる大規模資本のより確立した会社よりも価格変動が激しい。小規模資本、あまり有名ではない会社および創立後間もない会社の有価証券は、大規模で、より成熟し、有名な企業への投資よりも投資リスクが大きく、ポートフォリオの価格変動幅も大きくなる可能性がある。これらの小規模資本金会社、あまり有名ではない会社または創立後間もない会社の価格ボラティリティが大きくなる理由は、小規模企業の不確定な成長見通し、当該株式市場の流動性が低いことおよび経済状況の変化に小規模企業がより影響されやすいことなどである。例えば、これらの会社は、小規模で限られた生産ライン、市場、流通網ならびに財務および経営資源というより高いビジネス・リスクがあるため、大企業に通常関連するリスクよりも高い投資リスクを伴う。創立または再編後間もない会社または財政難の会社を含むかかる会社は、大規模資本金会社よりも価格が変動ししやすい。さらに、たいていは、かかる会社に関する一般に入手可能な情報は、より大規模で確立した事業者より少ない。小規模資本金会社の有価証券は、店頭または地方の取引所で取引されることが多く、全国的な証券取引所の通常の取引量の取引がない。よって、投資先ファンドは、より大規模で確立した会社の有価証券を売却またはショートカバーするのに要する時間よりも長い時間をかけて（さらに潜在的により望ましくない条件で）、当該証券を売却し、またはショートカバーしなければならない。小規模資本金会社への投資は、取引量の少なさに加えて、前述の留意事項のため、その他のタイプの有価証券よりも、より評価が難しいことがある。経営実績が少ない会社への投資は、確立した経営実績を有する会社への投資に比べて、より投機的であり、より高いリスクを持つ。さらに、こうした種類の投資の取引コストは、より大規模資本の会社への投資の取引コストよりも高いことが多い。

コーポレート・アクション

その時々、投資先ファンドの保有する証券の発行体は、当該証券に関するコーポレート・アクションを行うことがある。持分証券に関するコーポレート・アクションには、とりわけ、一定の価格での当該証券にかかる新規株式の購入または既存株式の公開買付けへの応募を含むことがある。債務証券に関するコーポレート・アクションには、とりわけ、債務証券の早期買戻しまたは株式への転換の請求を含むことがある。一部のコーポレート・アクションは任意のものである。すなわち、投資先ファンドは、時宜を得たその実行を選択する場合にのみコーポレート・アクションに参加することができる。一部のコーポレート・アクションへの参加は、投資先ファンドのポートフォリオの価値を高めることがある。投資先ファンドまたは投資運用会社が任意のコーポレート・アクションについて保管会社から事前に十分な通知を受けている場合、投資運用会社は、（商業上合理的な方法で情報を入手することができない故に）投資先ファンドが当該コーポレート・アクションに参加するか否かを決定するため誠実にその裁量権を行使する。投資先ファンドまたは投資運用会社が任意のコーポレート・アクションについて事前に十分な通知を受けていない場合、投資先ファンドは、当該コーポ

レート・アクションに参加することを適時に選択することができないことがある。任意のコーポレート・アクションへの参加または不参加の結果、投資先ファンドの純資産価額にマイナスの影響を及ぼすことがある。

不動産会社

投資先ファンドは、不動産事業に主として従事する会社の譲渡可能証券に投資することができる。このような会社の証券への投資に関しては、リスク面で特別に考慮すべき点がある。このようなリスクには、不動産価格の循環的な性格、全般的または地域的な経済状況に関わるリスク、建設過剰および競争の激化、財産税および営業費用の増加、人口動向および賃料収入の変化、区域指定法の変更、災害または公的収用に係る損失、環境に関わるリスク、賃貸料に対する規制上の制限、近隣価値の変化、関連当事者に関わるリスク、賃借人にとっての不動産の魅力の変化、金利の上昇ならびにその他の不動産資金市場の影響が含まれる。一般に金利の上昇は、資金調達コストを引き上げ、不動産会社の証券に対する投資先ファンドの投資の価値を直接的または間接的に低下させ得る。

非米国取引所の取引

投資運用会社は、直接または間接的に、米国外に所在する取引所で先物および証券を取引することができる。米国内取引所と比べて、非米国取引所のなかには、取引参加者が商品契約を締結した個々の会員のみがそのパフォーマンスに責任を有し、取引所またはその決済機関（もしあれば）は責任を負わない「プリンシパル取引市場」であるものがある。非米国取引所における取引の場合、投資先ファンドは、契約につき取引相手方が履行できない、または履行を拒否するリスクにさらされている。さらに、世界的に、世界的な株式市場、決済機関および決済組織は、通常、米国内よりも政府の監督および規制が少ないため、投資先ファンドは、ポジションの取引を行う取引所、または決済機関もしくは決済組織の不履行リスクにもさらされており、金融上の不正行為ならびに／または適切なリスクの監視および管理の不足という、より高度なリスクが存在することがある。

デリバティブ商品全般

投資先ファンドは、投資プログラムにおいて、デリバティブを活用することができる。デリバティブは、少なくとも部分的に裏付けとなる資産、指数、または金利のパフォーマンスから、そのパフォーマンスを派生させている金融商品である。デリバティブの例としては、スワップ契約、先物契約、オプション契約、および先物契約に対するオプションを含むが、これらに限定されない。先物契約は、買い手および売り手の両当事者間で、特定の商品または金融商品を指定価格で将来の指定日において交換する取引所で取引される契約である。オプション取引とは、通常、指定価格で将来の指定日に商品または金融商品を売買する権利（この権利は行使することもしないこともある。）をいう。

投資先ファンドによるデリバティブの活用は、特定のデリバティブおよび投資先ファンドのポートフォリオ全般の性質により、有価証券またはより伝統的な投資対象に直接投資する場合に伴うリスクとは異なるリスク、またはより大きなリスクを伴う。投資先ファンドが特定の有価証券への投資を行うことでそのポートフォリオのリスクレベルを増減させたり、またはリスクの性質を変更したりすることができるのとはほぼ同様の方法で、デリバティブにより、投資先ファンドはポートフォリオのリスクレベルを増減させること、またはポートフォリオがさらされているリスクの性質を変更することが可能である。一定のスワップ、オプションおよびその他のデリバティブ商品は、市場リスク、流動性リスク、相手方信用リスク、法的リスク、および運営上のリスクを含む様々な種類のリスクにさらされることがある。さらに、スワップおよびその他のデリバティブは、多大な経済的レバレッジを伴うことがあり、時として多額の損失リスクを有する場合もある。

デリバティブは、そのコストが示すよりも大きな投資エクスポージャーを有することがあり、これは、デリバティブへの少額の投資が、投資先ファンドのパフォーマンスに多大な影響を及ぼす可能性があることを指す。投資先ファンドが不適切な時期にデリバティブに投資を行った場合、または市場判断を誤った場合、かかる投資により投資先ファンドのリターンが低下し、または相当額の損失を生じることがある。デリバティブは、市場リスク、流動性リスク、組入れリスク、取引相手方の財務健全性、信用力および実績に関するリスク、法的リスクならびに運営リスクを含むその他の様々な種類のリスクにもさらされている。投資先ファンドは、また、デリバティブがその他の投資とほとんど相関性がない場合、または流通市場が流動性に欠けた

め、投資先ファンドがそのポジションを現金化できない場合、損失を被ることがある。多くのデリバティブ市場は、流動性がないか、または突然流動性がなくなることがある。流動性の変動は、デリバティブ価格に多大な、急速かつ予想できないほどの変動をもたらすことがある。

かかる取引の実施には、投資先ファンドの純資産価額に多大な悪影響を及ぼす可能性のある投資先ファンドの損失リスクが含まれる。ある時期に、ある先物契約につき、流動性のある市場が存在するという保証はない。

市場リスク

投資先ファンドは、全世界的な金融市場および経済状況の悪化により悪影響を受ける可能性があり、そのいくつかは、本書に記載のリスクを増大させ、その他の悪影響を及ぼすことがある。政府は、随時、特定の市場に直接および規制により介入する。かかる介入は、しばしば、価格に直接影響することを意図しており、さらに、その他の要因と併せて、当該市場すべてを急速に同一の方向へ誘導する可能性がある。

現在の市況の悪化および経済市場に関する不確実性は、概して、実際のまたは潜在的な投資対象の市場価格の下落または投資対象の流動性の低下をもたらす可能性がある。かかる下落または非流動性は、投資先ファンドに損失を被らせ、投資先ファンドの投資機会を減少させることにつながったり、投資先ファンドがその投資目的を達成するのに成功することを妨げたり、または投資先ファンドがかかる市況の悪化が広まっているなかで損失を出して投資対象を処分しなければならなくなるようにさせたりする可能性がある。同一または類似のリスクは、（上記の近年の悪化に関連するものであるか否かにかかわらず）将来における経済または市場の混乱に関しても該当する場合があり、かかる悪化が生じた場合、上記の影響（投資対象の市場価格の下落および流動性の低下を含む。）は、投資先ファンドが同時に投資を行っている市場の一部または全部に影響を及ぼす可能性があり、投資先ファンドおよびその投資に重大な悪影響が及ぶおそれがある。さらに、かかる一層の市場の混乱は、さらなる規制要件の変更またはその他政府の介入の原因となる可能性もある。かかる規制は、「緊急」に実施されることがあり、投資先ファンドが特定の投資戦略を実施したり、または未決済のポジションに係るリスクを管理したりすることが突如としてできなくなる可能性がある。

電子取引

投資先ファンドは、電子取引および電子オーダー・ルーティング・システムでの取引を行うことができ、これらは一般的な立会取引およびマニュアルのオーダー・ルーティング方式とは異なるものである。電子システムを用いた取引は、かかるシステムを提供している取引所、または当該商品を上場している取引所の規則および規制に従う。電子取引および電子オーダー・ルーティング・システムの特徴は、注文付け合わせの方法、取引開始および終了の方法ならびに価格、取引エラーの取扱方針および取引制限または取引要件につき、それぞれの電子システム間で大きく異なる。アクセスの資格、およびシステムに参加できる注文の種類に関する停止および制限の理由についても相違がある。こうした各項目につき、特定のシステムでの取引、またはシステムの利用に関して、様々なリスク要因が考えられる。それぞれのシステムには、システムへのアクセス、レスポンス時間の違い、および安全性に関わるリスクもある。インターネットをベースにしたシステムの場合、さらにサービス・プロバイダーならびに電子メールの受領および監視に関するリスクもある。

電子取引または電子オーダー・ルーティング・システムを使つての取引は、システムまたはコンポーネントの故障に伴うリスクにもさらされている。システムまたはコンポーネントの故障の場合、一定の期間、新規注文を出すことができず、既存の注文の執行または事前に発注した注文の変更もしくはキャンセルができない可能性がある。システムまたはコンポーネントの故障は、注文、または注文の優先順位の喪失を招くこともある。電子取引システムで申し込んだ投資は、同一取引時間中に電子取引、および立会取引でも取引されることがある。電子取引および電子オーダー・ルーティング・システムを提供している取引所、またはかかる商品を上場している取引所は、自身の責任、ブローカーおよびソフトウェアおよび通信システム提供会社の責任、ならびにシステムの故障および遅延により補償される金額を制限する規則を採用している場合がある。かかる責任の制限規定は、取引所間で異なる。

技術への依拠

投資先ファンドは、資産配分を図る上で定量的ポートフォリオ・モデルを利用することがある。かかるモデルは、とりわけ、戦略および投資のリスクレベルとボラティリティならびに戦略および投資間の相関性に対する、相対的なリターンを予想することができる。ただし、かかるモデルは、特定の戦略および投資に関する過去のデータ不足、特定のデータに関する裏付けとなる仮定もしくは見積の誤り、もしくはモデルのその他の欠陥、または、将来の事象が必ずしも過去の基準どおりにならないことなどの様々な理由により、かかる要因を正確に予想することができないことがある。特に、投資先ファンドが用いる戦略を構成する大部分は、過去のデータに限られる、またはその他過去のデータの信頼性が低い市場現象の分析を試みることを伴う場合があり、したがって、かかる状況の下では、様々な統計誤差またはその他の過誤が生じるリスクがかなり高くなる可能性がある。投資運用会社の予測モデルが十分であること、または投資運用会社が十分にこれを活用するという保証はない。さらに、投資運用会社は、様々なコンピューター技術および通信技術に頼った投資戦略を用いることがある。かかる戦略の円滑な実施および運用は、通信障害、停電、ソフトウェア関連の「システム崩壊」、火災損害もしくは水害またはその他様々な事由もしくは状況により著しく損なわれるおそれがある。かかる事由は、とりわけ、投資運用会社が投資先ファンドの投資を確立、維持、変更、清算または監視することができなくなる結果をもたらすおそれがあり、投資先ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

一般に入手可能な情報または類似する取引戦略の第三者による利用

投資先ファンドにより引き受けられる特定のポジションならびに特定の取引の価格および条件は、一般に公表されなければならない場合がある。投資先ファンドにより行われる特定の取引は定量的取引方法またはその他専有情報に基づくため、市場参加者が一般に提供されなければならないデータを用いて投資先ファンドにより実施される取引戦略を模倣しようとするリスクがある。その他の者による類似する取引戦略の利用は、投資先ファンドに重大な悪影響を与える可能性がある。

為替先物予約

投資先ファンドは、銀行間直物・先物為替予約を締結することができる。先物予約は取引所では取引されず、投資先ファンドの勘定で特定の通貨の指定された取引量の引渡しを将来行うために、銀行またはディーラーが代理人または本人として行為する。かかる為替先物予約は、取引所での取引に比べて債務不履行に対する保護力が弱い場合がある。かかる契約には一定の証拠金制限が課せられる場合があるが、かかる先物予約の取引を規制している政府機関または銀行当局はない。通常、証拠金要件はなく、先物予約の値動きに対する制限もない。投資先ファンドは、かかる契約に関して取引当事者の不履行、履行不能または履行拒否といったリスクにさらされる。投資先ファンドの契約相手方である取引当事者の不履行は、債務不履行につながることもあり、これにより投資先ファンドは未実現利益を失うか、または転売の契約額（もしあれば）をその時点の市場価格で補わざるを得なくなる可能性がある。かかる取引当事者に預託されている投資先ファンドの資産は、通常、規制されたコモディティ・ブローカーがその預かり顧客資金に関して課されるものとは異なる分離保管要件で保護される。先物予約は、投資運用会社が自己資本が多くかつ充実しているとみなす銀行およびディーラーとの間でのみ取引される。投資運用会社が代理人を通じて投資先ファンドのために取引を行う場合、当該当事者の債務超過または破産もまた、投資先ファンドを損失リスクにさらす可能性がある。先物市場の取引当事者は、外国為替のマーケット・メイキングを行い続ける義務を負わない。過去には、特定の銀行またはディーラーが先物予約の値付けを拒否した期間、または特定の銀行またはディーラーが買呼値と売呼値の間のスプレッドが異常に大きな価格で値付けを行った期間があった。政府当局は、投資運用会社が望む水準を下回る水準に先物取引を制限することがある。

複合取引

投資先ファンドは、投資運用会社の単独の裁量により、単独または複合戦略の一部として、単独のデリバティブではなく、複数のオプション取引、複数の先物取引、複数の通貨取引（為替先物予約を含む。）、複数の金利取引および先物、オプション、通貨および金利取引を組合せたものを含む複合取引を締結することができる。複合取引は、通常、構成する取引のそれぞれに内在するリスク要因を含む。複合取引は、通常、複合戦略が、リスクを引き下げる、または望ましいポートフォリオ運用の目的がより効率的に達成できるという投資

運用会社の判断に基づき、投資先ファンドにより締結されるが、かかる複合が、かえってリスクを増大させる、または投資先ファンドの目的の達成を妨げる可能性がある。

頻繁な取引および回転率

投資運用会社は、通貨、有価証券およびその他の投資につき、頻繁な取引を行う予定である。頻繁な取引は、通常、投資先ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性のある取引コストを上昇させる。さらに、投資先ファンドは、短期の市場考察を基準に投資することがある。投資先ファンドの回転率は高く、潜在的に多額のブローカー手数料、報酬およびその他の取引コストが発生し、投資先ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

短期金融市場およびその他の流動性証券

投資先ファンドに関して、投資運用会社は、防衛目的、またはその他の理由で、その資産の一部または全部を確定利付証券および短期金融商品に投資することができ、または投資運用会社はその状況において適切とみなす金額の現金または現金等価物を保有することができる。投資先ファンドに関して、投資運用会社は、通常、短期証券投資信託にも投資することができ、またはその状況において適切とみなされる金額の現金または現金等価物を保有することができる。短期金融証券は、短期の確定利付債務であり、通常、1年以下の残存期間があり、米国政府の証券、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、連邦預金保険公社のメンバーである米国銀行の国内支店が発行する銀行引受手形、および現先取引を含むことがある。投資先ファンドは、投資先ファンドの大部分の資産が主要な投資戦略に従い投資されていない間は、目的を達成することはできない可能性がある。

投資先ファンドのブローカー、銀行、取引相手方および取引所の不履行

投資先ファンドは、取引所取引か、取引所外取引かにかかわらず、投資先ファンドが取引を行っている相手方、または取引に利用しているブローカー、ディーラーおよび取引所の信用リスクにさらされている。投資先ファンドのプライムブローカーまたはその他の当事者は、投資先ファンドの資産（投資先ファンドに対して提供される証拠金貸付またはその他の融資に対する担保として保有される資産を含む。）を保有することができる。かかる取決め条項および適用法に従い、担保権者は、担保権者が締結した証券貸付またはその他の取引に関連して、当該資産の再担保が認められる。投資先ファンドは、ブローカーの破産、当該ブローカーが投資先ファンドのために取引を実行および決済するために利用する決済ブローカーの破産、または取引所の決済機関の破産の場合のブローカーに預けた資産の損失リスクにさらされている。

投資先ファンド受益者は、投資先ファンドの保管口座への／からの買付資金および買戻資金の流れを円滑化するため、投資先ファンドまたは投資先ファンドの関連する業務提供者の名義で、投資先ファンドのパス・スルー口座に投資され、当該口座から引き出された金員が、バンク・オブ・アメリカによって保管され運営されることに留意するべきである。将来、かかる口座または他の銀行の類似する口座に保管されている期間において、金員はかかる銀行の信用、法律および運営に関するリスクを負う。

さらに、米国商品取引法によりコモディティ・ブローカーは顧客資金を分離保管するように求められているが、コモディティ・ブローカーが顧客資金を適切に分離していない場合、投資先ファンドは、当該ブローカーの破産または債務超過の場合に、当該ブローカーに預けている資金を失うリスクにさらされることがある。非米国の監督当局は、顧客資金の分離保管をブローカーに義務付けていないこともあるため、投資先ファンドは、非米国ブローカーに預けた資金を失うリスクを負う場合がある。投資先ファンドは、投資運用会社、または資金の分離保管を求められていないその他の外国為替ディーラーのいずれかとの外国為替取引につき証拠金を設定することを求められることがある（ただし、かかる資金は、通常、投資先ファンドの名義で外国為替ディーラーの帳簿および記録に分離勘定で保持される。）。コモディティ・ブローカーもしくは外国為替ディーラーの別の顧客またはコモディティ・ブローカーもしくは外国為替ディーラー自身がその顧客の勘定における多額の不足金を支払うことができないなどの特定の状況で、投資先ファンドは、資金が適切に分離保管されていても、当該ブローカーまたはディーラーに預けている資金の損失リスクにさらされることがある。当該破産または顧客の損失の場合、投資先ファンドは、投資先ファンドに属することが明らかな財産について

も、当該ブローカーまたはディーラーの顧客の全員に対し分配可能な全財産の按分割合のみを回収することとなり、その結果投資先ファンドに重大な損失がもたらされる可能性がある。

投資先ファンドが取引を行う相手方、もしくは取引に利用するブローカー、ディーラーおよび取引所の破産、または前段落に記載の顧客の損失の場合、投資先ファンドは、当該者が保有する資産、または所有する金額を、それが投資先ファンドに属することが明らかな場合でも、回収できないこともあり、かかる資産または金額が回収可能な場合でも、投資先ファンドは、その金額の一部しか回収できないこともある。さらに、投資先ファンドが当該資産または金額の一部を回収できる場合でも、かかる回収には、相当の時間を要する可能性がある。投資先ファンドの財産の回収可能金額を受領するまで、投資先ファンドは、当該者が保有するポジションを取引したり、または当該者が投資先ファンドのために保有するポジションおよび現金を譲渡したりすることはできない。これにより、投資先ファンドに多大な損失が生じることがある。

投資先ファンドは、「店頭」または「ディーラー間」市場での取引を行うことができる。当該市場への参加者は、通常、「取引所を基本とした」市場の会員のような信用評価および規制監督に従わない。投資先ファンドが当該市場においてスワップ、デリバティブもしくは合成商品、またはその他の店頭取引に投資する場合は、投資先ファンドは、取引する当事者につき、信用リスクを引き受け、決済不履行リスクも有することがある。かかるリスクは、通常、決済機関保証、日々の値洗いおよび清算、仲介者に適用される資産の分離および最低資本要件の特徴を有している取引所取引に伴うリスクとは大幅に異なる。二者の取引相手方間で直接締結される取引は、通常、かかる保護の恩恵を受けず、よって、投資先ファンドは、とりわけ契約条項に関する紛争、または信用または流動性の問題を原因とする、取引相手方が合意された条件に従い取引を決済しないリスクに、さらされる可能性がある。このような「取引相手方リスク」は、満期までの期間が長い契約ほど、決済不能をもたらす事象の発生が増える。投資先ファンドが一または複数の取引相手方との間の取引ができないこと、取引相手およびそれらの財務能力に関する独自の評価能力の欠如、および決済を実行する規制市場の不存在により、投資先ファンドに損失が生ずる可能性が高まることがある。

投資先ファンドは、直接または間接的に、有価証券、通貨、デリバティブ（スワップ、先渡契約、先物、オプションならびに現先および逆現先契約を含む。）および（投資プログラムにより認められている）その他の証券を自己取引することができる。このように、譲受人または取引相手方としての投資先ファンドは、裏付証券、先物またはその他の投資対象の清算の遅延、および（i）投資先ファンドが取引する相手側が当該取引につき履行不能となりまたは履行を拒否するリスク（投資先ファンドにより提供された担保を適時に返却できないこと、または返却を拒否することを含むが、これらに限定されない。）、（ii）投資先ファンドが担保に関わる権利の行使を望む期間中に当該担保の価値が下落する可能性があること、（iii）譲渡、指定または交換したポジションにつき、担保を再追加または再設定する必要性、（iv）当該期間中の収益レベルの低下および収益を利用することができないこと、（v）権利行使にかかる費用、ならびに（vi）スワップ契約に基づく特定の権利の執行可能性に関する法的不確実性およびスワップ契約上提供された担保に対する優先性の欠如の可能性から生じる損失を含む損失の両者を被る可能性がある。このような不履行または拒否は、債務超過、破産またはその他の理由によるかを問わず、投資先ファンドに相当の損失を被らせる可能性がある。投資先ファンドは、取引戦略上ある取引の効果を実質的に相殺する効果を有することが意図されていたその他の取引において第三者に不履行があった場合であっても、当該取引の履行義務を免除されない。

取引相手方リスクおよび決済リスク

投資先ファンドは投資先ファンドの取引相手の信用リスクにさらされ、さらに決済不履行のリスクを負うことがある。これは、コマーシャル・ペーパーおよび類似する商品の発行体の債務不履行リスクの負担を含む場合がある。さらに、取引の決済および資産の保管に関連する市場慣行により、リスクが増大する可能性がある。

法律顧問

投資先ファンドの受託会社、投資先ファンド・アンブレラ、投資運用会社、投資先ファンドの総販売会社およびそれらの一部の関係会社は、助言を与える各法律顧問（以下「法律顧問」という。）を起用している。こ

これらの者の代理につき、各法律顧問は、投資先ファンド受益者を代表したことはなく、また代表するものではない。投資先ファンドは、投資先ファンド受益者を代表する独立した法律顧問を起用していない。

ERISAおよびその他給付プランに関する留意事項

投資先ファンドが「給付プラン投資家」（1974年米国従業員退職所得保障法（改訂済）（以下「ERISA法」という。）第3(42)条およびこれに基づく規制に定義される。）である米国人の投資先ファンドへの投資を認める場合、投資先ファンドは、かかる投資家に発行済クラスの米ドル建て受益証券の25%（または米国労働省が公表する規制において定められるこれより高い割合）以上を保有させない予定である。したがって、投資先ファンドは、その資産がERISA法タイトルIまたは1986年米国内国歳入法（改訂済）第4975条の対象となる「プラン資産」とみなされることはないと予想しているが、その保証はない。投資先ファンドの資産が「プラン資産」とみなされた場合（すなわち、いずれかのクラスの米ドル建て受益証券の25%以上がERISA法第3(42)条に定義される「給付プラン投資家」により保有される場合）、投資先ファンドは、とりわけ、本書に記載される活動を行う能力に一定の制限（投資先ファンドが投資先ファンドのために行われる投資に関してGSグループおよびその関連会社との取引およびこれらを通じた取引を禁じられることを含むが、これに限定されない。）を課される可能性がある。さらに、かかる場合、投資先ファンドにより、給付プラン投資家またはERISA法タイトルIまたは米国歳入法第4975条の対象にならないその他従業員給付プランは、他の投資家がかかる時点では投資先ファンドに対する持分の買戻しまたは解約を認められない場合であっても、投資先ファンドに対する持分の全部または一部を減らすかまたは解約するよう求められる場合がある。

リスク開示の限界

上記のリスク要因の項目は、投資先ファンドへの投資に関するリスクの完全な一覧または説明とはならない。投資予定者は、投資先ファンドへの投資を決定する前に、本書および投資先ファンドに関する信託証書を読み、自身の投資、法律、税金、会計およびその他のアドバイザーと相談すべきである。さらに、投資先ファンドの投資プログラムは、いずれ発展および変化するため、投資先ファンドへの投資は、追加のまたは異なるリスク要因にさらされることがある。

以上のリスク要因の記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。サブ・ファンドは、その資産の大部分を投資先ファンドに投資する。よって、受益者は、投資先ファンドへの投資に伴うリスクに間接的にさらされることとなる。投資予定者は、サブ・ファンドへの投資を行うか否かを決定する前に、本書をすべて慎重に検討すべきである。

（２）リスクに対する管理体制

リスク管理、投資運用の査定および法務管理

管理会社は、定期的にサブ・ファンドのポートフォリオのリスク要因を討論し、サブ・ファンドが過度なリスクにさらされていないかを検討するためにポートフォリオを検討する委員会を開催する。サブ・ファンドの投資哲学および投資方針に関する事項は、サブ・ファンドの投資運用に関する目論見書の他の一切の関連する事項とともに、管理会社およびサブ・ファンドの管理事務代行会社である香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイによって常に監視され、かつ統制されている。

リスクの管理体制

サブ・ファンドに固有のリスクは、管理会社の取締役会によって管理される。

規制および投資制限の遵守はまた、管理事務代行契約に基づきサブ・ファンドに対して一般的な管理事務（会計および評価サービスならびに年次報告書および半期報告書の作成を含む。）を提供する管理事務代行会社の協力を得て、管理会社の取締役会によって監督される。

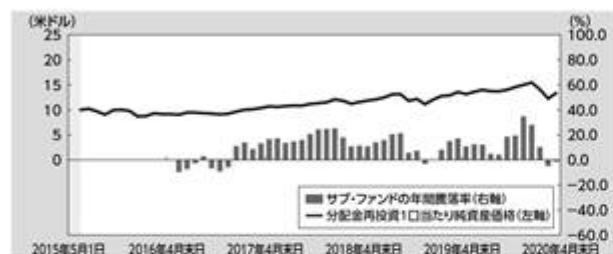
マネー・ロンダリング防止

citifirst.im@citi.comのアドレスで管理会社に対して連絡することにより、投資者は、現在のサブ・ファンドに関するマネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含む。）を入手することができる。

(3) リスクに関する参考情報

下記グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

サブ・ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



※サブ・ファンドは2015年6月30日に運用を開始しました。
 ※分配金再投資1口当たり純資産価格は、分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格が記載されており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。
 ※サブ・ファンドの年間騰落率は2015年6月から2020年4月の4年11か月間の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

※サブ・ファンドは設定以来、本書の日付現在時点まで分配を行っていないため、本項でいう「分配金再投資1口当たり純資産価格」の値は「受益証券1口当たり純資産価格」の値と同じとなります。

※サブ・ファンドの年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※サブ・ファンドの年間騰落率は、サブ・ファンドの基準通貨である米ドルで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。また、各指数には外貨建てのものが含まれるため、これらを円貨換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

○各資産クラスの指数

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株・・・S&P 新興国総合指数

日本国債・・・FTSE日本国債インデックス

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・米ドルベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(ヘッジなし・米ドルベース)

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

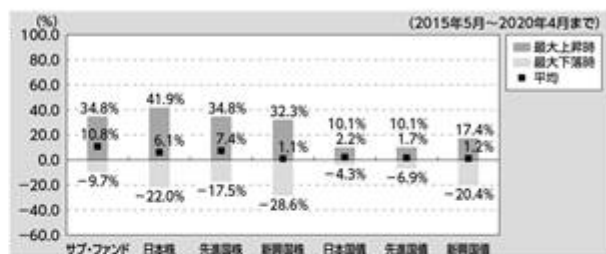
TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、サブ・ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤用から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

FTSE日本国債インデックス、FTSE世界国債インデックスおよびFTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

グラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



出所:Bloomberg L.P.のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

※すべての資産クラスがサブ・ファンドの投資対象とは限りません。

※2015年5月から2020年4月の5年間(サブ・ファンドについては、2015年6月から2020年4月の4年11か月間)の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をサブ・ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

該当事項なし。

② 日本国内における申込手数料

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、上限3.30パーセント（税抜3.00パーセント）の申込手数料が課される。購入（申込み）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価である。申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

（注１）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

（注２）申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

（注３）円資金から該当通貨に交換したうえで申込みの場合、別途、為替手数料が片道１円／往復２円（上限）かかる。

（注４）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

該当事項なし。

② 日本国内における買戻し手数料

該当事項なし。

（３）【管理報酬等】

① 受託会社の報酬

受託会社は、サブ・ファンドの信託財産から、以下の受託報酬を受領する権利を有する。ただし、年間15,000米ドルの最低報酬に服する。かかる報酬は、毎四半期後払いで支払われる。

(a)純資産価額の２億米ドルまでの部分については、毎日計算され、発生する、純資産価額に対する年率0.01パーセントの報酬

(b)純資産価額の２億米ドルを超える部分については、毎日計算され、発生する、純資産価額に対する年率0.007パーセントの報酬

受託会社の報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われる。

2019年12月31日に終了した会計年度中に費用計上された上記受託会社報酬は、15,608米ドルであった。

② 管理会社の報酬

管理会社は、サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、純資産価額に対する年率0.16パーセントの料率による管理会社報酬を受領する権利を有する。

管理会社の報酬は、ファンド資産の運用管理、受益証券の発行、買戻し業務の対価として管理会社に支払われる。

2019年12月31日に終了した会計年度中に費用計上された上記管理会社報酬は、28,813米ドルであった。

③ 管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社の報酬は、ファンド資産の管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われる。

香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイは、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額に対して年率0.07パーセント（ただし、毎月2,800米ドルの最低報酬に服する。）の管理事務代行報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

2019年12月31日に終了した会計年度中に費用計上された上記管理事務代行会社の報酬は、33,562米ドルであった。

④ 代行協会員の報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、純資産価額に対する年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。

代行協会員の報酬は、目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表、運用報告書等の文書の販売会社への送付等の業務の対価として代行協会員に支払われる。

2019年12月31日に終了した会計年度中に費用計上された上記代行協会員報酬は、1,801米ドルであった。

⑤ 販売会社の報酬

各販売会社は、サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、販売会社が登録受益者となっている各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格に対する年率0.80パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。

販売会社の報酬は、日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われる。

2019年12月31日に終了した会計年度中に費用計上された上記販売会社報酬は、144,066米ドルであった。

⑥ 投資先ファンドの報酬

以下は、投資先ファンドへの投資に関連する報酬の概要である。

投資先ファンドへの投資を通じて、サブ・ファンドは、以下のとおり、投資先ファンドに対するサービス提供者に関連する報酬およびその他の費用も間接的に負担する。

投資運用会社に支払うべき管理報酬は、投資先ファンドの日々の調整済純資産に対して年率0.80パーセントである。

投資運用会社に支払うべき管理報酬に加えて、投資先ファンドは、米ドル建て受益証券の純資産価額の0.05パーセントまたは年額20,000米ドルのいずれか低い方の受益者サービス報酬も負担する。

かかる報酬には、投資先ファンドの資産および負債に関する取引に関する通常の銀行報酬・手数料および仲介報酬・手数料、ならびに随時合意されるその他のサービスについて投資先ファンドが負担する合理的な立替費用は含まれない。支払われる金額は、投資先ファンドの財務書類に記載される。

（４）【その他の手数料等】

① 設立費用

サブ・ファンドの設立および受益証券の募集に関する経費および費用は、約11万5,000米ドルであった。これは管理会社とその単独の裁量において決定する時期において費用計上され、および／または管理会社とその単独の裁量において決定する期間を通じて償却されるが、当該期間は2015年6月30日から5年を超えてはならないものとする。

② マネー・ロンダリング防止遵守責任者の報酬および報告責任者の報酬

マネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者は、それぞれ、サブ・ファンドの信託財産から、マネー・ロンダリング防止の遵守および報告ならびにその他の類似し付随する業務に関する報酬を受領する権利を有する。

③ その他の費用

受託会社は、関連するサブ・ファンドの信託財産からのみ、受託会社、管理会社またはその他により負担される、以下のいずれか（またはすべて）を含むがこれらに限定されない当該サブ・ファンドの設立、運用、管理および維持に関するすべての費用を支払い、またはその支払を確保することができる。（a）当該サブ・ファンドの設立、登録または存続に関して受託会社または管理会社が正当に負担するすべての経費および費用、（b）すべての合理的な法律、監査、会計および税務費用ならびに当該サブ・ファンドに関して提供されたサービスに関するすべてのその他の専門家およびその他の手数料、（c）受託会社および／または管理会社と当該サブ・ファンドの受益者との関係より発生するすべての経費および費用（当該サブ・ファンドの受益証券の名義書換ならびに当該サブ・ファンドの受益者に対する通達および通知を含むがこれに限

定されない。)ならびに受託会社および／または管理会社と第三者との関係より発生するすべての経費および費用、(d)当該サブ・ファンドに関する年次報告書および半期の未監査報告書ならびにそれに添付される報告書または文書ならびに受託会社または管理会社が当該サブ・ファンドの受益者に対して行うその他の通信の作成、印刷および郵送またはその他発送において正当に発生したこれに付帯するすべての合理的な費用、(e)英文目論見書または当該サブ・ファンドの受益証券の公募に関する英文目論見書の関連する補遺または当該サブ・ファンドに関する情報を投資予定者に提供する内容説明書または類似文書の作成および印刷において発生する経費、(f)当該サブ・ファンドの純資産価額の計算および詳細の提供に関する費用、(g)受益者集会の招集および開催において発生するすべての費用、(h)ファンドもしくは当該サブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象に対する権原証書の安全な保管に関する追補信託証書、契約書またはその他の文書に関して、またはこれらの作成において発生するすべての費用、(i)当該サブ・ファンドに関する預金または貸付におけるもしくはこれに付帯するあらゆる性質のすべての合理的な費用、(j)当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の取得または換金に関して支払うべき印紙およびその他の課徴金、税金、政府の課税、仲介手数料、譲渡手数料、登録料ならびにその他の手数料、(k)当該サブ・ファンドまたはその代理人によるすべての借入に係る利息ならびに当該借入の手配に関するまたこれより発生する手数料および費用、(l)当該サブ・ファンドがいずれかの法域の政府もしくはその他の当局またはその機関に対して支払うべきすべての税金および法人手数料、(m)宣伝または広告費用(もしあれば)、(n)郵便、電話およびファックスに係る経費ならびにその他のすべての運営費用、(o)当該サブ・ファンドの運営、管理または宣伝に関して選任されたサービス提供者(管理事務代行会社、保管会社または販売会社を含むがこれらに限られない。)に対して受託会社または管理会社のいずれかが支払義務を負うすべてのもしくはいずれかの報酬、経費または費用、(p)当該サブ・ファンドの投資対象の取得、保有および／または処分に関して発生する債務、経費および費用(手数料、謝礼、運用コンサルタントの報酬または類似の支払いを含むがこれらに限られない。)、(q)当該サブ・ファンドの通常業務および／または運用一般に関して発生する債務、経費および費用、(r)関連する信託財産の清算においてもしくはこれに関してまたはその他当該サブ・ファンドの終了において発生する債務、経費および費用、および(s)受託会社または管理会社が信託証書に基づくそれぞれの義務に関してトラストに関して正当に負担するいずれかの支出または立替費用。特定のサブ・ファンドのみに帰属するものではないと管理会社が判断するいずれかの上記の費用は、通常、各サブ・ファンドの当該時の純資産価額に基づきまたは管理会社が随時特定の場合に決定するその他の基準においてサブ・ファンドの信託財産間で配分される。

2019年12月31日に終了した会計年度中の上記③に記載された費用、経費、手数料、報酬の合計は、79,782米ドルであった。

④ 現金払戻しおよびソフト・コミッション

管理会社は、サブ・ファンドの計算において行われる取引に関して証券業者からいかなる現金手数料その他の払戻しを受けないものとする。ただし、管理会社および／または証券業者の関連会社は、管理会社および／または証券業者の関連会社が、当事者が随時管理会社および／または証券業者の関連会社に対して、物品、サービスその他の利益(リサーチおよび顧問サービス、専門的ソフトウェアまたはリサーチ・サービスおよびパフォーマンス測定が付随するコンピュータ・ハードウェアなど)を提供または手配する取決めを締結している他者の代理人によるかまたは当該代理人を通じて、取引を実行する権利を留保しており、当該取決めの性質とは、当該物品、サービスその他の利益の提供が、サブ・ファンドに全体として利益をもたらすことが合理的に予想でき、かつ、サブ・ファンドに関するサービス提供においてサブ・ファンドまたは管理会社および／もしくは証券業者の関連会社のパフォーマンスを高めることに寄与することができ、また、当該取決めに関して、直接支払が生じることはないが代わりに管理会社および／または証券業者の関連会社がかかる当事者に業務を委ねることを約束する。)。かかる当事者を通じて実行される取引は、最善の実行基準に合致し、適用ある法律を遵守していなければならない、また、仲介手数料率は、通常の機関投資家を対象とした包括的サービスの仲介手数料を超えてはならない。疑義を避けるために付言すると、かかる物品およ

びサービスには、旅行、宿泊設備、娯楽、一般事務用品もしくはサービス、一般的オフィス設備および物件、会費、従業員給与または直接的金銭支払いは含まれない。

（５）【課税上の取扱い】

投資者は、適用ある法域の関連の法律に基づく受益証券の取得、保有、買戻しの請求、譲渡または売却が当該投資者に与える効果（税務上および規制上の効果ならびに為替管理規制を含む。）に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。投資者に対する当該効果（適用可能性を含む。）および税金控除の金額は、投資者の国籍、住所、本籍または設立を有する国の法律および慣行ならびに各自の個人的な状況によって異なる。

ケイマン諸島の課税に関する以下の記載は、本書の日付の時点においてケイマン諸島で有効な法律および慣行に関して管理会社が受けた助言に基づくものである。投資者は、課税の水準および基準が変動する場合があります、また税金控除の金額が納税者の個人的な状況に依拠する旨を認識すべきである。

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

Ⅰ ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年１月１日以後は15%の税率となる。）。)
- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。
- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなる。
- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅲ 本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記ⅠないしⅢに記載されている取扱いは変更されることがある

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府はトラスト、サブ・ファンドまたは受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。またトラストに関する支払に対して適用あるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付の時点において、ケイマン諸島には為替管理が存在しない。

トラストは、信託法第81条に従って、ケイマン諸島の財務長官より保証書を受領している。かかる保証書には、トラストの設定の日付から向こう50年間にケイマン諸島でその後制定された所得、資本資産、資

本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律は、トラストを構成する資産もしくはトラストに帰因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連して受益会社または受益者には適用されないことが明記される。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに印紙税は課されない。

（C）香港

管理会社の活動を理由としてトラストが香港において恒久的施設を有するとみなされる場合があるが、トラストが営業地を香港に置くことは想定されていない。かかる事実により、トラストがケイマン諸島の法律に基づき、同法に準拠して設定されるにもかかわらず香港歳入庁によって香港の収益税の課税対象に該当するとはみなされない旨の保証が付与されているとはいうことができない。香港の収益税の潜在的負担を最小化することを求める方法により、トラストの活動が実行され、および管理されることが想定されている。

香港は、（a）香港に源泉を有し、および（b）香港において実行された取引、事業または職務に帰せられる収益に対して、16.5パーセントの固定税率による収益税を課す。投資対象の売却により生じたキャピタル・ゲインは、原則として香港の課税目的において収益とはみなされず、それゆえ香港の課税の対象とはならない。しかしながら、単純な投資活動とは対照的に、香港において実行される取引活動によって生じたとみなされる収益は、潜在的に香港の収益税の課税対象となる。

歳入（オフショア・ファンドについての収益税免除）規則（以下「規則」という。）は、2006年3月10日に成立した。規則に基づき、トラストは、規則に基づく特定の要件を満たすことを条件として、一定の取引に関する潜在的な収益税の義務を免除されることになる。

投資先ファンドに関する特定の米国連邦所得税上の勘案事項

投資先ファンドの口座で受領した米国企業の株式（普通株式および優先株式を含む。）に対する配当および米国内国歳入法第871条(m)にしたがって配当として処理される金額（詳細は、以下に記載される。）は、通常、30%の米国源泉徴収税の対象となる。

「米国不動産持分」（米国内国歳入法第897条(c)に定義される。）を構成する米国株式（普通株式および優先株式を含む。）または当該株式の派生商品に投資する場合、投資先ファンドは、特別な米国連邦所得税規則（米国不動産持分の処分に対する純利益課税および米国不動産持分の処分による総収益への源泉徴収）の対象となることがある。さらに、以下に記載されるとおり、米国不動産持分の処分は、投資先ファンドの米国における取引または業務の遂行として処理される可能性がある。

特定の普通株式もしくは優先株式、上場投資信託、マスター・リミテッド・パートナーシップまたは「不動産投資信託」もしくは「規制投資会社」（それぞれ米国内国歳入法第856条および第851条に定義される。）としての資格を有する米国企業の特定の株式、派生商品もしくは投資先ファンドのその他の投資対象の購入、保有または処分によって、当該投資対象それぞれの特定の条件に基づき、投資先ファンドにさらなる米国連邦所得税上の勘案事項が適用されることがある。例えば、米国の事業部門を有するかまたは「米国での取引または事業」を行っていると思われるマスター・リミテッド・パートナーシップ（または米国の税務上パートナーシップとして扱われるその他の事業体）への投資によって、投資先ファンドは、「米国での取引または事業」を行っていると思われることがある。これにより、投資先ファンドは、さらに米国の税金を課され、米国連邦、州および／または地方の所得税を申告するよう求められる可能性がある。現在適用ある米国連邦、州および／または地方の所得税法またはその解釈および／もしくはその将来の変更（遡及的な変更も含む。）が投資先ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす方法で投資先ファンドの口座で行われる投資（または引き受けられる派生商品）には適用されないという保証はない。受益証券の購入を検討する投資家は、投資先ファンドに関する米国連邦、州および／または地方の税金の勘案事項について自身の税務顧問に相談するべきである。

「配当等価物」に対する米国源泉徴収税

米国内国歳入法典の第871条(m)および同条に基づく米国財務省規則（以下、総称して、「第871条(m)」という。）は、米国の株式（または米国の株式を含む指数）に連動する一定のデリバティブ取引および他の金融商品に関して、非米国人に対して支払われるものとして取り扱われる「配当等価物」に対して、30パーセントの源泉徴収税を課す。適用ある規則に定める審査に基づき、関連する商品の発行時に決定されるところにより、一般的に、一または複数の米国の株式の経済的パフォーマンスを実質的に複製する金融商品に対して、第871条(m)の適用がある。第871条(m)は、かかる源泉徴収の制度の一定の例外を規定しており、とりわけ一定の広範囲の指数に連動する商品または当該指数を追跡する有価証券に係るものがある。

第871条(m)の源泉徴収税の制度は、2017年以後に発行される金融商品に関して効力を有するが、米国内国歳入庁は、2017年において、限定された種類の金融商品に対してのみその適用がある旨公表している。

サブ・ファンドまたはトラストは、米国の株式に関連を有するデリバティブ取引を行うことがある。これらの金融商品に対して、第871条(m)の適用がある場合、原則として、サブ・ファンドまたはトラストは、商品の期間を通じて、対象となる米国の株式について支払われる配当の30パーセントを上限とする税額の米国の税金について、納税義務を負い、これは、源泉徴収によって、そこから通常徴収される。第871条(m)は、複雑であり、またその適用が不明確なことがあることから、米国内国歳入庁は、第871条(m)に基づくサブ・ファンドまたはトラストによるある商品の取扱いに対して、異議を申し立てることに成功することがあり、また潜在的には制裁を課すことがある。いずれの場合においても、その結果による債務は、サブ・ファンドまたはトラストに対する投資からのリターンに悪影響を及ぼす。

香港における税制

現行の法律および慣行において、

- (a) サブ・ファンドは、投資活動に関して香港の税金の対象になることは想定されていない。
- (b) サブ・ファンドからの収益の分配または受益証券の販売、換金もしくはその他の処分により生じたキャピタル・ゲインに関して香港の受益者が支払うべき税金はない。ただし、当該取引が香港で行われる取引、専門的職業または事業の一部をなし、関連する収益が香港を源泉とする場合に発生する香港の所得税を除く。

サブ・ファンドが投資する有価証券に係る税金

サブ・ファンドの計算において受託会社により実現される配当、利子およびその他の所得、ならびに有価証券の売却により実現されるキャピタル・ゲインは、当該所得の源泉となる法域により課税される源泉徴収税およびその他の税金の対象となる場合がある。受託会社がサブ・ファンドの計算において支払う税金の率は、各国に投資される資産の額およびかかる税金を軽減するサブ・ファンドの能力（もしあれば）が明らかではないため、予測することは不可能である。

ケイマン諸島—金融口座情報および関連事項の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で2つの政府間協定に調印した（以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」という。）。また、ケイマン諸島は、80か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準—共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとUK IGAとあわせて「AEOI」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

US IGA、UK IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則（以下「AEOI規則」と総称する。）が発行されている。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、US I

GAおよびUK IGAならびにCRSの適用に関する手引書を公表している。UK IGA、関連する規則および手引書の関連する規定は廃止され、またCRSをもって置き換えられる予定である。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録要件、デュー・ディリジェンス要件および報告要件を遵守する義務を負う。ただし、かかる金融機関が一または複数のAEOI規制に関して「非報告金融機関」（関連するAEOI規則において定義される。）となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合においては、登録要件のみがCRSに基づき適用される。

AEOIの目的において、サブ・ファンドは、トラストの一部である。トラストは、非報告金融機関の免除のいずれにも依拠することを企図しておらず、それゆえAEOI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関としてのトラストは、とりわけ、(i) (US IGAに服する場合のみ) GIN／グローバル仲介人識別番号を取得するためにIRS／米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に登録すること、(ii) ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、(iii) トラストがCRSに基づく自らの義務に対処する方法を記載する書面による方針および手続を採用および実施すること、(iv) 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らに開設されている口座のデュー・ディリジェンスを実施することおよび(v) 当該報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（例として、米国の報告対象口座の場合はIRS）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島の金融機関は、アメリカ合衆国の外国口座税務コンプライアンス法（以下「US FATCA」という。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってUS FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、および非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島の報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのUS FATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となることがある。US FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、トラスト／サブ・ファンドに対する支払いに対して課されないが、トラスト／サブ・ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（US IGAに定義される。）とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島の金融機関は、US FATCAその他による口座保有者による支払いまたは口座保有者に対する支払いに対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

サブ・ファンドに対する投資および／またはサブ・ファンドに対する投資の継続により、投資者は、トラストに対する追加情報の提供が必要となることがあること、トラストによるAEOI規則への遵守の結果、投資者情報の開示に至ることがあること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換されることがあることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者にかかわる強制償還もしくは強制買戻しおよび／もしくは投資者の口座の閉鎖を含む（ただし、これらに限られない。）対応措置を講じ、ならびに／もしくはすべての救済措置を求める義務を負うことがあり、ならびに／またはこれらを行う権利を留保している。ケイマン諸島税務情報局が公表した指針に従い、口座開設から90日以内に自己申告が得られない場合、サブ・ファンドは投資者の口座を閉鎖する必要がある。

受益証券の購入を検討する投資者は、サブ・ファンドに関する税金の勘案事項について自身の税務顧問に相談するべきである。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2020年4月末日現在)

資産の種類	発行地	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	14,384,592.47	99.29
現金・その他の資産（負債控除後）		102,142.07	0.71
合計 （純資産価額）		14,486,734.54 （約1,548百万円）	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	口数	取得金額		時価		投資比率 （％）
					単価 （米ドル）	合計 （米ドル）	単価 （米ドル）	合計 （米ドル）	
1	ゴールドマン・サックス （ケイマン諸島）ユニット・ トラストーGS米国フォーカス ・グロース 米ドル建て受益証券クラス	ケイマン 諸島	投資信託	781,007.301	12.78	9,984,827	18.42	14,384,592	99.29

②【投資不動産物件】

2020年4月末日現在、該当事項なし。

③【その他投資資産の主要なもの】

2020年4月末日現在、該当事項なし。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記の各会計年度末および2020年４月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		１口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
第１会計年度末 (2015年12月末日)	73,580,323.38	7,863,529	9.705	1,037
第２会計年度末 (2016年12月末日)	49,004,481.00	5,237,109	9.220	985
第３会計年度末 (2017年12月末日)	22,991,646.22	2,457,117	11.504	1,229
第４会計年度末 (2018年12月末日)	17,806,477.26	1,902,978	11.126	1,189
第５会計年度末 (2019年12月末日)	16,937,666.31	1,810,128	15.004	1,603
2019年５月末日	17,848,945.79	1,907,517	13.154	1,406
６月末日	17,881,172.96	1,910,961	13.611	1,455
７月末日	17,997,687.58	1,923,413	13.996	1,496
８月末日	17,640,888.00	1,885,282	13.739	1,468
９月末日	17,050,862.15	1,822,226	13.707	1,465
10月末日	17,053,161.08	1,822,471	14.018	1,498
11月末日	17,219,500.22	1,840,248	14.546	1,555
12月末日	16,937,666.31	1,810,128	15.004	1,603
2020年１月末日	16,982,394.45	1,814,908	15.445	1,651
２月末日	15,228,742.39	1,627,496	14.094	1,506
３月末日	12,927,518.68	1,381,564	12.253	1,309
４月末日	14,486,734.54	1,548,197	13.370	1,429

(注) 各会計年度末、2019年６月末日および2019年12月末日の純資産価額および１口当たり純資産価格の財務書類
(ファンドの経理状況)記載の数値との差異は、一定の調整の結果生じている。

②【分配の推移】

該当事項なし。

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（注）
第1会計年度	－2.95%
第2会計年度	－5.00%
第3会計年度	24.77%
第4会計年度	－3.29%
第5会計年度	34.86%

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝各会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度の1口当たり純資産価格（分配落の額）（第1会計年度については、1口当たり当初発行価格（10米ドル））

<参考情報>

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

（2015年6月30日（運用開始日）～2020年4月末日）



収益率の推移



（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝各会計年度末（または上記期間末）の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末（または当該期間の直前の営業日）の1口当たり純資産価格（分配落の額）（第1会計年度および設定来の場合、1口当たり当初発行価格（10米ドル））

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記の各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	8,025,320.266 (8,025,320.266)	443,840.370 (443,840.370)	7,581,479.896 (7,581,479.896)
第２会計年度	1,108,062.182 (1,108,062.182)	3,374,635.906 (3,374,635.906)	5,314,906.172 (5,314,906.172)
第３会計年度	102,727.310 (102,727.310)	3,419,025.398 (3,419,025.398)	1,998,608.084 (1,998,608.084)
第４会計年度	149,141.014 (149,141.014)	547,297.670 (547,297.670)	1,600,451.428 (1,600,451.428)
第５会計年度	140,113.378 (140,113.378)	611,674.283 (611,674.283)	1,128,890.523 (1,128,890.523)

（注１）（ ）内の数は本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数である。

（注２）第１会計年度の販売口数は、当初申込期間（2015年６月18日から2015年６月26日まで）中の販売口数を含む。

（注３）本「(4) 販売及び買戻しの実績」の数値は、財務書類と基準時点や端数処理方法が異なるため、財務書類の数値とは一致していない（「第３ ファンドの経理状況、１ 財務諸表」の財務諸表に対する注記11参照。）。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

申し込むことができる受益証券の価額の最大総額は、50億米ドル相当額である。

米国の課税

受益証券を買い付けることにより、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人ではないことおよび各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しないことを表明する。

申込み

受益証券は、以下に記載する場合を除き、各取得日における適用ある申込価格で申し込むことができる。

受益証券1口当たり申込価格は、取得日に当たる評価日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。

手続

受益証券の申込者および追加の受益証券の申込みを希望する受益者は、記入済の申込書または名義書換代理人が随時決定するその他の用紙を（必要に応じて申込者の身元および申込金の資金源を証明する補足書類と併せて）、名義書換代理人によって適用ある取得日に関する申込日の取引期限までに受領されるように送付しなければならない。当該受益証券に係る支払いは、管理会社が別途承諾する場合を除き、当該取得日の後3営業日目の17時（東京時間）までに行われるものとする。ただし、管理会社は、かかる決済の期限を、特定の場合において管理会社が必要とみなすその他の日時まで延長することを合意することができる。

すべての申込金は、申込者名義で保有される口座から払い出されなければならない。第三者方払いは認められない。

受益証券は、管理会社が特定の場合について別途決定した場合を除き、米ドル建てで支払われなければならない。

受益証券の取得申込みは、米ドルで表示されなければならない。発行される受益証券の口数を決定するため、申込金額を、関連する取得日における受益証券1口当たり純資産価格で除す。上記にかかわらず、管理会社と受益者が合意した場合には、取得申込みは、受益証券口数を参照して表示することができる。

受益証券は、受益証券の1,000分の1口単位までの端数により発行されることができる（それより下の桁数は、慣習に従い四捨五入される。）。

受託会社、名義書換代理人または管理会社は、それぞれの絶対的な裁量において、何らかの理由によりまたは理由なしに申込を拒絶することができ、かかる理由を開示する義務を負わない。記入済の申込書は、一旦名義書換代理人により受領された場合、撤回不能となる。名義書換代理人は、記入済の申込書の原本ならびに要求される場合は申込者の身元および申込金の資金源の証明に必要なすべての書類を受領した後に、受理された申込者に対して、所有確認書を発行する。名義書換代理人が所有確認書の発行を認める前に、名義書換代理人が申込者からの追加情報が必要であると判断した場合、名義書換代理人は、申込者に対して書面による通知を行い、必要な情報を請求する。

疑義を避けるため付言すると、要求された申込者の身元および申込金の資金源の証明に必要なすべての情報および書類が受領されるまで、受益証券の申込は処理されず、受益証券は発行されない。名義書換代理人が関連する取得日から1か月以内にかかる情報および書類を受領しない場合、受領された申込金は、利息を付することなく、当該申込金の払出口座に返金される。

受益証券の申込みが受け付けられた場合、関連する取得日後までかかる受益証券の申込者が受益者名簿に記載されない場合であっても、受益証券は、関連する取得日を効力発生日として、発行されたものとして取扱われる。

非適格申込者

申込書は、各申込予定者が、とりわけ、各自が適格投資家であり、かつ適用ある法律に違反することなく受益証券の取得および保有を行うことができる旨を表明し、保証することを要求する。

受益証券は、管理会社の意見において、サブ・ファンドが本来負担することのない納税義務を負い、または本来被ることのないその他の金銭的な不利益を被る可能性がある状況においては、いかなる者に対しても募集され、または発行されることができない。

受益証券の申込者は、とりわけ、サブ・ファンドに対する投資のリスクを評価するための金融に関する知識、専門能力および経験を有し、サブ・ファンドが投資する資産への投資に伴うリスクならびに当該資産の保有および／または取引の方法を認識し、またサブ・ファンドに対するそのすべての投資の損失を負うことができる旨を申込書において表明し、保証しなければならない。

受益証券の様式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益者の権原は、受益証券の券面ではなく、受益者名簿への記載により証明される。

最低申込金額

受益証券の初回申込みの最低申込金額は、3,000米ドル以上0.01米ドル単位または管理会社が一般的にもしくは特定の場合において決定するその他の金額とする。

最低追加申込金額は、100米ドル以上0.01米ドル単位または管理会社が一般的にもしくは特定の場合において決定するその他の金額とする。

上記にかかわらず、管理会社と該当する販売会社が合意した場合には、申込者1人当たりの最低申込金額は、受益証券0.001口以上受益証券0.001口単位とすることができる。

（２）日本における販売

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（７）申込期間」に記載される申込期間中の日本における営業日に、同「第一部 証券情報」に従い、受益証券の申込みが行われる。その場合、販売会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、申込期間中の申込みに関しては関連する取得日の後３営業日目に、申込金額等を販売会社に支払うものとする。

なお、日本における販売会社であるＳＭＢＣ信託銀行では、通常申込の日に申込金額等の引き落としを行う。

申込単位（購入単位）は、販売会社が（管理会社と合意の上）随時決定しかつ投資者に申込み前に通知する発行最低価額とする。申込単位（購入単位）の詳細については、販売会社に照会のこと。

日本の受益者は、関連する取得日に関する申込日の15時（東京時間）までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の購入を請求することができる。

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、上限3.30パーセント（税抜3.00パーセント）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

（注１）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

（注２）申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

（注３）円資金から該当通貨に交換したうえで申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円／往復2円（上限）かかる。

（注４）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

申込可能な受益証券の価額の最大総額は、50億米ドル相当額とする。

投資者は、受益証券の保管を販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売会社から受領する。申込金額の支払いは、米ドルで支払うものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

販売会社は、申込者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

以下に定めるところに従い、受益証券は、各買戻日において受益者の任意により買い戻されることができる。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済の買戻通知または名義書換代理人が随時決定するその他の通知を、適用ある買戻日に関する取引期限までに名義書換代理人によって受領されるように送付しなければならない。

いずれの受益者も、管理会社または名義書換代理人が別段に同意しない限り、一旦提出した買戻通知を撤回することはできない。

いずれかの受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、１口以上1,000分の１口単位である（それより下の桁数は、慣習に従い四捨五入される。）。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が１口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができる。

受託会社、管理会社または名義書換代理人は、その絶対的な裁量において、いずれかの受益者に対する買戻代金の支払いによって、関連する法域においていずれかの者がマネー・ロンダリング防止に関する法律に抵触または違反する結果となる疑いがあると判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、またはかかる支払いの拒絶が、受託会社、管理会社または名義書換代理人による関連する法域のマネー・ロンダリング防止に関する法律の遵守を確保するのに必要である場合、当該受益者に対する買戻しの支払いを拒絶することができる。

買戻通知が受け付けられた場合、当該買戻通知が受け付けられた受益者が受益者名簿から削除されたか否かにかかわらず、または買戻価格が算定され、もしくは支払われたか否かにかかわらず、関連する買戻日を効力発生日として、受益証券は、買い戻されたものとして取り扱われる。したがって、関連する買戻日以後、当該資格における受益者は、（いずれも買い戻される受益証券に関して）買戻価格および関連する買戻日より前に宣言されたが、未払いである分配金を受領する権利を除くほか、買い戻される受益証券に関して、信託証書または追補信託証書に基づき発生する一切の権利（サブ・ファンドについて通知を受ける権利、サブ・ファンドの集会に出席する権利またはサブ・ファンドの集会において投票する権利を含む。）を有さず、またはかかる権利を行使することができない。当該買戻通知が受け付けられた受益者は、買戻価格に関して、サブ・ファンドの債権者となる。倒産による清算において、買戻通知が受け付けられた受益者は、一般の債権者に対して劣後するが、受益者に対して優先する。

買戻価格

買戻しが行われる受益証券１口当たりの買戻価格は、関連する買戻日に当たる評価日現在の受益証券１口当たり純資産価格とする。

決済

名義書換代理人は、通常、買戻代金（送金費用の控除後）を、関連する買戻日から３営業日に関連する受益証券の通貨により受益者の指図に応じて電信送金する。受託会社または管理会社のいずれも、かかる手続に従った結果として発生する損失につき責任を負わない。買戻代金は、関連する買戻日から実際の支払いまでの期間に関して利息を付されない。

買戻しの繰延べ

ある関連する買戻日における買戻請求の総額が発行済受益証券の10パーセントを上回った場合、管理会社は、当該買戻日に買い戻すことのできる受益証券の総口数を当該買戻日における発行済受益証券の10パーセントに制限することを選択することができる。同様に、投資先ファンドが買戻しの一時停止を宣言するか、または類似の措置を講じ、サブ・ファンドがある買戻日に関して受領したすべての買戻通知をすべて充足するのに必要な十分な投資対象を買い戻すことができない場合、管理会社は、受託会社に対し、当該買戻日に買い戻すことのできる受益証券の口数を管理会社が決定する口数に制限するよう要求することができる。いずれの場合も、買戻請求は按分して減じられ、残りの部分は、翌買戻日において、当該買戻日に受領された買戻請求に優

先して買い戻される（かかる権限に従い当該買戻日の買戻しが制限された場合には、常に、さらなる繰延べが行われるものとする。）。

一時停止

受託会社は、管理会社と協議の上、後記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の発行および／または買戻しを停止することができる。いずれの受益証券も、かかる停止期間中に発行され、および／または買い戻されることはない（該当する方）。

強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格（送金費用の控除後）により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- （a）受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
 - （i）いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
 - （ii）関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
 - （iii）受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- （b）受益証券が、受益者に対して、後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

（2）日本における買戻し

「買戻日」とは、各営業日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口以上1,000分の1口単位である。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができる。

日本の受益者は、関連する買戻日に関する申込日（買戻申込期限）の15時（東京時間）までに販売会社へ通知を行うことにより、受益証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は当該申込日の取引期限までに名義書換代理人に申込まなければならない。

販売会社が買戻しの注文を確認した日を日本における約定日といい、通常、買戻日の日本における翌営業日である。

日本の投資者に対する買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、原則として、買戻日の3営業日目（すなわち、買戻日に関連する申込日の原則4営業日目）の海外受渡日のさらに日本における2営業日目以降の日（または海外受渡日の日本における2営業日目以降の日に決済を行うことができない場合、直後の決済可能な日本における営業日）（「日本における受渡日」）に、販売会社を通じて、米ドルで支払われるものとする。したがって、関連する買戻日から5営業日目以降を目途として受益者の口座へ入金される予定である。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ) 純資産価額の算定

管理事務代行会社は、各評価日に、基準通貨建てで、純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を算定し、これを公表する。

受益証券1口当たり純資産価格は、純資産価額（必要な通貨換算後）を発行済受益証券の口数で除すことにより算定される。受益証券1口当たり純資産価格は、小数第3位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位まで切り捨てまたは切り上げられる。

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の算定において、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続に従う。

- (a) 下記(b)および(c)の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、相場付けされ、取引され、または取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、管理事務代行会社により、当該計算が行われる日、または評価日が当該投資対象の主要な取引所の営業日でない場合は、評価日に先立つ当該取引所の直近の営業日の当該取引所の営業終了時点における、当該取引所におけるその現地の規則および慣行に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われる。特定の投資対象について証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の価額は、当該投資対象のマーケット・メイクを行う者、会社または機関（およびかかるマーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が受託会社と協議の上指定する特定のマーケット・メーカー）により相場付けされた当該投資対象の最新の入手可能な価格を参照して計算される。ただし、常に、管理会社が受託会社と協議の上その裁量において、他の取引所における価格、またはブルームバーグ、インタラクティブ・データ・コーポレーションを含む独立したデータ提供者により提供された価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供するものと判断した場合、管理会社は、当該価格の採用を指示することができる。
- (b) 上記(a)の規定に従い最終取引価格、公式終値およびその他の価格相場を入手することができない場合には、関連する投資対象の価額は、管理会社が（受託会社と協議の上）決定する方法で随時算定される。
- (c) 上記(a)または(b)に従い投資対象の上場価格、相場価格、取引価格または市場取引価格を確認する目的において、管理事務代行会社は、機械化および／または電子化された価格配信システムにより提供された価格データおよび／または情報を利用し、それらに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記(a)または(b)の目的上、最終取引価格、公式終値または最新の入手可能な価格とみなされる。
- (d) 短期金融市場の投資対象および銀行預金は、取得価額に経過利息を加えた額で評価される。
- (e) 基準通貨以外の通貨建ての投資対象の価額（有価証券の価額であるか現金の価額であるかを問わない。）は、管理事務代行会社が関係するプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で当該状況において適切とみなすレート（公式のものであるかその他のものであるかにかかわらず。）で基準通貨に換算されるものとする。
- (f) スワップ取引およびその他の店頭デリバティブ取引／商品は、その予想キャッシュ・フローの正味現在価値に基づき評価される。かかるスワップ取引またはその他の店頭デリバティブ取引／商品の計算代理人が取引相手方も務める場合、かかる兼任に起因して生じる利益相反を回避するため、管理会社またはその受任者は、純資産価額の算定と同じかそれ以上の頻度で、かかる評価に関する許容度チェックを実施する義務を負う。
- (g) 上記にかかわらず、管理会社は（受託会社と協議の上）、他の評価方法の方が関連する投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、当該他の評価方法の利用を許可することができる。

受託会社または管理事務代行会社による純資産価額（受益証券1口当たり純資産価格を含む。）の算定は、すべて、悪意または明白な誤りがない限り、最終的、確定的かつ拘束力を有する。悪意および明白な誤りがない限り、受託会社および管理事務代行会社は、第三者が提供した評価に依拠して行った純資産価額

（受益証券1口当たり純資産価格を含む。）の算定における誤りについて何ら責任を負わない。受託会社および管理事務代行会社は、認められた価格情報源、評価代理人またはその他の第三者が受託会社または管理事務代行会社（場合に依る。）に提供した評価に依拠することができ、悪意または明白な誤りがない限り、かかる依拠について何ら責任を負わない。

（ロ）純資産価額の算定の一時停止

受託会社は（管理会社と協議の上）、以下に掲げる状況において、いずれかのサブ・ファンドの純資産価額または受益証券1口当たり純資産価格の決定、ならびに／またはいずれかのサブ・ファンドの受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止することができる。

- （a）当該サブ・ファンドの信託財産中の投資対象の相当部分が当該時に相場付けされ、上場され、取引されもしくは取扱いされている主要な市場または取引所であるいずれかの市場または取引所が閉鎖している期間（通常の休日を除く。）または取引が相当程度に制限されもしくは停止している期間
- （b）緊急事態により受託会社によるまたは受託会社のための当該サブ・ファンドの信託財産内の投資対象の現実的な処分が妨げられている期間
- （c）当該サブ・ファンドについて指定されるいずれかのシリーズ会社の純資産価額の計算または当該シリーズ会社の投資対象を買い戻す権利もしくは買い戻させる権利が停止している期間
- （d）当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の価格またはいずれかの市場もしくは取引所の現行価格を算定するのに通常使用している通信手段が故障している期間
- （e）当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換金または支払いに伴うまたはその可能性のある金銭の送金を行うことができない期間
- （f）管理会社に対して当該サブ・ファンドの信託財産を構成する資産の相当な割合を清算させまたは当該サブ・ファンドを終了させる事由の発生
- （g）管轄を有するいずれかの司法当局または監督当局により命令された場合

受託会社は、上記の停止が発生した場合、当該停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員が書面により通知を受けることを確保し、また停止が解除された場合、その旨を当該サブ・ファンドの受益者全員に通知するものとする。

さらに、受託会社は、管理会社と協議の上、以下に掲げる場合において、ある期間の全部または一部に関して、純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに／または受益証券の発行および／もしくは買戻しの一時停止を宣言することができる。

- （a）サブ・ファンドが投資する市場および／またはサブ・ファンドが投資する投資対象の一部または全部が非常に激しく変動し、またはその流動性が著しく低下したため、合理的な期間にわたって、サブ・ファンドの投資対象の大部分を処分することが合理的に実行可能ではないと管理会社とその単独の裁量において判断した場合
- （b）純資産価額および／もしくは受益証券1口当たり純資産価格を決定するのに通常使用している通信システムおよび／もしくは通信手段が故障している場合、またはその他の理由により、純資産価額および／もしくは受益証券1口当たり純資産価格が迅速もしくは正確な方法で確認することができない場合
- （c）サブ・ファンドの投資対象の換金もしくは支払い、または受益証券の発行もしくは買戻しに伴うまたはその可能性のある資金の送金または本国送金が、遅延しているか、または管理会社の意見によれば、通常の為替レートで迅速に実行することが不可能である場合
- （d）管理会社、受託会社、管理事務代行会社またはそれらの各受任者の業務が、疫病、戦争行為、テロ行為、反乱、革命、市民騒擾、暴動、ストライキもしくは天変地異の結果として、またはこれらに起因して、実質的に中断または終了した場合
- （e）受益証券の発行、買戻しもしくは譲渡により適用ある法律に違反することとなるか、または管理会社の意見によれば、一時停止もしくは延長が適用ある法律もしくは適用ある法的手続により要求された場合

- （f）管理会社の意見によれば、結果として、サブ・ファンドの投資対象の評価もしくは換金が合理的に実行可能ではないか、または受益者の利益を著しく害することなくかかる評価もしくは換金を行うことが不可能な状況が存在する場合
- （g）サブ・ファンドが保有する投資先ファンドへの投資対象の一部または全部を換金することが合理的に実行可能ではないと受託会社とその単独の裁量により判断した場合
- （h）管理会社において、そのようにすることがサブ・ファンドまたは受益者の利益に適うと考える場合

（２）【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の投資者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

（３）【信託期間】

後記「（５）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い、または本書に記載されるその他の状況において、早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは償還日または受託会社および管理会社が決定するその他の日に終了する予定である。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が販売会社と協議の上合意したこれよりも早い日をいう。管理会社は、管理会社がボルカー・ルールに従ってサブ・ファンドの運営を継続することが合理的に実務上可能でないか、可能でなくなると、販売会社との協議の上、その単独の裁量により判断する場合、または純資産価額が10百万米ドルを下回る場合、管理会社による決定の通知を受益者に対して送付することにより、サブ・ファンドを終了させることができる。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の12月31日に終了する。

（５）【その他】

（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了

サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了する。

- （a）当該サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、当該サブ・ファンドを継続させることが実行不能であり、経済的ではなく、得策ではなくもしくは当該サブ・ファンドの受益者の利益に反する場合
- （b）上記「（３）信託期間」の項に規定される日付または条件に該当する場合
- （c）任意または強制的買戻しのいずれかを問わず当該サブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合
- （d）当該サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合
- （e）信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合

サブ・ファンドが終了した場合、受託会社は、当該サブ・ファンドの受益者全員に対して、速やかに当該終了の通知を行う。

（ロ）信託証書の変更

信託証書に定める条項に従って、受託会社および管理会社は、関連するサブ・ファンドの受益者に対して書面による通知（かかる通知はサブ・ファンド決議によって免除されることができる。）をした上で、追補信託証書により、当該サブ・ファンドに関連する信託証書の規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社および受託会社が、（i）受託会社がかかる修正、変更、削除、追加によっても関連するサブ・ファンドの既存の受益者の利益を重要な点において損うことがなく、また当該サブ・ファンドの受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないか、または（ii）かかる修正、変更、削除、追加が、会計上、法律上もしくはは当局の要求（法律による強制を伴うものがどうかは問わない。）により必要であると判断することを書面で保証

しない限り、かかる修正、変更、削除、追加を行うには当該サブ・ファンドのサブ・ファンド決議による修正、変更、削除、追加にかかる承認を得ることを要するものとする。上記（i）または（ii）の項に基づき行われる信託証券の変更は、変更が行われた後可能な限り速やかに関連する受益者に対して通知される。信託証券の修正、変更、削除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務を課すものであってはならない。

（ハ）関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務契約に定めるところにより、受託会社または管理事務代行会社のいずれも、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において管理事務代行契約を終了させることができる。

管理事務代行契約は、香港の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約に定めるところにより、投資運用契約の各当事者は、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において投資運用契約を終了させることができる。

投資運用契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

受託会社または保管会社のいずれも、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより保管契約を終了させることができる。

保管契約は、保管会社が所在し、保管契約に基づく義務を履行する国の国内法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

名義書換代理契約

名義書換代理契約に定めるところにより、名義書換代理契約の各当事者は、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において名義書換代理契約を終了させることができる。

名義書換代理契約は、香港の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

(i) 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券の口数に応じて請求する権利を有する。

(ii) 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

(iii) 残余財産分配請求権

サブ・ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(iv) 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド（場合による。）の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

(a) 信託証書の規定により要求される場合

(b) 管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

(c) （全受益者集会の場合）当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

(d) （いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合）当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日）の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日（集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前）とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授權された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、トラストまたはサブ・ファンド（場合による。）の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議（場合による。）の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(i) 管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

(ii) 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

辯護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所
である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.87円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d. ファンドの年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、ファンドの受託会社および管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

(1) 【貸借対照表】

財政状態計算書

2019年12月31日現在

(表示：米ドル)

		2019年		2018年	
	注	米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
現金および現金同等物	3,12	347,054	37,090	162,060	17,319
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4	16,596,160	1,773,632	17,460,986	1,866,056
売却された投資に対する債権	7	—	—	300,000	32,061
受益証券販売未収金	6	3,100	331	—	—
資産合計		16,946,314	1,811,053	17,923,046	1,915,436
負債					
未払費用およびその他債務	12	70,055	7,487	69,321	7,408
受益証券買戻未払金	5	68,391	7,309	289,314	30,919
負債合計		138,446	14,796	358,635	38,327
受益証券保有者に帰属する純資産	11	16,807,868	1,796,257	17,564,411	1,877,109
内：					
資本合計	11(b)	16,807,868	1,796,257	17,564,411	1,877,109
発行済受益証券1,126,846口(2018年：1,574,450口)に基づく受益証券1口当たり純資産価格		14.916	1,594円	11.156	1,192円

2020年5月21日に受託会社および管理会社によって発行を承認、認可された。

ロニー・カスパート

メイリン・フィリップス

)

)CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

)(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

)を代表して

)

)

ソン・リ

)シティグループ・ファースト・インベストメント・

)マネジメント・リミテッド(「管理会社」)

)を代表して

)

11ページから32ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

包括利益計算書

2019年12月31日に終了した会計年度

(表示：米ドル)

	注	2019年		2018年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
実効金利法を用いて計算された金利収益	8,12	1,297	139	240	26
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益	9	5,585,174	596,888	211,703	22,625
正味為替差益		12	1	20	2
利益合計		5,586,483	597,027	211,963	22,652
管理会社報酬	12	(28,813)	(3,079)	(33,364)	(3,566)
受託会社報酬	12	(15,608)	(1,668)	(16,711)	(1,786)
管理事務代行会社報酬	12	(33,562)	(3,587)	(33,505)	(3,581)
販売会社報酬		(144,066)	(15,396)	(166,820)	(17,828)
代行協会員報酬	12	(1,801)	(192)	(2,085)	(223)
弁護士費用		(6,150)	(657)	(36,339)	(3,884)
監査報酬		(28,827)	(3,081)	(27,920)	(2,984)
財務書類作成費用	12	(7,956)	(850)	(7,946)	(849)
専門家報酬	12	(5,634)	(602)	—	—
銀行手数料	12	(112)	(12)	(40)	(4)
その他の費用		(31,103)	(3,324)	(28,252)	(3,019)
営業費用合計		(303,632)	(32,449)	(352,982)	(37,723)
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動および当期包括利益合計		5,282,851	564,578	(141,019)	(15,071)

11ページから32ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

資本変動計算書

2019年12月31日に終了した会計年度

(表示：米ドル)

	2019年		2018年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在残高	17,564,411	1,877,109	22,784,897	2,435,022
受益証券保有者との取引、資本への計上額				
受益証券の販売	1,846,012	197,283	1,801,672	192,545
受益証券の買戻し	(7,885,406)	(842,713)	(6,881,139)	(735,387)
受益証券保有者との取引合計	(6,039,394)	(645,430)	(5,079,467)	(542,843)
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動および当期包括利益合計	5,282,851	564,578	(141,019)	(15,071)
期末現在残高	16,807,868	1,796,257	17,564,411	1,877,109

11ページから32ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュ・フロー計算書

2019年12月31日に終了した会計年度

(表示：米ドル)

	2019年		2018年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動				
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動および当期包括利益合計	5,282,851	564,578	(141,019)	(15,071)
調整：				
受取利息	(1,297)	(139)	(240)	(26)
運転資本変動前営業利益／(損失)	5,281,554	564,440	(141,259)	(15,096)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の減少	864,826	92,424	5,188,297	554,473
売却された投資に対する債権の減少／(増加)	300,000	32,061	(300,000)	(32,061)
未払費用およびその他債務の増加	734	78	2,934	314
利息受取額	1,297	139	240	26
営業活動から生じた正味現金	6,448,411	689,142	4,750,212	507,655
財務活動				
受益証券の販売による収入	1,842,912	196,952	1,801,672	192,545
受益証券の買戻しに係る支払額	(8,106,329)	(866,323)	(6,652,770)	(710,982)
財務活動に使用した正味現金	(6,263,417)	(669,371)	(4,851,098)	(518,437)
現金および現金同等物の純増加／(減少)	184,994	19,770	(100,886)	(10,782)
期首現在の現金および現金同等物	162,060	17,319	262,946	28,101
期末現在の現金および現金同等物	347,054	37,090	162,060	17,319

11ページから32ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

財務書類に対する注記

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

1 概要

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)は、管理会社としてのシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」という。)と受託会社としてのCIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)(以下あわせて「経営陣」という。)の間で2008年10月21日に締結され、2015年3月10日に修正および改訂された信託証書によりケイマン諸島の信託法に基づいて免除信託として設立されたアンブレラ型ユニット・トラストである。トラストは、2008年10月27日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「サブ・ファンド」という。)は2015年5月22日に設立された。サブ・ファンドの最初の取引日は2015年6月30日であった。

サブ・ファンドの投資目的は、下記の注記10(a)に記載されている投資戦略を採用することにより、長期的な資産の成長を目指すことである。

2019年12月31日および2018年12月31日現在、トラストおよびサブ・ファンドには従業員はいなかった。サブ・ファンドの投資活動は、管理会社によって管理されている。サブ・ファンドの管理事務代行および保管機能は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店(以下「管理事務代行会社」および「保管会社」という。)に委託されている。株式会社SMBC信託銀行はサブ・ファンドの販売会社(以下「販売会社」という。)である。受益証券は、日本の金融商品取引法第2条第3項第1号に基づく公募として日本で募集された。

2 重要な会計方針

(a)法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表したすべての適用可能な個別のHKFRS、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、ならびに香港で一般に公正妥当と認められている会計原則を含む総称である。サブ・ファンドが適用した重要な会計方針の要約は、以下に記載されている。

HKICPAは、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、または早期適用が認められる特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。注記2(d)には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更に関する情報が、本財務書類に反映される当会計期間および過年度の会計期間においてサブ・ファンドに関連する範囲で記載されている。

(b)作成の基礎

サブ・ファンドの受益証券は米ドル建てで発行および買戻しが行われ、サブ・ファンドのパフォーマンスは米ドル建てで測定されるという事実を反映して、本財務書類の機能通貨および表示通貨は、ケイマン諸島の現地通貨ではなく、米ドルである（1米ドル単位に四捨五入される。）。

本財務書類の作成に使用される測定基準は、取得原価主義である。ただし、一部の金融商品は、下記の注記2 (e)の会計方針において説明されているように、その公正価値で計上される。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期と将来の期間の両方に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

本財務書類に重要な影響を及ぼすHKFRSの適用に際して経営陣が行った判断および見積りの不確実性の主な原因については、注記13に記載されている。

(c) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日における為替レートで米ドルに換算されている。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間末現在の為替レートで米ドルに換算されている。

換算により生じる外貨換算差額は、正味為替差損益として純損益に認識される。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じるものを除く。これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益の構成要素として認識される。

(d) 会計方針の変更

HKICPAは、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、多くのHKFRSの修正を公表した。これらの変更のうち、サブ・ファンドの業績および財政状態に関連するものはない。

サブ・ファンドは、当会計期間において未発効の新基準または解釈指針を適用していない(注記14参照)。

(e) 金融商品

(i) 当初認識

サブ・ファンドは、下記(ii)に記載されるように、設立時にその金融商品を様々なカテゴリーに分類している。金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る取引費用は、直ちに費用計上される。

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の通常の売買は、取引日基準で認識される。当該取引日より、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が発生時に計上される。

(ii)区分

当初認識時にサブ・ファンドは、金融資産を償却原価で測定するものまたは純損益を通じ公正価値で測定するもの(以下「FVTPL」という。)に分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、FVTPLとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「SPPI」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

サブ・ファンドのその他のすべての金融資産は、FVTPLで測定される。

事業モデル評価

サブ・ファンドは、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、経営陣に報告されているか
- 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- 経営陣にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

認識の中止の要件を満たさない取引における金融資産の第三者への譲渡は、サブ・ファンドが資産を継続的に認識していることと整合しており、この目的のための売却とはみなされない。

サブ・ファンドは、2つの事業モデルがあると判断した。

- － 回収のために保有する事業モデル：これには、売却された投資に対する債権、受益証券販売未収金ならびに現金および現金同等物が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- － その他の事業モデル：これには、非上場オープン・エンド型投資ファンドが含まれる。当該金融資産は、管理とその業績評価が公正価値ベースで行われ、頻繁に売却が発生している。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、サブ・ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。サブ・ファンドは、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- － キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- － レバレッジ要素
- － 期限前償還要素と期限延長要素
- － サブ・ファンドの請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- － 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

サブ・ファンドは、事業モデルと契約上のキャッシュ・フローの評価に基づいて投資を分類している。したがって、サブ・ファンドは、非上場オープン・エンド型投資ファンドへの投資を、FVTPLで測定する金融資産の区分に分類する。償却原価で測定する金融資産には、売却された投資に対する債権、受益証券販売未収金ならびに現金および現金同等物が含まれている。

分類変更

金融資産は、サブ・ファンドが金融資産の管理に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後に再分類されない。この場合、影響を受けるすべての金融資産は、事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日に分類変更される。

(iii)公正価値測定基準

公正価値とは、主要な市場、あるいは主要な市場がない場合には、測定日においてサブ・ファンドがアクセスを有する最も有利な市場での、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。負債の公正価値は、不履行リスクを反映している。

入手可能な場合には、サブ・ファンドは、活発な市場における相場価格を用いて金融商品の公正価値を測定する。資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている場合に、市場が活発であるとみなされる。

公認証券取引所の取引相場価格や取引所で取引されない金融商品に関するブローカー／ディーラーによる価格がない場合、もしくは市場が活発でない場合、当該商品の公正価値は、実際の市場取引において入手し得る価格に関する確実な見積りを提供する評価技法を用いて見積られる。

当初認識時における金融商品の公正価値についての最善の証拠は通常、取引価格—すなわち、与えた、または受領した対価の公正価値である。サブ・ファンドが、当初認識時における公正価値が取引価格と異なっており、公正価値が、同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格によって証明されていない、もしくは観察可能な市場からのデータのみを使用した評価技法に基づいていないと判断する場合、金融商品は、当初認識時における公正価値と取引価格の間の差異を繰り延べるために調整された公正価値で当初測定される。その後、この差異は、当該商品の存続期間にわたって適切な基準により純損益に認識される。ただし、評価が観察可能な市場データにより全面的に裏付けられている期間、または取引が完了するまでの期間に限られている。

割引キャッシュ・フロー法が利用される場合、見積将来キャッシュ・フローは、経営陣の最善の見積りに基づいており、使用される割引率は条件が類似する商品に適用される報告期間末現在の市場レートである。他の価格決定モデルが利用される場合、インプットは報告期間末現在の市場データに基づいている。

サブ・ファンドは、振替が生じる報告期間の期末時点で公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を認識する。

(iv) 減損

サブ・ファンドは、償却原価で測定する金融資産について、予想信用損失(以下「ECL」という。)に対する損失評価引当金を認識している。

サブ・ファンドは、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

サブ・ファンドは、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判断する際、またECLを見積もる際に、関連性があり、過大なコストや労力を掛けずに、入手可能である合理的で裏付け可能な情報について考慮する。これには、サブ・ファンドの過去の経験および情報に基づく信用評価による、また将来予測的な情報を含む、量的および定性的情報と分析の両方が含まれる。

サブ・ファンドは、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

サブ・ファンドは、以下の場合に、金融資産が債務不履行に陥っているとみなす。

- サブ・ファンドが有価証券の現金化(保有されている場合)といった行動に遡及権を有していない場合で、借手がサブ・ファンドに対する信用義務を全額支払う可能性が低い場合

ー 金融資産の期限経過が90日超である場合

サブ・ファンドは、相手方の信用格付けが「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融資産の信用リスクは低いとみなしている。サブ・ファンドは、これをムーディーズのBaa3以上またはスタンダード&プアーズのBBB-以上とみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、サブ・ファンドが信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、企業が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、サブ・ファンドが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

サブ・ファンドは、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- ー 発行者または債務者の重大な財政的困難
- ー 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- ー 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

サブ・ファンドがある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

(v)認識の中止

サブ・ファンドは、当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転される取引、または、サブ・ファンドが当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも保持している

わけでもないが当該金融資産に対する支配を保持していない取引において、契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡する場合に、金融資産の認識を中止する。

サブ・ファンドは、その契約上の義務が免除、取消または消滅した場合に、金融負債の認識を中止する。

(vi)相殺

金融資産および金融負債は、サブ・ファンドが該当金額を相殺する法的権利を有しており、純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかを意図を有している場合にのみ、相殺して財政状態計算書に純額で表示される。

(vii)組成された企業

組成された企業とは、誰が当該企業を支配しているのかを決定する際に、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業である（あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、実質的意義のある活動は契約上の取決めによって指図される場合など）。

組成された企業は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- － 制限された活動
- － 限られた範囲の十分に明確化された目的（例えば、組成された企業の資産に関連するリスクとリターンを投資家に移転することによる投資家への投資機会の提供など）
- － 組成された企業が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本
- － 信用リスクまたはその他のリスクの集中を生み出す、投資家に対する契約上関連した複数の金融商品の形での資金調達（トランシェ）

経営陣は、サブ・ファンドのゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラストのサブ・トラストである G S 米国フォーカス・グロース（以下「投資先ファンド」という。）への投資（注記10(a)参照）が非連結の組成された企業への投資であり、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（注記4参照）として分類されると考えている。投資先ファンドの投資目的は、主に、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると判断する成長企業である比較的少数の米国の発行体の株式に直接的または間接的に投資することにより、長期的な資産の成長を目指すことである。

投資先ファンドは、資本関係のない資産管理者により管理されており、その投資目的を達成するために様々な投資戦略を適用している。投資先ファンドは、主に、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であるとゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「投資先ファンドの投資運用会社」という。）（注記10(a)参照）が判断する成長企業である比較的少数の米国の発行体の株式に投資する。投資先ファンドは、ヘッジおよび投資目的でデリバティブを利用することができる。デリバティブは、市場に対するエクスポージャーの増加を伴う積極的な投資運用商品として利用される。投資先ファンドは、ロンドン、ニューヨークおよび東京における連邦銀行、州立銀行または地方銀行が営業を行っており、かつロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が営業を行っている日または投資先ファンドの投資運用会社が随時書面により指定するその他の日に保有者の選択により売却可能な、償還可能持分を発行することによ

り、その運用にかかる資金を調達し、保有者に投資先ファンド純資産の比例持分に相当する権利を与える。サブ・ファンドは、投資先ファンドの償還可能持分を保有するものの、投資先ファンドに出資は行っていない。2019年12月31日現在、サブ・ファンドは、投資先ファンドの償還可能持分価額合計の2.83%(2018年：3.93%)を保有していた。

投資先ファンドに対するサブ・ファンドの持分は、各募集要項の条件に従い、投資先ファンドの将来価値の不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受ける。管理会社は、投資先ファンドの戦略および投資先ファンドの投資運用会社の全体的なクオリティの検討を含む、投資先ファンドに関する広範囲にわたるデュー・ディリジェンスの後に投資判断を行う。

投資先ファンドの公正価値の変動は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益または損失」に含まれている。

(f)現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行に対する預金を含む。現金同等物とは、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得時点で満期まで3ヶ月以内である流動性の高い短期投資である。

(g)受取利息

受取利息は、取得日または発生日に算定される商品の当初の実効金利を用いて、発生時に純損益に認識される。受取利息には、割引またはプレミアムの償却費、取引費用あるいは利付商品の当初の帳簿価額と実効金利ベースで算定される満期時の金額とその他の差額が含まれている。

本国で課税された源泉徴収税の総額が計上され、かかる税金がある場合には、個別に純損益に認識される。

(h)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益には、すべての実現および未実現の公正価値の変動と為替換算差額が含まれているが、受取利息および支払利息は含まれていない。

(i)費用

サブ・ファンドの費用はすべて、発生基準で純損益に認識される。

(j)法人税

ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の課税制度に基づいて、サブ・ファンドは、収益、利益またはキャピタル・ゲインに係る税金の支払いを免除されている。トラストは、ケイマン諸島の総督から、トラストの設立日から50年間、税金が免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類において計上されていない。

香港

サブ・ファンドには、その投資活動のいずれに関しても香港の税金が課されないことが予想される。

(k) 受益証券保有者による受益証券の現金化

受益証券保有者は、香港、ロンドン、ニューヨークおよび東京の各地において商業銀行が営業している日、および／または管理会社により適宜書面で指定される他の日(以下「買戻日」という。)に、受益証券を現金化できる。受益証券は、関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格で現金化される予定である。受益証券1口当たり純資産価格は、該当する買戻日現在のサブ・ファンドの純資産価額を参照して算定される。

(l)発行済受益証券

サブ・ファンドは、金融商品の契約内容に応じて、発行済金融商品を金融負債または持分商品に分類している。

発行体が現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務を含んでいるプッタブル金融商品は、以下の条件をすべて満たす場合に資本として分類される。

- (i) サブ・ファンドの清算の場合に、保有者にサブ・ファンドの純資産の比例持分に応じた権利を与える。
- (ii) その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある。
- (iii) その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある金融商品がすべて同じ特性を有する。
- (iv) サブ・ファンドが現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務以外に、当該商品に負債としての分類が必要となる他の特性が含まれていない。
- (v) その契約期間にわたって当該商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計は、実質的に、当該商品の契約期間にわたるサブ・ファンドの純損益、認識される純資産の変動、または認識・未認識純資産の公正価値の変動に基づいている。

サブ・ファンドの買戻可能受益証券はこれらの条件を満たしており、資本として分類される。

受益証券の発行または買戻しに直接帰属する追加費用は、収入からの控除または取得原価の一部として資本に直接認識される。

(m)関連当事者

(a) 以下に該当する人物または当該人物の近親者は、サブ・ファンドに関連している。

- (i) サブ・ファンドに対して支配権または共同支配権を有している。
- (ii) サブ・ファンドに重要な影響力を行使することができる。あるいは
- (iii) サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社の経営幹部の一員である。

(b) 以下の条件のいずれかが該当する事業体は、サブ・ファンドに関連している。

- (i) 当該事業体とサブ・ファンドが同じグループの一員である(すなわち、サブ・ファンドの親会社、子会社および兄弟会社が互いに関連している。)。
- (ii) 一方の事業体が、もう一方の事業体の関連会社または合併事業(あるいはもう一方の事業体が属しているサブ・ファンドの別の事業体の関連会社または合併事業)である。
- (iii) 両方の事業体がいずれも同じ第三者の合併事業である。
- (iv) 一方の事業体が第三者の事業体の合併事業であり、もう一方の事業体はその第三者の事業体の関連会社である。
- (v) 当該事業体がサブ・ファンドまたはサブ・ファンドに関連する事業体のいずれかの従業員給付のための退職後給付制度である。
- (vi) 当該当事者が(a)で特定した人物の支配下または共同支配下にある。

- (vii) (a)(i)で特定した人物が当該事業体に重要な影響力を行使することができる、あるいは当該事業体(または当該事業体の親会社)の経営幹部の一員である。
- (viii) 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社に経営幹部サービスを提供する。

ある人物の近親者とは、サブ・ファンドとの取引において、当該人物に影響を及ぼす、または影響を受けることが予想される親族のことである。

3 現金および現金同等物

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
銀行に対する当座預金	347,054	162,060

サブ・ファンドが保有する現金は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店に預けられている。

4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
デリバティブ以外の金融資産：		
－非上場オープン・エンド型投資ファンド		
－G S米国フォーカス・グロースークラスI受益証券(累積型)(米ドル)	16,596,160	17,460,986

5 受益証券買戻未払金

当該残高は買戻された受益証券に関する受益証券保有者に対する債務の金額を示しており、1ヶ月以内に決済される見込みである。

6 受益証券販売未収金

当該残高は販売された受益証券に関する受益証券保有者に対する債権(ただし、報告日時点でまだ決済されていないもの)の金額を示している。当該残高は1ヶ月以内に決済される見込みである。

7 売却された投資に対する債権

当該残高は売却された投資に対する債権(ただし、報告日時点でまだ決済されていないもの)の金額を示している。当該残高は1ヶ月以内に決済される見込みである。

8 実効金利法を用いて計算された金利収益

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
銀行残高に係る受取利息	1,297	240

9 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
デリバティブ以外の金融資産：		
－非上場オープン・エンド型投資ファンド		
－G S米国フォーカス・グロースークラスI 受益証券(累積型)(米ドル)	5,585,174	211,703
内：		
実現純利益	2,084,975	1,217,416
未実現利益／(損失)における正味変動	3,500,199	(1,005,713)
	5,585,174	211,703

10 金融商品および関連リスク

サブ・ファンドは、投資戦略に従って、投資を行う金融商品および市場に関連する様々なタイプの金融リスクにさらされている。サブ・ファンドがさらされているリスクは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを含む、ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク、原ファンドのリスクおよびサブ・ファンドのリスクである。市場リスクには、金利リスク、為替リスクおよび価格リスクが含まれる。

報告期間末現在で保有している金融商品の性質と範囲および関連する金融リスク、ならびにサブ・ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下のとおりである。

(a)投資戦略

サブ・ファンドの投資目的は、主に、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると判断する成長企業である比較的少数の米国の発行体の株式に直接的または間接的に投資することにより、長期的な資産の成長を目指すことである。サブ・ファンドは、ケイマン諸島のアンブレラ型ユニット・トラストであるゴールドマン・サックス(ケイマン諸島)ユニット・トラストのサブ・トラストであるG S米国フォーカス・グロースに主に投資することにより本投資目的の達成を目指す。

投資先ファンドは、投資先ファンドの純資産の投資および再投資に関する日々の運用・管理を行っている、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーにより運用されている。投資先ファンドの投資運用会社は、投資先ファンドから投資運用報酬を受け取る。

投資先ファンドの機能通貨は米ドルであり、ヘッジおよび投資目的でデリバティブを利用する。デリバティブは、市場に対するエクスポージャーの増加を伴う積極的な投資運用商品として利用される。

サブ・ファンドの資産の一部は、サブ・ファンドの日々の現金の必要性が生じた際に備え、現金として留保される。

(b) ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク

サブ・ファンドは、受益証券の発行による収入の実質的にすべてを投資先ファンドに投資しており、ファンド・オブ・ファンズ構造で運用している。

ファンド・オブ・ファンズ構造により、複数の当事者が投資先ファンドとサブ・ファンドに投資するという特有のリスクが生じる。その受益証券は同順位でない場合があり、投資収益の低下につながる可能性がある。仮に大口投資家が投資先ファンドから撤退した場合、残りの投資家は、より高い営業費用を比例按分して負担することがある。さらに、投資家が短期間に元本の多額の換金を行う場合、投資先ファンドに経済的に最も有利ではない時期および方法で有価証券のポジションを一度に清算する必要がある可能性があり、これにより投資先ファンドの資産の価値に悪影響を与える可能性がある。

サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資を通じてその投資目的を達成する。投資目的が達成されるかどうかは、投資先ファンドの金融商品のパフォーマンスと投資先ファンドの継続的な利用可用性、ならびに投資先ファンドの投資運用会社の事業の継続性に依存する。

サブ・ファンドはファンド・オブ・ファンズ構造に基づいており、トラッカー・ファンドとして設定されていない。サブ・ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドのパフォーマンスとは異なることがある。

(c) 投資先ファンドのリスク

ファンド・オブ・ファンズ構造において、サブ・ファンドには投資先ファンドのリスクに対する間接的なエクスポージャーがあり、投資先ファンドが被った損失はサブ・ファンドの財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。投資先ファンドはサブ・ファンドの原ファンドであり、投資先ファンドの投資運用会社により監視される以下の重要なリスクにさらされている。サブ・ファンドは、それらのリスクに間接的にさらされている。

(i)投資先ファンドの信用リスク

投資先ファンドの次の資産(デリバティブ金融資産、現金および現金同等物ならびにその他の債権)は、信用リスクにさらされていた。

(ii)投資先ファンドの為替リスク

為替リスクは、投資先ファンドの機能通貨と金融商品の表示通貨間の為替レートの変動の影響により生じる。投資先ファンドには、2019年12月31日および2018年12月31日現在、重要な為替リスクはなかった。

(iii)投資先ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、投資先ファンドの投資運用会社が支払時期に債務を決済するのに十分な現金を生成することができない場合に生じる。

投資先ファンドの投資には集団投資スキームが含まれており、サブ・ファンドの買戻しにおいては、投資先ファンドに課されるよりも大きな制限が課される場合がある。これには、サブ・ファンドの買戻日について投資先ファンドがその受益証券保有者に提供する頻度よりも申し出ることのできる頻度が少ないことが含まれる。

投資先ファンドは、各営業日にその受益証券の販売および買戻しができるため、受益証券保有者の買戻しに関連する流動性リスクにさらされている。投資先ファンドの受益証券の大量の買戻しにより、投資先ファンドは受益証券買戻に係る現金化よりも迅速に投資を現金化するよう要求される場合があるが、投資先ファンドは一般的な現金化のニーズを満たすのに十分な流動性のある投資を含めるよう管理されている。

(iv)投資先ファンドの金利リスク

金利リスクは、投資先ファンドの金融商品の公正価値および将来キャッシュ・フローが基礎としている実勢市場金利の変動の影響により生じる。投資先ファンドは、2019年12月31日および2018年12月31日に終了した会計年度において金利リスクに対する重要なエクスポージャーを有していなかった。

(v)投資先ファンドのデリバティブ・リスク

デリバティブ・リスクは、投資先ファンドがヘッジおよび投資目的で締結するデリバティブ契約から生じる。デリバティブ契約は高レバレッジの投資であり、評価額は原資産の変動により決定される。デリバティブ契約は、投資先ファンドの流動性リスク、信用リスクおよび取引相手方リスクを増加させる。

2019年12月31日および2018年12月31日現在、投資先ファンドによって実行された未決済のデリバティブ契約には、外国為替先渡契約が含まれていた。投資先ファンドへの投資に対するサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、投資先ファンドへの投資の公正価値に相当する。

(d)サブ・ファンドの市場リスク

サブ・ファンド保有の投資はすべて、純損益を通じて公正価値で測定されるものであり、市況のあらゆる変動が純損益に直接影響を及ぼす。市場リスクとは、金利、為替レートまたは価格の変動の結果、投資の価値が変動するリスクである。

(i)金利リスク

金利リスクは、金利の変動が将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼすことにより、サブ・ファンドに潜在的な損益がもたらされる可能性から生じる。サブ・ファンドの金利リスクは、管理会社により継続的に管理されている。銀行預金を除いて、サブ・ファンドのすべての金融資産および金融負債は無利息である。

(ii)為替リスク

為替リスクは、サブ・ファンドの機能通貨と金融商品の表示通貨間の為替レートの変動の影響により生じる。サブ・ファンドには重要な外貨ポジションがない。管理会社は関連する重要なリスクがないと考えている。

(iii)価格リスク

価格リスクとは、個別の投資銘柄または発行体に固有の要素によるか、あるいは市場で売買されるすべての金融商品に影響を及ぼす要素によるかにかかわらず、市場価格の変動の結果、金融商品の価値が変動するリスクである。

価格の感応度

サブ・ファンドの資産は、実質的に投資先ファンドに投資されるため、投資先ファンドの価格リスクにさらされる。投資先ファンドの相場価格が5%(2018年：5%)低下したならば、受益証券保有者に帰属する純資産および当該会計年度の包括利益合計が約833,520米ドル(2018年：873,049米ドル)減少し、逆に5%上昇したならば、受益証券保有者に帰属する純資産が同額増加すると見積もられている。

(e)サブ・ファンドの信用リスク

信用リスクとは、金融商品取引の取引相手方が、サブ・ファンドと締結した義務または契約を遂行できないリスクである。サブ・ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、管理会社により継続的に監視される。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金および現金同等物残高を保管する保管銀行ならびに売却された投資に対する債権の投資先ファンドに対する信用リスクにさらされている。サブ・ファンドが保有するすべての現金は、シティ・バンク・エヌ・エイの香港支店(管理事務代行会社および保管会社でもある。)に預けられている。管理会社は、当該銀行の信用リスクは低いと考えている。

2019年12月31日および2018年12月31日の時点で、サブ・ファンドの金融資産の大半は、投資先ファンドに配分されていた。投資先ファンドの投資運用会社はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーである。受益証券販売未収金は、2020年1月に全額決済された。

サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資を通じて、信用リスクに間接的にさらされている。

(f)サブ・ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、管理会社が、適時に、現金化のニーズを満たすように投資を換金することができない可能性があるリスクから生じる。受益証券保有者はいずれの買戻日でも受益証券を現金化することができるため、サブ・ファンドは、受益証券保有者の買戻しに応じるための流動性リスクにさらされている。受益証券の現金化に関して受益証券保有者に支払われる金額は、該当する投資の売却収入を受取ることを条件として、通常、関連する買戻日(注記2(k)に定義)後、ファンドの3営業日以内に支払われるものとする。

サブ・ファンドは非上場の投資ファンドに対する投資を保有しているが、これは受益証券買戻制限の対象となる場合がある。受益証券保有者は、各営業日に受益証券を買い戻してもらう権利を有している。

負債の期日までの残存期間別内訳

以下の表は、2019年12月31日および2018年12月31日現在のサブ・ファンドの負債の、契約上の期日までの残存期間の詳細を示している。

	2019年			
	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	合計 米ドル
非トレーディング負債				
未払費用およびその他債務	39,110	3,781	27,164	70,055
受益証券買戻未払金	68,391	—	—	68,391
合計	107,501	3,781	27,164	138,446
	2018年			
	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	合計 米ドル
非トレーディング負債				
未払費用およびその他債務	39,186	3,863	26,272	69,321
受益証券買戻未払金	289,314	—	—	289,314
合計	328,500	3,863	26,272	358,635

(g)公正価値

(i)公正価値で計上される金融商品

継続的に報告期間末現在で測定されるサブ・ファンドの金融商品の公正価値について、HKFRS第13号「公正価値測定」に定義された3つのレベルの公正価値ヒエラルキーの内訳は、以下の表のとおりである。公正価値測定が分類されるレベルは、評価技法に用いられるインプットの観察可能性および重要性を参照して決定されており、以下のとおりである。

ーレベル1の評価：レベル1のインプット、すなわち測定日現在の同一の金融資産または金融負債に関する活発な市場における無調整の相場価格のみを用いて測定される公正価値。

ーレベル2の評価：レベル2のインプット、すなわちレベル1の基準を満たさない観察可能なインプットを用いるが、重要で観察不能なインプットは用いずに測定される公正価値。観察不能なインプットとは、市場データを入手できないインプットである。

ーレベル3の評価：重要で観察不能なインプットを用いて測定される公正価値。

2019年				
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融資産				
ー非上場オープン・エンド型投資 ファンドーGS米国フォーカ ス・グロースークラスI受益証券 (累積型)(米ドル)	—	16,596,160	—	16,596,160
2018年				
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融資産				
ー非上場オープン・エンド型投資 ファンドーGS米国フォーカ ス・グロースークラスI受益証券 (累積型)(米ドル)	—	17,460,986	—	17,460,986

2019年12月31日および2018年12月31日に終了した会計年度において、レベル1、レベル2およびレベル3の金融商品の間で振替はなかった。

(ii)公正価値以外で計上される金融商品

純損益を通じて公正価値で測定されない金融商品は、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融商品である。

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の公正価値を示しており、公正価値測定が区分される公正価値ヒエラルキーのレベルにより分析している。

2019年

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
金融資産				
現金および現金同等物	—	347,054	—	347,054
受益証券販売未収金	—	3,100	—	3,100
	—	350,154	—	350,154
金融負債				
未払費用およびその他債務	—	(70,055)	—	(70,055)
受益証券買戻未払金	—	(68,391)	—	(68,391)
	—	(138,446)	—	(138,446)

2018年

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
金融資産				
現金および現金同等物	—	162,060	—	162,060
売却された投資に対する債権	—	300,000	—	300,000
	—	462,060	—	462,060
金融負債				
未払費用およびその他債務	—	(69,321)	—	(69,321)
受益証券買戻未払金	—	(289,314)	—	(289,314)
	—	(358,635)	—	(358,635)

11 受益証券保有者に帰属する純資産

(a) 発行済および買戻受益証券

	受益証券口数	
	2019年	2018年
1月1日現在	1,574,450	1,997,578
受益証券の期中販売	140,120	149,141
受益証券の期中買戻し	(587,724)	(572,269)
12月31日現在	1,126,846	1,574,450

2019年12月31日および2018年12月31日現在、サブ・ファンドが発行したすべての受益証券は資本に分類されていた。

受益証券の1つのクラスの当初申込は、1口当たり10米ドルで行われた。受益証券は、買戻日またはサブ・ファンドの清算時に、買戻費用なしで、該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻される。

サブ・ファンドに関する議案決議についての受益証券保有者の総会において、受益証券保有者は、本人出席、委任状出席または代理出席により、本人が保有する受益証券1口につき1議決権を有している。

トラストおよびサブ・ファンドは外部から資本要件を課されていない。2019年12月31日現在、サブ・ファンドの資本合計は16,807,868米ドル(2018年：17,564,411米ドル)であった。サブ・ファンドは、受益証券保有者が受益証券の買戻しを請求する場合の資金需要を満たす十分な流動性を維持すると同時に、サブ・ファンドの投資目的に沿った投資に受益証券の発行から受領した資金を投資するよう努めている。

サブ・ファンドの受益証券保有者は、保有受益証券をトラストの他のサブ・ファンドの受益証券と交換できない。

サブ・ファンドは、配当金またはその他分配金を支払うことを意図していない。

(b) 純資産の調整

サブ・ファンドの英文目論見書に従い、サブ・ファンドの純資産は、すべての取引についてあらかじめ定められた締切時間に基づいて計算されている。英文目論見書に基づいた締切時間後の取引は、翌日に計上される。HKFRSの要求の下では、当該取引は、金融商品の認識および認識中止基準に従うように同日に計上される。このアプローチにより、HKFRSの純資産および発行済受益証券と英文目論見書の純資産および発行済受益証券との間に期間差異が生じる。

評価目的で算定された額とHKFRSに従い算定された額との間の純資産に関する調整は以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
評価目的上の受益証券保有者に帰属する純資産	16,937,666	17,806,477
期間差異の調整	(129,798)	(242,066)
財務書類において報告された受益証券保有者に帰属する純資産	16,807,868	17,564,411

評価目的上の受益証券数とHKFRSに従い報告された受益証券数との間の受益証券数に関する調整は以下のとおりである。

	2019年	2018年
評価目的上の発行済受益証券	1,128,891	1,600,451
期間差異の調整	(2,045)	(26,001)
財務書類において報告された発行済受益証券	1,126,846	1,574,450

12 関連当事者

サブ・ファンドに提供されたサービスに関して関連当事者から生じる報酬および費用は以下のとおりである。

管理会社報酬： 管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.16%の管理報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

受託会社報酬： 受託会社は、純資産価額の200百万米ドルまでの部分についてはサブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を請求し、純資産価額の200百万米ドルを超える部分についてはサブ・ファンドの純資産価額の年率0.007%の報酬を請求する。最低の受託会社報酬は、年間15,000米ドルである。この報酬は日々発生し毎四半期後払いされる。

管理事務代行会社報酬： 管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.07%を上限とする報酬(ただし、毎月2,800米ドルの最低報酬に服する。)を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

代行協会員報酬： 代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%を上限とする報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

財務書類作成費用： 管理事務代行会社は、年間8,000米ドルの財務書類作成費用を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎年支払われる。

専門家報酬： 受託会社は、年間4,500米ドルのAML報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎四半期後払いされる。

サブ・ファンドの重要な関連当事者取引は以下のとおり要約される。

	2019年 米ドル	
	費用計上額	未払金
管理会社報酬	28,813	4,529
受託会社報酬	15,608	3,781
管理事務代行会社報酬	33,562	5,615
代行協会員報酬	1,801	148
財務書類作成費用	7,956	17,004
専門家報酬	5,634	—
	2018年 米ドル	
	費用計上額	未払金

管理会社報酬	33,364	5,028
受託会社報酬	16,711	3,863
管理事務代行会社報酬	33,505	5,615
代行協会員報酬	2,085	156
財務書類作成費用	7,946	15,913

サブ・ファンドは、銀行業および有価証券保管業に関する管理事務代行会社の通常の営業過程における銀行サービスを利用している。現金および現金同等物ならびに投資残高に関する情報はそれぞれ注記3および注記4において開示されている。2019年12月31日に終了した会計年度において、管理事務代行会社において保全されていた銀行残高から稼得した受取利息および銀行手数料はそれぞれ、1,297米ドル(2018年：240米ドル)および112米ドル(2018年：40米ドル)であった。

13 見積りの不確実性に関する主要な情報

公正価値の見積り

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値は、注記2(e)(iii)に記載の通り、現在の市場パラメータを用いる評価モデルから得られる。公正価値の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、指定された時点で実施される。これらの見積りは主観的な性質を有し、不確実性および重要な判断事項を含むため、正確に算定することができない。それでも、公正価値は合理的な見積りの範囲内で信頼性をもって算定可能である。

14 2019年12月31日に終了した会計年度において公表されているが未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HK I C P Aは、2019年12月31日に終了した会計年度において未発効で本財務書類に適用されていない、多くの修正および新基準を公表した。これらにはサブ・ファンドに関連する可能性のある以下のものが含まれている。

	以下の日以降に開始する 会計期間に適用
HK F R S基準における概念フレームワークへの参照の修正	2020年1月1日
「重要性がある」の定義(HK A S第1号およびHK A S第8号の修正)	2020年1月1日
金利指標改革(HK F R S第9号、HK A S第39号およびHK F R S第7号の修正)	2020年1月1日

サブ・ファンドは、これらの修正、新基準および解釈指針が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。サブ・ファンドは、これまでのところ、これらの適用がサブ・ファンドの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性は低いと結論づけている。

15 後発事象

経営陣は、企業が継続企業として存続する能力に係る後発事象の影響を評価し、継続企業に関するリスクは存在しないとの結論に至った。

コロナウイルスの感染状況は、2020年1月の発生以降、急速に拡大しており、世界の商業活動に悪影響を及ぼしている。この感染状況が急速に拡大し、流動的なものであることから、最終的な影響は予測できず、経済および市場の状況に悪影響を及ぼし続け、世界的な景気後退を引き起こす可能性がある。経営陣は、この後発事象により、2019年12月31日現在の財務書類に影響があるとは考えていない。

経営陣はコロナウィルスに関する進展を監視しており、既存の事業継続計画と、国際的保健機関、関連政府、および一般的なパンデミック対応のベストプラクティスからのガイダンスに基づいて、業務運営上の対応を調整している。

その他の情報(未監査)

パフォーマンス表

(表示：米ドル)

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
純資産価額合計(英文目論見書に準拠して計算されている。)	16,937,666	17,806,477
受益証券1口当たり純資産価格(英文目論見書に準拠して計算されている。)	15.004	11.126
計上金額(英文目論見書に準拠して計算されている。)		
－当期の受益証券1口当たり純資産価格最高額	15.004	13.167
－当期の受益証券1口当たり純資産価格最低額	11.108	10.707
当期の投資純利益	34.49%	-3.29%

2019年および2018年の投資純利益は、百分率による利益を入手するために、期末日と期首日のサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格(英文目論見書に準拠して計算されている。)の差額を期首日の価格で除した金額を参照して算定された。

[次へ](#)

US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of financial position as at 31 December 2019

(Expressed in United States dollars)

	Note	2019	2018
Assets			
Cash and cash equivalents	3, 12	\$ 347,054	\$ 162,060
Financial assets at fair value through profit or loss	4	16,596,160	17,460,986
Receivable from investment sold	7	-	300,000
Subscription receivable	6	3,100	-
Total assets		<u>\$ 16,946,314</u>	<u>\$ 17,923,046</u>
Liabilities			
Accruals and other payables	12	\$ 70,055	\$ 69,321
Redemption payable	5	68,391	289,314
Total liabilities		<u>\$ 138,446</u>	<u>\$ 358,635</u>
Net assets attributable to unitholders	11	<u>\$ 16,807,868</u>	<u>\$ 17,564,411</u>
Representing:			
Total equity	11(b)	<u>\$ 16,807,868</u>	<u>\$ 17,564,411</u>
Net asset value per unit based on 1,126,846 (2018: 1,574,450) units issued		<u>USD 14.916</u>	<u>USD 11.156</u>

Approved and authorised for issue by the Trustee and the Manager on 21 May 2020


MAYLYN PHILLIPS
Authorised Signatory


Maylyn Phillips
Authorised Signatory

For and on behalf of
CIBC Bank and Trust Company
(Cayman) Limited ("Trustee")



For and on behalf of
Citigroup First Investment
Management Limited ("Manager")

The notes on pages 11 to 32 form part of these financial statements.

US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of comprehensive income
for the year ended 31 December 2019
(Expressed in United States dollars)

	Note	2019	2018
Interest income calculated using the effective interest method	8, 12	\$ 1,297	\$ 240
Net gain on financial assets at fair value through profit or loss	9	5,585,174	211,703
Net foreign exchange gain		12	20
Total income		\$ 5,586,483	\$ 211,963
Management fee	12	\$ (28,813)	\$ (33,364)
Trustee fee	12	(15,608)	(16,711)
Administrator fees	12	(33,562)	(33,505)
Distributor fee		(144,066)	(166,820)
Agent company fee	12	(1,801)	(2,085)
Legal expenses		(6,150)	(36,339)
Audit fee		(28,827)	(27,920)
Financial statements preparation fee	12	(7,956)	(7,946)
Professional fee	12	(5,634)	-
Bank charges	12	(112)	(40)
Miscellaneous expenses		(31,103)	(28,252)
Total operating expenses		\$ (303,632)	\$ (352,982)
Change in net assets attributable to unitholders from operations and total comprehensive income for the year		\$ 5,282,851	\$ (141,019)

The notes on pages 11 to 32 form part of these financial statements.

US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of changes in equity for the year ended 31 December 2019

(Expressed in United States dollars)

	2019	2018
Balance at the beginning of the year	\$ 17,564,411	\$ 22,784,897
Transactions with unitholders, recorded in equity		
Subscription of units	\$ 1,846,012	\$ 1,801,672
Redemption of units	(7,885,406)	(6,881,139)
Total transactions with unitholders	\$ (6,039,394)	\$ (5,079,467)
Change in net assets attributable to unitholders from operations and total comprehensive income for the year	\$ 5,282,851	\$ (141,019)
Balance at the end of the year	\$ 16,807,868	\$ 17,564,411

The notes on pages 11 to 32 form part of these financial statements.

US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of cash flows
for the year ended 31 December 2019
(Expressed in United States dollars)

	2019	2018
Operating activities		
Change in net assets attributable to unitholders from operations and total comprehensive income for the year	\$ 5,282,851	\$ (141,019)
Adjustment for:		
Interest income	(1,297)	(240)
Operating profit/(loss) before changes in working capital	\$ 5,281,554	\$ (141,259)
Decrease in financial assets at fair value through profit or loss	864,826	5,188,297
Decrease/(increase) in receivable from investment sold	300,000	(300,000)
Increase in accruals and other payables	734	2,934
Interest received	1,297	240
Net cash generated from operating activities	\$ 6,448,411	\$ 4,750,212
Financing activities		
Proceeds from unit subscriptions	\$ 1,842,912	\$ 1,801,672
Payments on unit redemptions	(8,106,329)	(6,652,770)
Net cash used in financing activities	\$ (6,263,417)	\$ (4,851,098)
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents	\$ 184,994	\$ (100,886)
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	162,060	262,946
Cash and cash equivalents at the end of the year	\$ 347,054	\$ 162,060

The notes on pages 11 to 32 form part of these financial statements.

US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Notes to the financial statements

(Expressed in United States dollars unless otherwise indicated)

1 General

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust (the "Trust") is an umbrella unit trust established as an exempted trust under the Trust Laws of the Cayman Islands by a Trust Deed dated 21 October 2008, as amended and restated on 10 March 2015, between Citigroup First Investment Management Limited as manager (the "Manager") and CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited as trustee (the "Trustee") (jointly the "Management"). The Trust registered under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on 27 October 2008. US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency Series (the "Series Trust") was established on 22 May 2015. The Series Trust's first dealing day was 30 June 2015.

The investment objective of the Series Trust is to seek long-term growth by adopting investment strategy set out in note 10(a).

As at 31 December 2019 and 31 December 2018, the Trust and the Series Trust had no employees. The investment activities of the Series Trust are managed by the Manager. The administration and custodian functions of the Series Trust are delegated to Citibank N.A. Hong Kong Branch (the "Administrator" and the "Custodian"). SMBC Trust Bank Ltd. is the distributor (the "Distributor") of the Series Trust. Units are offered in Japan as a public offer under Article 2, Paragraph 3, Item 1 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan.

2 Significant accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), which collective term includes all applicable individual HKFRSs, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA") and accounting principles generally accepted in Hong Kong. A summary of the significant accounting policies adopted by the Series Trust is set out below.

The HKICPA has issued certain new and revised HKFRSs that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Series Trust. Note 2(d) provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Series Trust for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

(b) Basis of preparation

The functional and presentation currency of the financial statements is the United States dollar ("USD") (rounded to the nearest USD) and not the local currency of the Cayman Islands, reflecting the fact that the units of the Series Trust are issued and redeemed in USD and the Series Trust's performance is measured in USD terms.

US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019

2 Significant accounting policies (continued)

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis except that certain financial instruments are stated at their fair value as explained in the accounting policies, note 2(e) below.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires Management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making judgments about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Judgments made by Management in the application of HKFRSs that have significant effect on the financial statements and major sources of estimation uncertainty are discussed in note 13.

(c) Foreign currency translation

Foreign currency transactions during the year are translated into USD at the exchange rate at the dates of the transactions. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD at the foreign exchange rate ruling at the end of the reporting period.

Foreign currency differences arising on translation are recognised in profit or loss as net foreign exchange gain or loss, except for those arising from financial assets at fair value through profit or loss, which are recognised as a component of the net gain or loss on financial assets at fair value through profit or loss.

(d) Changes in accounting policies

The HKICPA has issued a number of amendments to HKFRSs that are first effective for the current accounting period of the Series Trust. None of these developments are relevant to the Series Trust's results and financial position.

The Series Trust has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (see note 14).

(e) Financial instruments

(i) Initial recognition

The Series Trust classifies its financial instruments into different categories at inception as mentioned in (ii) below. Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price. Transaction costs on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are expensed immediately.

*US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019*

2 Significant accounting policies (continued)

The Series Trust recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss is recognised using trade date accounting. From these dates, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded as they occur.

(ii) Categorisation

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortised cost or fair value through profit or loss ("FVTPL").

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI").

All other financial assets of the Series Trust are measured at FVTPL.

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Series Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to Management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how Management is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Series Trust's continuing recognition of the assets.

US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019

2 Significant accounting policies (continued)

The Series Trust has determined that it has two business models.

- Held-to-collect business model: this includes receivable from investment sold, subscription receivable and cash and cash equivalents. These financial assets are held to collect contractual cash flow.
- Other business model: this includes an unlisted open-ended investment fund. This financial asset is managed and its performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place.

Assessment whether contractual cash flows are SPPI

For the purposes of this assessment, 'principal' is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. 'Interest' is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Series Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Series Trust considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Series Trust's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration for of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

The Series Trust classifies its investments based on the business model and contractual cash flows assessment. Accordingly, the Series Trust classifies its investment in the unlisted open-ended investment fund into financial assets at FVTPL category. Financial assets measured at amortised cost include receivable from investment sold, subscription receivable and cash and cash equivalents.

Reclassifications

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition unless the Series Trust were to change its business model for managing financial assets, in which case all affected financial assets would be reclassified on the first day of the first reporting period following the change in the business model.

US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019

2 Significant accounting policies (continued)

(iii) Fair value measurement principles

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence, the most advantageous market to which the Series Trust has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk.

When available, the Series Trust measures the fair value of a financial instrument using the quoted price in an active market for that instrument. A market is regarded as active if transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis.

If there is no quoted market price on a recognised stock exchange or a price from a broker/dealer for non-exchange-traded financial instruments, or if the market for it is not active, the fair value of the instrument is estimated using valuation techniques that provide a reliable estimate of prices which could be obtained in actual market transactions.

The best evidence of the fair value of a financial instrument at initial recognition is normally the transaction price - i.e. the fair value of the consideration given or received. If the Series Trust determines that the fair value at initial recognition differs from the transaction price and the fair value is evidenced neither by a quoted price in an active market for an identical asset or liability nor based on a valuation technique that used only data from observable markets, the financial instrument is initially measured at fair value, adjusted to defer the difference between the fair value at initial recognition and the transaction price. Subsequently, that difference is recognised in profit or loss on an appropriate basis over the life of the instrument but no later than when the valuation is supported wholly by observable market data or the transaction is closed out.

Where discounted cash flow techniques are used, estimated future cash flows are based on Management's best estimates and the discount rate used is a market rate at the end of the reporting period applicable for an instrument with similar terms and conditions. Where other pricing models are used, inputs are based on market data at the end of the reporting period.

The Series Trust recognises transfers between levels of the fair value hierarchy as at the end of the reporting period in which they occur.

(iv) Impairment

The Series Trust recognises loss allowances for expected credit loss ("ECL") on financial assets measured at amortised cost.

The Series Trust measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition.

US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019

2 Significant accounting policies (continued)

When determining whether the credit risk of a financial asset has increased significantly since initial recognition and when estimating ECLs, the Series Trust considers reasonable and supportable information that is relevant and available without undue cost or effort. This includes both quantitative and qualitative information and analysis, based on the Series Trust's historical experience and informed credit assessment and including forward-looking information.

The Series Trust assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

The Series Trust considers a financial asset to be in default when:

- the borrower is unlikely to pay its credit obligations to the Series Trust in full, without recourse by the Series Trust to actions such as realising security (if any is held); or
- the financial asset is more than 90 days past due.

The Series Trust considers a financial asset to have low credit risk when the credit rating of the counterparty is equivalent to the globally understood definition of 'investment grade'. The Series Trust considers this to be Baa3 or higher per Moody's or BBB- or higher per Standard & Poor's.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months).

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Series Trust is exposed to credit risk.

Measurement of ECLs

ECLs are a probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Series Trust expects to receive). ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Series Trust assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019

2 Significant accounting policies (continued)

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation.

Presentation of allowance for ECLs in the statement of financial position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Series Trust has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

(v) Derecognition

The Series Trust derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or it transfers the rights to receive the contractual cash flows in a transaction in which substantially all of the risks and rewards of ownership of the financial assets are transferred or in which the Series Trust neither transfers nor retains substantially all of the risks and rewards of ownership and does not retain control of the financial asset.

The Series Trust derecognises a financial liability when its contractual obligations are discharged, cancelled, or expired.

(vi) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the statement of financial position when, and only when, the Series Trust has a legal right to offset the amounts and it intends to either settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

(vii) Structured entities

A structured entity is an entity that has been designed so that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, such as when any voting rights relate to administrative tasks only and the relevant activities are directed by means of contractual arrangements.

A structured entity often has some or all of the following features or attributes:

- Restricted activities;
- A narrow and well-defined objective, such as to provide investment opportunities for investors by passing on risks and rewards associated with the assets of the structured entity to investors;

*US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019*

2 Significant accounting policies (continued)

- Insufficient equity to permit the structured entity to finance its activities without subordinated financial support; and
- Financing in the form of multiple contractually linked instruments to investors that create concentrations of credit or other risks (tranches).

Management has determined that the Series Trust's investment in Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust (the "Investment Fund") (see note 10(a)), a sub-trust of Goldman Sachs (Cayman Islands) Unit Trust, an investment in an unconsolidated structured entity, is classified as financial assets at fair value through profit or loss (see note 4). The Investment Fund's investment objective is to seek to provide investors with long-term growth by investing, directly or indirectly, primarily in equity securities of a relatively small number of US issuers that are growth companies that are trading at a discount to intrinsic value. The Investment Fund is managed by an unrelated asset manager and applies various investment strategies to accomplish its investment objectives.

The Investment Fund invests primarily in equity securities of a relatively small number of U.S. issuers that Goldman Sachs Asset Management L.P. (the "Investment Fund Manager") (see note 10 (a)) believes are growth companies that are trading at a discount to intrinsic value. The Investment Fund can use derivatives for hedging and investment purposes which are used as an active investment management instrument to gain exposure to markets. The Investment Fund finances its operations by issuing redeemable shares which are puttable at holder's option on any day which federal, state or local banks are open for business in London, New York and Tokyo and the London Stock Exchange and New York Stock Exchange are open for business or any other day or days designated in writing by the Investment Fund Manager from time to time and entitles the holder to a proportional stake in the Investment Fund's net assets. The Series Trust holds redeemable shares in the Investment Fund and is not sponsoring the Investment Fund. As at 31 December 2019, the Series Trust held 2.83% (2018: 3.93%) of the total redeemable share value of the Investment Fund.

The Series Trust's holdings in the Investment Fund are subject to the terms and condition of the respective offering documentation and are susceptible to market price risk arising from uncertainties about future values of the Investment Fund. The Management makes investment decision after extensive due diligence of the Investment Fund including consideration of its strategy and the overall quality of the Investment Fund Manager.

The change in fair value of the Investment Fund is included in the statement of comprehensive income as net gain or loss on financial assets at fair value through profit or loss.

(f) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise deposits with banks. Cash equivalents are short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019

2 Significant accounting policies (continued)

(g) Interest income

Interest income is recognised in profit or loss as it accrues using the original effective interest rate of the instruments calculated at the acquisition or origination date. Interest income includes the amortisation of any discount or premium, transaction costs or other differences between the initial carrying amount of an interest-bearing instrument and its amount at maturity calculated on an effective interest rate basis.

It is recorded gross of withholding tax imposed in the country of origin and such tax is separately recognised in profit or loss, if any.

(h) Net gain or loss from financial assets at fair value through profit or loss

Net gain or loss on financial assets at fair value through profit or loss includes all realised and unrealised fair value changes and foreign exchange differences, but excludes interest income and expense.

(i) Expenses

All expenses of the Series Trust are recognised in profit or loss on an accrual basis.

(j) Income tax

Cayman Islands

Under the current taxation regime in the Cayman Islands, the Series Trust is exempt from paying taxes on income, profits or capital gains. The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from tax for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

Hong Kong

The Series Trust is not expected to be subject to Hong Kong tax in respect of any of its investment activities.

(k) Realisation of units by unitholders

Unitholders may realise units on any day on which commercial banks are open for business in each of Hong Kong, London, New York and Tokyo, and/or any other day or days designated in writing by the Manager from time to time (the "Repurchase Day"). Units will be realised at the net asset value per unit on the relevant Repurchase Day, a price which is calculated by reference to the net asset value of the Series Trust as at the applicable Repurchase Day.

(l) Units in issue

The Series Trust classifies financial instruments issued as financial liabilities or equity instruments in accordance with the substance of the contractual terms of the instruments.

*US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019*

2 Significant accounting policies (continued)

A puttable financial instrument that includes a contractual obligation for the issuer to repurchase or redeem that instrument for cash or another financial asset is classified as equity if it meets all of the following conditions:

- (i) it entitles the holder to a pro rata share of the Series Trust's net assets in the event of the Series Trust's liquidation;
- (ii) it is in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments;
- (iii) all financial instruments in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments have identical features;
- (iv) apart from the contractual obligation for the Series Trust to repurchase or redeem the instrument for cash or another financial asset, the instrument does not include any other features that would require classification as a liability; and
- (v) the total expected cash flows attributable to the instrument over its life are based substantially on the profit or loss, the change in the recognised net assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised net assets of the Series Trust over the life of the instrument.

The Series Trust's redeemable units meet these conditions and are classified as equity.

Incremental cost directly attributable to the issue or redemption of units are recognised directly in equity as a deduction from the proceeds or part of the acquisition cost.

(m) Related parties

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Series Trust if that person:
 - (i) has control or joint control over the Series Trust;
 - (ii) has significant influence over the Series Trust; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Series Trust or the Series Trust's parent.
- (b) An entity is related to the Series Trust if any of the following conditions applies:
 - (i) The entity and the Series Trust are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a Series Trust of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.

*US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019*

2 Significant accounting policies (continued)

- (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Series Trust or an entity related to the Series Trust.
- (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
- (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
- (viii) The entity, or any member of a group of which it is a party, provides key management personnel services to the Series Trust or to the Series Trust's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the Series Trust.

3 Cash and cash equivalents

	2019	2018
Current deposits with a bank	\$ 347,054	\$ 162,060

Cash held by the Series Trust is deposited with Citibank N.A. Hong Kong Branch.

4 Financial assets at fair value through profit or loss

	2019	2018
Non-derivative financial assets:		
- Unlisted open-ended investment fund - Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust - Class I Shares (Acc.) (USD)	\$ 16,596,160	\$ 17,460,986

5 Redemption payable

The balances represent the amounts payable to unitholders for redeemed units and are expected to be settled within one month.

6 Subscription receivable

The balances represent amounts receivable from unitholders for subscribed units but not yet settled as at the reporting date. These balances are expected to be settled within one month.

7 Receivable from investment sold

The balances represent amounts receivable for investments sold but not yet settled as at the reporting date. These balances are expected to be settled within one month.

*US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019*

8 Interest income calculated using the effective interest method

	2019	2018
Interest income on bank balances	\$ 1,297	\$ 240

9 Net gain on financial assets at fair value through profit or loss

	2019	2018
Non-derivative financial assets:		
- Unlisted open-ended investment fund - Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust - Class I Shares (Acc.) (USD)	\$ 5,585,174	\$ 211,703
Representing:		
Net realised gain	\$ 2,084,975	\$ 1,217,416
Net change in unrealised gain/(loss)	3,500,199	(1,005,713)
	\$ 5,585,174	\$ 211,703

10 Financial instruments and associated risks

The Series Trust's investing activities expose it to various types of financial risks that are associated with the financial instruments and markets in which it invests according to the investment strategy. The risks that the Series Trust is exposed to are risks of the fund-of-fund structure, risks of the underlying fund and risks of the Series Trust which include market risk, credit risk and liquidity risk. Market risk includes interest rate risk, currency risk and price risk.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of the reporting period and their associated financial risks, as well as the risk management policies employed by the Series Trust are discussed below.

(a) Investment strategy

The investment objective of the Series Trust is to seek long-term growth by investing, directly or indirectly, primarily in equity securities of a relatively small number of US issuers that are growth companies that are trading at a discount to intrinsic value. The Series Trust seeks to achieve this investment objective through investment mainly in Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust, a sub-trust of Goldman Sachs (Cayman Islands) Unit Trust, a Cayman Islands umbrella unit trust.

The Investment Fund is managed by Goldman Sachs Asset Management L.P., who provides day-to-day management in respect of the investment and re-investment of the net assets of the Investment Fund. The Investment Fund Manager receives investment management fees from the Investment Fund.

The Investment Fund's functional currency is USD and uses derivatives for hedging and investment purposes which are used as an active investment management instrument to gain exposure to markets.

US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019

10 Financial instruments and associated risks (continued)

A certain portion of the Series Trust's assets is retained as cash, taking into consideration the day-to-day cash needs of the Series Trust as they arise.

(b) *Risks of the fund-of-fund structure*

The Series Trust invests substantially all of its proceeds from the issuance of units into the Investment Fund and operates on a fund-of-fund structure.

The fund-of-fund structure gives rise to a unique risk that multiple parties invest in the Investment Fund alongside the Series Trust, whose units may not rank *pari passu*, lowering the investment returns. Should a major investor withdraw itself from the Investment Fund, the investors that remain may take up a greater proportion of the operating expenses. Furthermore, a substantial withdrawal of capital by the investors within a short time period could necessitate the liquidation of security positions at a time and in a manner which does not provide the most economic advantage to the Investment Fund, and which can adversely affect the value of the Investment Fund's assets.

The Series Trust achieves its investment objective through its investment in the Investment Fund. Whether the investment objective can be achieved depends on the performance of the Investment Fund's financial instruments and the continuing availability of the Investment Fund, as well as the business continuity of the Investment Fund Manager.

The Series Trust is under a fund-of-fund structure and has not been established as a tracker fund. The performance of the Series Trust can differ from that of the Investment Fund.

(c) *Risks of the Investment Fund*

Under the fund-of-fund structure, the Series Trust has an indirect exposure to the risks of the Investment Fund and loss incurred by the Investment Fund can adversely affect the Series Trust's financial position. The Investment Fund is the underlying fund of the Series Trust and is exposed to the following key risks which are monitored by the Investment Fund Manager. The Series Trust is indirectly exposed to them.

(i) Credit risk of the Investment Fund

The following assets of the Investment Fund were exposed to credit risk: derivative financial assets, cash and cash equivalents and other receivables.

(ii) Currency risk of the Investment Fund

Currency risk arises from the effects of exchange rate fluctuations between the Investment Fund's functional currency and currency in which its financial instruments are denominated. The Investment Fund had no significant currency risk exposure as at 31 December 2019 and 31 December 2018.

(iii) Liquidity risk of the Investment Fund

Liquidity risk arises when the Investment Fund Manager is not able to generate sufficient cash to settle its obligations as they fall due.

*US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019*

10 Financial instruments and associated risks (continued)

The investments of the Investment Fund include collective investment schemes, which may impose greater restrictions on redemptions than those imposed by the Investment Fund. This may include offering less frequent redemption dates than are offered by the Investment Fund to its unitholders.

The Investment Fund provides for the subscription and redemption of units on each business day and it is therefore exposed to the liquidity risk associated with unitholder redemptions. The Investment Fund is managed to include liquid investments sufficient to meet normal liquidity needs although substantial redemptions of units in the Investment Fund could require the Investment Fund to liquidate its investments more rapidly than otherwise desirable in order to raise cash for the redemptions.

(iv) Interest rate risk of the Investment Fund

Interest rate risk arises from the effects of fluctuations in prevailing market interest rates on which the fair value of Investment Fund's financial instruments and future cash flows are based. The Investment Fund had no significant exposure to interest rate risk for the year ended 31 December 2019 and 31 December 2018.

(v) Derivative risk of the Investment Fund

Derivative risk arises from derivative contracts undertaken by the Investment Fund for hedging and investment purposes. Derivative contracts are high leverage investments and their value is determined by fluctuation in the underlying assets. Derivative contracts add to the liquidity, credit and counterparty risk of the Investment Fund.

As at 31 December 2019 and 31 December 2018, the outstanding derivative contracts undertaken by the Investment Fund included foreign currency forward contracts. The Series Trust's maximum exposure to its investment in the Investment Fund is the fair value of its investment in the Investment Fund.

(d) Market risk of the Series Trust

All investments held by the Series Trust are measured at fair value through profit or loss, and all changes in market conditions directly affect profit or loss. Market risk is the risk that the value of the investments will fluctuate as a result of changes in interest rates, exchange rates or prices.

(i) Interest rate risk

Interest rate risk arises from the possibility that changes in interest rates will affect the future cash flows or the fair value of financial instruments and therefore result in a potential gain or loss to the Series Trust. The Series Trust's interest rate risk is managed on an on-going basis by the Manager. Except for bank deposits, all the financial assets and liabilities of the Series Trust are non-interest bearing.

(ii) Currency risk

Currency risk arises from the effects of exchange rate fluctuations between the Series Trust's functional currency and currency in which its financial instruments are denominated. The Series Trust does not have any significant foreign currency positions. The Management does not consider there to be any significant risk associated with it.

US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019

10 Financial instruments and associated risks (continued)

(iii) Price risk

Price risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in market prices, whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or all factors affecting all instruments traded in the market.

Price sensitivity

The assets of the Series Trust are substantially invested in the Investment Fund and therefore are exposed to the price risk of the Investment Fund. It is estimated that a 5% (2018: 5%) decrease in the quoted price of the Investment Fund would result in a decrease in the net assets attributable to unitholders and the total comprehensive income for the year by approximately \$833,520 (2018: \$873,049); an equal change in the opposite direction would result in an increase in the net assets attributable to unitholder by an equal amount.

(e) Credit risk of the Series Trust

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or a commitment that it has entered into with the Series Trust. The Series Trust's exposure to credit risk is monitored by the Manager on an ongoing basis.

The Series Trust is exposed to credit risk with respect to the Custodian taking custody of the Series Trust's cash and cash equivalents balances and to the Investment Fund for the receivable from investment sold. All the cash held by the Series Trust is deposited with Citibank N.A. Hong Kong Branch which is also the Administrator and the Custodian. The Manager considers the credit risk of the bank to be low.

As at 31 December 2019 and 31 December 2018, most of the Series Trust's financial assets were allocated to the Investment Fund and the Investment Fund Manager is Goldman Sachs Asset Management, L.P. Subscription receivable was fully settled in January 2020.

The Series Trust is indirectly exposed to credit risk through its investment in the Investment Fund.

(f) Liquidity risk of the Series Trust

Liquidity risk arises from the risk that the Manager may not be able to convert investments into cash to meet liquidity needs in a timely manner. As unitholders may realise units on any Repurchase Day, the Series Trust is exposed to liquidity risk of meeting unitholder redemptions. Any amount payable to unitholders in respect of the realisation of units shall normally be paid within three fund business days following the relevant Repurchase Day as defined in note 2(k), subject to the receipt of the applicable sale proceeds of the investment.

The Series Trust holds investments in an unlisted investment fund, which may be subject to redemption restrictions. The unitholders have the right to have its units redeemed on each business day.

US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019

10 Financial instruments and associated risks (continued)

Analysis of liabilities by remaining maturity

The following table details the remaining contractual maturities of the Series Trust's liabilities as at 31 December 2019 and 31 December 2018:

	2019			Total
	Within 1 month	Over 1 month to 3 months	Over 3 months to 1 year	
Non-trading liabilities				
Accruals and other payables	\$ 39,110	\$ 3,781	\$ 27,164	\$ 70,055
Redemption payable	68,391	-	-	68,391
Total	\$ 107,501	\$ 3,781	\$ 27,164	\$ 138,446

	2018			Total
	Within 1 month	Over 1 month to 3 months	Over 3 months to 1 year	
Non-trading liabilities				
Accruals and other payables	\$ 39,186	\$ 3,863	\$ 26,272	\$ 69,321
Redemption payable	289,314	-	-	289,314
Total	\$ 328,500	\$ 3,863	\$ 26,272	\$ 358,635

(g) Fair values

(i) Financial instruments carried at fair value

The following table presents the fair value of the Series Trust's financial instruments measured at the end of the reporting period on a recurring basis, categorised into the three-level fair value hierarchy as defined in HKFRS 13, *Fair value measurement*. The level into which a fair value measurement is classified is determined with reference to the observability and significance of the inputs used in the valuation technique as follows:

- Level 1 valuations: Fair value measured using only Level 1 inputs i.e. unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities at the measurement date.
- Level 2 valuations: Fair value measured using Level 2 inputs i.e. observable inputs which fail to meet Level 1, and not using significant unobservable inputs. Unobservable inputs are inputs for which market data are not available.

*US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019*

10 Financial instruments and associated risks (continued)

- Level 3 valuations: Fair value measured using significant unobservable inputs.

	2019			Total
	Level 1	Level 2	Level 3	
Financial assets at fair value through profit or loss				
Non-derivative financial assets:				
- Unlisted open-end investment fund				
- Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust - Class I Shares (Acc.) (USD)	\$ -	\$ 16,596,160	\$ -	\$ 16,596,160

	2018			Total
	Level 1	Level 2	Level 3	
Financial assets at fair value through profit or loss				
Non-derivative financial assets:				
- Unlisted open-end investment fund				
- Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust - Class I Shares (Acc.) (USD)	\$ -	\$ 17,460,986	\$ -	\$ 17,460,986

During the years ended 31 December 2019 and 31 December 2018, there were no transfers among instruments in Level 1, Level 2 and Level 3.

(ii) Financial instruments carried at other than fair value

The financial instruments not measured at fair value through profit or loss are short-term financial instruments whose carrying amounts approximate fair value.

The following table sets out the fair value of financial instruments not measured at fair value and analyses it by the level in the fair value hierarchy into which that fair value measurement is categorised.

	2019			Total
	Level 1	Level 2	Level 3	
Financial assets				
Cash and cash equivalents	\$ -	\$ 347,054	\$ -	\$ 347,054
Subscription receivable	-	3,100	-	3,100
	\$ -	\$ 350,154	\$ -	\$ 350,154
Financial liabilities				
Accruals and other payables	\$ -	\$ (70,055)	\$ -	\$ (70,055)
Redemption payable	-	(68,391)	-	(68,391)
	\$ -	\$ (138,446)	\$ -	\$ (138,446)

*US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019*

10 Financial instruments and associated risks (continued)

	2018			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Financial assets				
Cash and cash equivalents	\$ -	\$ 162,060	\$ -	\$ 162,060
Receivable from investment sold	-	300,000	-	300,000
	<u>\$ -</u>	<u>\$ 462,060</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ 462,060</u>
Financial liabilities				
Accruals and other payables	\$ -	\$ (69,321)	\$ -	\$ (69,321)
Redemption payable	-	(289,314)	-	(289,314)
	<u>\$ -</u>	<u>\$ (358,635)</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ (358,635)</u>

11 Net assets attributable to unitholders

(a) Units issued and redeemed

	Number of units	
	2019	2018
At 1 January	1,574,450	1,997,578
Subscription of units during the year	140,120	149,141
Redemption of units during the year	(587,724)	(572,269)
At 31 December	<u>1,126,846</u>	<u>1,574,450</u>

As at 31 December 2019 and 31 December 2018, all units issued by the Series Trust were classified as equity.

The initial offering of one class of units was priced at a unit price of \$10. Units may be redeemed on the redemption date and also in the event of the Series Trust's liquidation at the net asset value per unit of the applicable class of units on the relevant redemption date with no redemption charge.

In meetings of unitholders for any resolution to be proposed in respect of the Series Trust, individual unitholder present in person, by proxy or by representative, has one vote for every unit of which it is the holder.

The Trust and the Series Trust do not have any externally imposed capital requirements. As at 31 December 2019, the Series Trust had a total equity of \$16,807,868 (2018: \$17,564,411). The Series Trust strives to invest the funds received from the issue of units in investments that meet the Series Trust's investment objectives while maintaining sufficient liquidity to meet the funding needs when unitholders redeem their units.

Unitholders of the Series Trust cannot switch their units into units of any other series trust of the Trust.

The Series Trust does not intend to pay dividends or other distributions.

*US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019*

11 Net assets attributable to unitholders (continued)

(b) Reconciliation of net assets

In accordance with the Series Trust's offering memorandum, the net assets of the Series Trust are computed using the pre-determined cut-off time for all transactions. Transactions after the offering memorandum based cut-off time are recorded the next day. Under the HKFRSs requirements, these transactions are recorded on the same day to comply with recognition and derecognition criteria for the financial instruments. This approach creates a timing difference between the HKFRSs net assets and units issued and the offering memorandum net assets and units issued.

A reconciliation of the net assets between the amounts computed for valuation purposes and the amounts computed in accordance with HKFRSs as reported is as follows:

	2019	2018
Net assets attributable to unitholders for valuation purposes	\$ 16,937,666	\$ 17,806,477
Adjustment for timing difference	<u>(129,798)</u>	<u>(242,066)</u>
Net assets attributable to unitholders as reported in the financial statements	<u>\$ 16,807,868</u>	<u>\$ 17,564,411</u>

A reconciliation of the number of units between the numbers used for valuation purposes and the numbers recorded in accordance with HKFRSs as reported is as follows:

	2019	2018
Units issued for valuation purpose	1,128,891	1,600,451
Adjustment for timing difference	<u>(2,045)</u>	<u>(26,001)</u>
Units issued as reported in the financial statements	<u>1,126,846</u>	<u>1,574,450</u>

*US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019*

12 Related parties

Charges and expenses from related parties in respect of services provided to the Series Trust are as follows:

Management fee:	The Manager is entitled to a management fee of 0.16 % per annum of the net asset value of the Series Trust. The fee is accrued daily and payable monthly in arrears.
Trustee fee:	The Trustee charges a fee of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust on the portion of the net asset value up to \$200 million and 0.007% per annum of the net asset value of the Series Trust on the portion of the net asset value which is greater than \$200 million. The minimum trustee fee is \$15,000 per annum. The fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.
Administrator fees:	The Administrator is entitled to a fee of up to 0.07% per annum of the net asset value of the Series Trust, subject to a minimum of \$2,800 per month. The fee is accrued daily and payable monthly in arrears.
Agent company fee:	The agent company charges a fee up to 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust. The fee is accrued daily and payable monthly in arrears.
Financial statements preparation fee:	The Administrator is entitled to a financial statements preparation fee of \$8,000 per annum. The fee is accrued daily and payable yearly.
Professional fee:	The Trustee charges an AML fee of \$4,500 per annum. The fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

*US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019*

12 Related parties (continued)

The following summarises the significant related party transactions of the Series Trust:

	<i>2019</i>	
	<i>Expenses</i>	<i>Payables</i>
Management fee	\$ 28,813	\$ 4,529
Trustee fee	15,608	3,781
Administrator fees	33,562	5,615
Agent company fee	1,801	148
Financial statements preparation fee	7,956	17,004
Professional fee	5,634	-

	<i>2018</i>	
	<i>Expenses</i>	<i>Payables</i>
Management fee	\$ 33,364	\$ 5,028
Trustee fee	16,711	3,863
Administrator fees	33,505	5,615
Agent company fee	2,085	156
Financial statements preparation fee	7,946	15,913

The Series Trust utilises the banking services of the Administrator in the ordinary course of their banking and securities custodian business. Information relating to the cash and cash equivalents and investment balance are disclosed in note 3 and note 4 respectively. During the year ended 31 December 2019, the interest income earned from the bank balances maintained with the Administrator and the bank charges amounted to \$1,297 (2018: \$240) and \$112 (2018: \$40) respectively.

13 Key sources of estimation uncertainty

Estimation of fair values

The fair values of financial instruments designated at fair value through profit or loss are derived by valuation models using current market parameters as described in note 2(e)(iii). Fair value estimates are made at a specified point in time, based on market conditions and information about the financial instruments. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgement and therefore cannot be determined with precision. Nevertheless, fair values can be reliably determined within a reasonable range of estimates.

*US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series – a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 December 2019*

14 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2019

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments and new standards which are not yet effective for the year ended 31 December 2019 and which have not been adopted in these financial statements. These include the following which may be relevant to the Series Trust:

	<i>Effective for accounting periods beginning on or after</i>
<i>Amendments to References to Conceptual Framework in HKFRS Standards</i>	<i>1 January 2020</i>
<i>Definition of Material (Amendments to HKAS 1 and HKAS 8)</i>	<i>1 January 2020</i>
<i>Interest Rate Benchmark Reform (Amendments to HKFRS 9, HKAS 39 and HKFRS 7)</i>	<i>1 January 2020</i>

The Series Trust is in the process of making an assessment of what the impact of these amendments, new standard and interpretations is expected to be in the period of initial application. So far the Series Trust has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the Series Trust's results of operations and financial position.

15 Subsequent Events

Management has performed an assessment of the impact of subsequent events on the entity's ability to continue as a going concern and concluded that there is no going concern risk.

Since the start of January 2020, the outbreak of coronavirus, which is a rapidly evolving situation, has adversely impacted global commercial activities. The rapid development and fluidity of this situation precludes any prediction as its ultimate impact, which may have a continued adverse impact on economic and market conditions and trigger a period of global economic slowdown. Management do not believe there is any financial impact to the financial statements as at 31 December 2019 as a result of this subsequent event.

Management is monitoring developments relating to coronavirus and is coordinating its operational response based on existing business continuity plans and on guidance from global health organizations, relevant governments, and general pandemic response best practices.

US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency
Series - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Year ended 31 December 2019

Supplementary information (unaudited)

Performance table

(Expressed in United States dollars)

	2019	2018
Total net asset value (calculated in accordance with the Offering Memorandum)	<u>\$ 16,937,666</u>	<u>\$ 17,806,477</u>
Net asset value per unit (calculated in accordance with the Offering Memorandum)	<u>USD 15.004</u>	<u>USD 11.126</u>
Price record (calculated in accordance with the Offering Memorandum)		
- Highest net asset value per unit during the year	<u>USD 15.004</u>	<u>USD 13.167</u>
- Lowest net asset value per unit during the year	<u>USD 11.108</u>	<u>USD 10.707</u>
Net investment return during the year	34.49%	-3.29%

The net investment returns for 2019 and 2018 was calculated by reference to the difference between the net asset value per unit (calculated in accordance with the Offering Memorandum) of the Series Trust at the year end date and its year beginning date price, divided by the year beginning date price to obtain the return in percentage.

（３）【投資有価証券明細表等】

「（１）貸借対照表」の財政状態計算書および注記４の項目を参照のこと。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年4月末日現在)

	米ドル (IV. を除く。)	円 (IV. を除く。)
I. 資産総額	14,626,964.10	1,563,183,653
II. 負債総額	140,229.56	14,986,333
III. 純資産総額（I－II）	14,486,734.54	1,548,197,320
IV. 発行済口数	1,083,548.639口	
V. 1口当たり純資産価格（III／IV）	13.370	1,429

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 シティコープ・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド

取扱場所 香港、クントン、ホイ・ブン・ロード83、ワン・ベイ・イースト、シティ・タワー

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド（場合による。）の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

（a）信託証書の規定により要求される場合

（b）管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

（c）（全受益者集会の場合）当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

（d）（いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合）当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日）の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日（集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前）とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授権された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、時点におけるトラストまたはサブ・ファンド（場合による。）の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議（場合による。）の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

いかなる特典も、受益者に対して、付与されない。

受益証券の譲渡

以下に記載される規定および管理会社が決定するその他の条件に基づき、受益者は、管理会社および受託会社の承諾を得た上、自らが保有する受益証券を管理会社が随時承認するいかなる書式の書面証書によっても譲渡することができる。すべての譲渡証書は、譲渡人またはその代理人および譲受人またはその代理人の署名が付されなければならない。

いずれかの譲渡に関して、管理会社または受託会社は、それぞれの絶対的な裁量により、譲受人に対して、管理会社または受託会社が必要もしくは望ましいと判断するいかなる様式によるいかなる情報（関連する法域または適用ある法域における制定法の規定、政府その他の要件もしくは規則または当該時に有効な管理会社もしくは受託会社の方針の遵守を容易にするために管理会社または受託会社が要求する情報または文書を含む。）も提供することを要求することができる。

受託会社および管理会社は、信託証書の規定に反するいかなる譲渡の確認、合意、名義書換または名義書換の取次ぎも行わず、また受託会社または管理会社が譲受人の氏名を受益者名簿に記入するか、または受益者名

簿への記入を取次ぐまでは、譲渡の対象である受益証券に対するあらゆる権利に関して引き続き譲渡人を受益者として扱う。

受託会社または管理会社のいずれも、関連する譲渡契約または申込契約における表明に依拠してその承諾を行うことにつき責任を有することはなく、またそれぞれ完全に保護される。

上記の規定に違反して譲渡されるいずれの受益証券も、以下の「強制買戻しおよび譲渡」の項に記載される方法による強制的な買戻しまたは譲渡の対象となる。

強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格（送金費用の控除後）により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- （a）受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
 - （i）いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
 - （ii）関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
 - （iii）受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- （b）受益証券が、受益者に対して、本項「（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限」に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

管理会社の資本金は、200万200香港ドル（約2,758万円）で、2020年4月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約1,379円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2020年4月末日現在、258,424,800香港ドル（約36億円）であった。

過去5年間、管理会社の資本金の増減はない。

（2）会社の機構

管理会社が総会で異なる決定を下さない限り、取締役の人数は一名以上とし、最大人数はないものとする。

取締役の資格として管理会社の株式を保有する必要はない。管理会社の株主でない取締役は総会またはいずれかの種類株式の保有者総会に出席して、発言する権利を有するものとする。

管理会社の事業は取締役会が管理するものとする。取締役会は管理会社の設立および登録に関するすべての費用を支払うものとする。取締役会は香港会社（解散および雑則）法（第32章）および香港会社法（第622章）ならびにこれと一体をなすその他一切の法令（以下「香港会社法」という。）または通常定款に従って管理会社によって総会で行使されるべき管理会社のすべての権限を、通常定款に定める規則、香港会社法に定める規定および管理会社が総会で定めた上記の規則および規定と矛盾しない規則に従って、行使することができる。ただし、管理会社が総会で定めた規則は、かかる規則が定められていなければ有効な以前の取締役会の行為を無効化しないものとする。

香港会社法に定める関係規定に従って、取締役会は香港等において管理会社の業務を管理する委員会、地方委員会または機関を設置し、事業を行うために適当と判断する規則を定め、変更し、いずれかの者を上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に選任し、報酬を定めるほか、取締役会に帰属する権限または裁量権を、上記の委員会、地方委員会または機関に委託し、上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に欠員を補充し、または欠員を補充することなく職務を務めることを認めることができる。上記の選任または委託は取締役会が適当と判断する条件に基づくものとする。また取締役会は上記の要領で選任された者を解任し、または委託を撤回し、もしくは変更することができるが、誠実で取引を行い、かつかかる撤回または変更を通知されていない者は上記の規定による影響を受けないものとする。

取締役会は随時管理会社の社印を押した委任状により、いずれかの者を、取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える目的のために、取締役会が適当と考える権限および裁量権（再委託の権限を含む。）を授与した上で、管理会社の代理人または委託先に選任することができる。上記の選任は、（取締役会が適当と判断する場合）取締役または上記の委員会もしくは地方委員会の構成員またはいずれかの企業もしくは会社の取締役、名義人もしくは経営者または取締役会が直接もしくは間接的に指名した人もしくは団体を受益者とし、また上記の委任状には上記の代理人と取引を行う者を保護し、かつ便宜を図るために取締役会が適当と考える規定を織り込むことができる。

取締役会は、随時取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える報酬により、一名以上の取締役を管理会社の業務執行取締役または共同業務執行取締役に選任し、または管理会社の事業の管理、運営に携わる役職に就任させることができる。また取締役会は、随時（取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）上記の取締役を解任し、他の取締役を後任に選任することができる。

業務執行取締役または共同業務執行取締役に（業務執行取締役または共同業務執行取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）管理会社のその他の取締役の辞任および解任に関する規定と同じ規定が適用されるものとし、取締役ではなくなった場合、直ちに業務執行取締役または共同業務執行取締役ではなくなるものとする。

取締役会は業務執行取締役、共同業務執行取締役または管理会社の事業の管理、運営に携わるその他の役職を務める取締役に、取締役会が適当と考える条件および制限に従い、定款に基づき行使され得る取締役会が適当と考

る権限を、取締役会自身の権限と併存し、または取締役会自身の権限を排除して授与し、委託するとともに、随時かかる権限の一部または全部を撤回し、取消し、または変更することができる。

- （i）取締役会は、随時管理会社の支配人を選任して、報酬、手数料を支払い、または管理会社の利益への参加権を授与し、またはそれらの混合による報酬を定め、管理会社の事業により支配人が雇用した支配人の職員の費用を支払うことができる。
- （ii）支配人の選任は取締役会が決定した期間として、取締役会は適当と考える権限の一部または全部を支配人に授与することができる。
- （iii）（i）号および（ii）号に関連して、取締役会は、その独自の裁量により、適当と判断する条件（管理会社の事業を行うために副支配人またはその他の従業員を選任する支配人の権限を含む。）に基づき支配人と契約を締結することができる。

2【事業の内容及び営業の概況】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を（関連するサブ・ファンドの費用で）委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- （a）管理会社は、各委託先が信託証書の規定（適用ある範囲において）を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- （b）適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト（いずれかのサブ・ファンドを含む。）が被った損失について一切責任を負わない。
- （c）当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償権を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- （a）管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- （b）管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が選任されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および／または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を選任している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担しまたは被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担しまたは被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。SF0第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドお

よびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて25年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよびその後香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティグループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

管理会社は、2020年4月末日現在、43本のファンドを運用している。

管理会社が運用している43本のファンドは、以下のとおり、分類される。

分類		内訳	
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建	1,165,148,751米ドル
		ユーロ建	18,284,070ユーロ
		円建	221,834,234,614円
		英ポンド建	40,112英ポンド
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	ケイマン籍／契約型／オープン・エンド型	21本
		ケイマン籍／会社型／オープン・エンド型	1本
		アイルランド籍／会社型／オープン・エンド型	2本
		日本籍／証券投資信託／オープン・エンド型	19本
		(委託会社に対する副運用会社として)	

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、香港ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝13.79円）で換算された円換算額が併記されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d. 管理会社の年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

（１）【貸借対照表】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

純損益およびその他の包括利益計算書
2019年12月31日に終了した事業年度
(表示：香港ドル)

	注記	2019年 香港ドル	2019年 円	2018年 香港ドル	2018年 円
売上高	2	39,835,244	549,328,015	57,356,942	790,952,230
その他の利益純額	3	3,127,590	43,129,466	1,322,752	18,240,750
その他の営業費用		(20,048,154)	(276,464,044)	(38,636,726)	(532,800,452)
税引前利益	4	22,914,680	315,993,437	20,042,968	276,392,529
法人税	5 (a)	(3,244,882)	(44,746,923)	(2,814,830)	(38,816,506)
当期利益		19,669,798	271,246,514	17,228,138	237,576,023
当期その他の包括利益		—	—	—	—
当期包括利益合計		19,669,798	271,246,514	17,228,138	237,576,023

11ページから31ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財政状態計算書

2019年12月31日現在

(表示：香港ドル)

	注記	2019年 香港ドル	2019年 円	2018年 香港ドル	2018年 円
非流動資産					
繰延税金資産	5 (c)	19,753	272,394	22,749	313,709
流動資産					
現金および現金同等物	7	257,483,338	3,550,695,231	253,284,299	3,492,790,483
兄弟会社に対する債権	8	773,374	10,664,827	132,034	1,820,749
売掛金およびその他の資産	9	9,175,826	126,534,641	7,366,339	101,581,815
		267,432,538	3,687,894,699	260,782,672	3,596,193,047
流動負債					
買掛金および未払費用	10	5,881,203	81,101,789	4,060,446	55,993,550
兄弟会社に対する債務	8	2,039,978	28,131,297	19,665,036	271,180,846
未払税金	5 (c)	3,662,448	50,505,158	881,075	12,150,024
		11,583,629	159,738,244	24,606,557	339,324,421
純流動資産		255,848,909	3,528,156,455	236,176,115	3,256,868,626
純資産		255,868,662	3,528,428,849	236,198,864	3,257,182,335
資本および剰余金					
株式資本	11(a)	2,000,200	27,582,758	2,000,200	27,582,758
剰余金		253,868,462	3,500,846,091	234,198,664	3,229,599,577
資本合計		255,868,662	3,528,428,849	236,198,864	3,257,182,335

2020年4月28日に取締役会によって発行を承認、認可された。

)

[署名])

) 取締役

[署名])

)

11ページから31ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

資本変動計算書

2019年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	株式資本 香港ドル	剰余金 香港ドル	合計 香港ドル
2018年1月1日現在残高	2,000,200	216,970,526	218,970,726
当期包括利益合計	—	17,228,138	17,228,138
2018年12月31日現在残高	2,000,200	234,198,664	236,198,864
2019年1月1日現在残高	2,000,200	234,198,664	236,198,864
当期包括利益合計	—	19,669,798	19,669,798
2019年12月31日現在残高	2,000,200	253,868,462	255,868,662
	株式資本 円	剰余金 円	合計 円
2018年1月1日現在残高	27,582,758	2,992,023,554	3,019,606,312
当期包括利益合計	—	237,576,023	237,576,023
2018年12月31日現在残高	27,582,758	3,229,599,577	3,257,182,335
2019年1月1日現在残高	27,582,758	3,229,599,577	3,257,182,335
当期包括利益合計	—	271,246,514	271,246,514
2019年12月31日現在残高	27,582,758	3,500,846,091	3,528,428,849

11ページから31ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

キャッシュ・フロー計算書

2019年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	注記	2019年 香港ドル	2019年 円	2018年 香港ドル	2018年 円
営業活動					
税引前利益		22,914,680	315,993,437	20,042,968	276,392,529
調整：					
受取利息	3	(2,992,020)	(41,259,956)	(1,477,579)	(20,375,814)
運転資本変動前営業活動による キャッシュ・フロー		19,922,660	274,733,481	18,565,389	256,016,714
兄弟会社に対する債権の(増加)／ 減少		(641,340)	(8,844,079)	111,708	1,540,453
売掛金およびその他の資産の (増加)／減少		(1,809,488)	(24,952,840)	4,789,899	66,052,707
買掛金および未払費用の増加／ (減少)		1,820,757	25,108,239	(376,224)	(5,188,129)
兄弟会社に対する債務の(減少)／ 増加		(17,625,058)	(243,049,550)	9,816,813	135,373,851
営業から生じた正味現金		1,667,531	22,995,252	32,907,585	453,795,597
香港利得税支払額		(460,512)	(6,350,460)	(2,756,914)	(38,017,844)
営業活動から生じた正味現金		1,207,019	16,644,792	30,150,671	415,777,753
投資活動					
利息受取額		2,992,020	41,259,956	1,477,579	20,375,814
投資活動から生じた正味現金		2,992,020	41,259,956	1,477,579	20,375,814
現金および現金同等物の純増加		4,199,039	57,904,748	31,628,250	436,153,568
1月1日現在の現金および現金同 等物		253,284,299	3,492,790,483	221,656,049	3,056,636,916
12月31日現在の現金および現金同 等物	7	257,483,338	3,550,695,231	253,284,299	3,492,790,483

11ページから31ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財務書類に対する注記

(表示：香港ドル)

1 重要な会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表した該当するすべての個々の香港財務報告基準、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、香港で一般に公正妥当と認められる会計原則ならびに香港会社法の適用要件を含む総称である。当社が適用した重要な会計方針は、以下に開示されている。

HKICPAは、当社の当会計期間に初度適用される、または早期適用が可能である、特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。注記1(c)には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更にに関する情報が、本財務書類に反映される当会計期間および過年度の会計期間において当社に関連する範囲で記載されている。

(b) 財務書類作成の基礎

本財務書類の作成に用いている測定基準は、取得原価主義である。

当社は、当社に関連する原資産および状況の経済的実質を反映する機能通貨として香港ドルを選択している。別段の指示がない限り、すべての価額について香港ドル未満の位は四捨五入されている。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期間および将来の期間に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

(c) 会計方針の変更

多くの新しい基準が2019年1月1日から適用されるが、これらは当社の財務書類に重要な影響を与えるものではない。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、銀行およびその他の金融機関に対する要求払預金、ならびに取得時点から満期までの期間が3ヶ月以内であり、確定金額に容易に換金が可能で、かつ価格の変動リスクが小さい、短期で流動性の高い投資から構成される。

(e) 収益およびその他の収益

収益は、当社の通常の事業の過程において、トレーディング活動、サービスの提供から生じる収益として当社によって分類される。

収益は、物品またはサービスに対する支配が顧客に移転される場合、または借手が、第三者のために回収された金額を除き、当社が権利を有すると予想される約束された対価の金額で当該資産を使用する権利を有する場合に認識される。

契約に12ヶ月を超える期間にわたり顧客に重大な金融の便益を提供する金融要素がある場合、収益は、債権額の現在価値で測定され、顧客との個別の金融取引に反映される割引率を用いて割り引かれ、受取利息は実効金利法に基づき個別に計上される。契約が当社に重大な金融の便益を提供する金融要素を含んでいる場合、当該契約に基づいて認識される収益には、実効金利法に基づいて契約負債に計上される利息費用が含まれる。当社は、HKFRS第15号の第63項の実務上の便法を利用しており、資金調達期間が12ヶ月以内である場合には、重大な金融要素の影響に対する対価を調整することはない。

当社の収益およびその他の収益の認識基準の詳細は以下のとおりである。

- 受取報酬は、該当するサービスが提供された時点で認識される。
- 受取利息は、実効金利法を用いて発生した時点で認識される。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社に過去の事象の結果として発生した法的債務または推定債務があり、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性の高い見積りが可能な場合に認識される。貨幣の時間的価値が重要な場合、引当金は当該債務を決済するために予想される費用の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低い、または信頼性をもって金額を見積ることができない場合、当該債務は偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。発生可能性のある債務で、その存在が将来の1つまたは複数の事象が発生する、あるいは発生しないことによってのみ確認される場合もまた、偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。

(g) 売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権は公正価値で当初認識され、その後、予想損失引当金(注記1(k)(v)参照)控除後の実効金利法を用いた償却原価で計上される。ただし、債権が定められた返済条件のない関連当事者に対する無金利融資である場合、または割引の影響に重要性がない場合には、債権は不良債権の減損引当金控除後の取得原価で計上される。

不良債権に関する減損損失は、減損の客観的な証拠が存在する場合に認識され、当該金融資産の帳簿価額と、割引の影響が重要である場合は当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額として測定される。

減損の客観的な証拠には、借手の著しい財政的困難といった資産の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす事象について、当社が認識する観察可能なデータが含まれている。

(h) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日現在の外国為替レートで香港ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間の期末時点の為替レートで香港ドルに換算される。為替差損益は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。

(i) 法人税

当期法人税は、当期税金費用および繰延税金資産と繰延税金負債の変動で構成される。当期税金費用および繰延税金資産の変動は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される項目に関連する場合には、法人税のうちの該当する金額がそれぞれ、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される。

当期税金費用は、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用した、当期の課税所得に係る予想未払税額および過年度の未払税金に対する調整額である。

繰延税金資産は、資産および負債の財務報告上の帳簿価額と課税基準の差額である、減算一時差異から発生する。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも発生する。資産および負債の当初認識時から発生する差額を除き、すべての繰延税金資産は、当該資産が利用できる将来の課税所得の実現可能性が高い場合に限り、認識される。

繰延税金の認識額は、当該資産および負債の帳簿価額の実現または決済において予想される方法に基づき、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用して測定される。繰延税金資産および負債は割り引かれない。

当期税金残高および繰延税金残高ならびにその変動は、それぞれ個別に表示され、相殺されない。当社が当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的強制力のある権利を有する場合に限り、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。相殺の原則は通常、同一の税務当局が同一の課税企業に課す法人税に対して適用される。

(j) 関連当事者

(a) 個人または当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には、当社と関連がある。

- (i) 当社に対する支配または共同支配を有している。
- (ii) 当社に対する重要な影響力を有している。あるいは
- (iii) 当社または当社の親会社の経営幹部の一員である。

(b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当社と関連がある。

- (i) 当該企業および当社が同一のグループの一員である(これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している)。
- (ii) 一方の企業が、他方の企業の関連会社または共同支配企業(あるいは他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業)である。
- (iii) 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
- (iv) 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
- (v) 当該企業が当社または当社と関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
- (vi) 当該企業が(a)に示した個人に支配または共同支配されている。
- (vii) (a)(i)に示した個人が当該企業に重要な影響力を有しているか、あるいは当該企業(または当該企業の親会社)の経営幹部の一員である。
- (viii) 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、当社または当社の親会社に経営幹部サービスを提供する。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるか、または影響されると予想される親族の一員のことである。

(k) 金融商品

(i) 当初認識

金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債以外の金融資産または金融負債の場合、当該金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用が公正価値に加えられる。

当社は、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。金融資産の通常の売買は、取引日基準を用いて認識される。当該取引日から、金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が計上される。

(ii) 分類と事後測定

(A)金融資産の分類

当初認識時に、当社は償却原価またはF V T P Lで測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- － 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- － その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「S P P I」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

当社のその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

事業モデル評価

当社は、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- － 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- － ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、当社の経営陣に報告されているか
- － 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- － 当該事業の管理者にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- － 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

売買目的で保有されている金融資産または公正価値に基づいて管理と業績評価が行われている金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているのではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方のために保有されているのでもないため、F V T P Lで測定される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、当社は当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。当社は、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- － キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- － レバレッジ要素
- － 期限前償還要素と期限延長要素
- － 当社の請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- － 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

分類変更

金融資産は、当社が金融資産の管理に関する事業モデルを変更した後の期間を除き、当初認識後に再分類されない。

(B)金融資産の分類

貸付金および債権

貸付金および債権には、兄弟会社に対する債権、売掛金およびその他の資産ならびに現金および現金同等物が含まれている。これらの資産は実効金利法による償却原価で測定される。

その他の金融負債

金融負債には、兄弟会社に対する債務、買掛金および未払費用が含まれている。これらの負債は実効金利法による償却原価で測定される。

(iii)認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産とともに所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値が譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、解消あるいは消滅した場合に、認識が中止される。

当社は、認識の中止に際して純損益およびその他の包括利益計算書に認識される実現損益の決定に加重平均法を利用している。

(iv)相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースでの決済、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産と金融負債は相殺され、その純額が財政状態計算書に計上される。

(v)減損

当社は、償却原価で測定する金融資産について、ECLに対する損失評価引当金を認識している。

当社は、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- ― 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- ― 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

当社は、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

当社は、信用リスク格付が「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融商品の信用リスクは低いとみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、当社が信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、当社が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、当社が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。

ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

当社は、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- ― 発行者または債務者の重大な財政的困難
- ― 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- ― 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

当社がある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

2 売上高

当社の主たる事業は、投資運用サービスの提供である。

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
受取投資運用報酬	39,835,244	57,356,942
	39,835,244	57,356,942

3 その他の利益純額

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
兄弟会社の銀行における預金からの受取利息	2,992,020	1,477,579
為替差益(差損)	135,570	(154,827)
	3,127,590	1,322,752

4 税引前利益

税引前利益は、以下の借方計上後の金額で計上されている。

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
支払管理報酬	4,666,331	19,628,027
支払サブ・マネージャー報酬	4,078,536	6,636,458
弁護士および専門家報酬	10,742,855	10,790,292
監査報酬	468,286	468,148
その他	92,146	1,113,801

5 法人税

(a) 純損益およびその他の包括利益計算書に係る法人税は以下の通りである。

純損益およびその他の包括利益計算書に係る課税は以下の通りである。

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
当期税金費用－香港利得税		
過年度に係る超過引当金	(19,989)	(274,006)
当期の香港利得税に対する引当金	3,261,875	3,085,307
繰延税金		
一時差異の発生および解消	2,996	3,529
	3,244,882	2,814,830

当期の香港利得税に対する引当金は、見積課税所得の16.5%(2018年：16.5%)で計算されている。

(b) 法人税と適用税率で算定された会計上の利益の調整：

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
税引前利益	22,914,680	20,042,968
税率16.5%(2018年：16.5%)での税引前利益に係る想定税額	3,780,923	3,307,090
非課税所得および損金不算入損失の税効果	(516,052)	(218,254)
過年度に係る超過引当金	(19,989)	(274,006)
実際の税金費用	3,244,882	2,814,830

(c) 財政状態計算書に係る法人税は以下の通りである。

財政状態計算書に係る当期の課税は以下の通りである。

	注記	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
当期の繰越税金		881,075	826,688
仮払利得税		(460,513)	(2,756,914)
過年度に係る利得税に対する引当金残高		(19,989)	(274,006)
当期の香港利得税に対する引当金	5 (a)	3,261,875	3,085,307
		3,662,448	881,075

繰延税金資産認識額：

財政状態計算書において認識される繰延税金資産の内訳および当事業年度における変動は、以下の通りである。

	注記	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
2019年1月1日現在		22,749	26,278
純損益およびその他の包括利益計算書への借方計上額	5 (a)	(2,996)	(3,529)
2019年12月31日現在		19,753	22,749

2019年12月31日現在、認識されていない、または引当計上されていない重要な繰延税金資産または負債はなかった(2018年：ゼロ)。

6 取締役の報酬

香港会社法の第383条(1)および社内規定のパート2 (取締役の給付に関する情報の開示)に準拠して開示される取締役の報酬は以下の通りである。

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
取締役の報酬	—	—
給与、手当および現物給付	7,478,000	8,664,708
変動賞与	8,494,866	14,381,096
株式報酬	2,131,543	1,830,923
退職制度への拠出額	740,100	758,100
	18,844,509	25,634,827

7 現金および現金同等物

2019年12月31日および2018年12月31日現在、現金および現金同等物は、兄弟会社の銀行に保有されている預金を表している。

8 兄弟会社に対する債権債務

兄弟会社に対する債権債務は、無担保、無金利であり、要求に応じて返済される。

9 売掛金およびその他の資産

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
未収投資運用報酬	5,444,468	7,283,614
未収弁護士および専門家報酬	3,731,358	82,725
	9,175,826	7,366,339

未収税金を除いた上記の未収報酬はすべて、当社が運用するファンドから支払われる。すべての未収報酬は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

10 買掛金および未払費用

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
未払サブ・マネージャー報酬	580,425	2,615,365
未払弁護士および専門家報酬	4,840,130	984,433
その他	460,648	460,648
	5,881,203	4,060,446

未払サブ・マネージャー報酬には、兄弟会社に対する債務が580,425香港ドル(2018年：2,350,065香港ドル)含まれていた。すべての買掛金および未払費用は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

11 株式資本

(a) 発行済株式資本

	2019年		2018年	
	株数	金額 香港ドル	株数	金額 香港ドル
発行済、全額払込済普通株式：				
1月1日および12月31日現在	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

香港会社法の第135条に準拠して、当社の普通株式は無額面株式である。

普通株式の株主には、折々に宣言される配当を受け取る権利があり、当社の株主総会において1株につき1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残存資産に関して同等に位置づけられている。

(b) 資本管理

資本管理における当社の主たる目的は、継続企業として存続する当社の能力を保護することである。当社はある大規模なグループの一部であるため、当社の追加資本の源泉および余剰資金の分配に関する方針は、当該グループの資本管理目的の影響も受けることがある。

当社は、資本のすべての構成要素を含めて「資本」として定義している。この基準において、2019年12月31日現在の資本金額は255,868,662香港ドル(2018年：236,198,864香港ドル)であった。

当社の資本構造は、当社が所属するグループの資本管理の方策に配慮して定期的に見直され、管理されている。当社の資本構造の調整は、当社またはグループに影響を及ぼす経済環境の変化を考慮し、当社に対する取締役会の忠実義務または香港会社法の要件と矛盾しない範囲で行われる。取締役会による当社の資本構造の見直しの結果は、配当が宣言される場合に、配当水準を決定するための基準として使用される。

香港証券先物法に基づき登録された認可企業として、当社は香港証券先物(金融資源)規則(以下「FRR」という。)の資本規制の対象にもなっている。流動資本の最低必要額は、100,000香港ドルとFRRで定められた必要流動資本のいずれか高い方である。当社は、FRRの要件を遵守していることを日次ベースでモニターしている。当事業年度中、当社は常にFRRの要件を遵守していた。

12 金融商品

信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクならびに為替リスクに対するエクスポージャーは、当社の通常の営業過程において生じる。これらのリスクは、下記の当社の財務管理方針および施策によって管理されている。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主に兄弟会社の銀行に保有されている現金および現金同等物、当社の投資運用活動により生じる未収報酬に起因する。経営陣は、信用方針を整備しており、信用リスクのエクスポージャーを継続的にモニターしている。

未収運用報酬は定期的に見直され、定期的なスケジュールで決済される。兄弟会社に対する債権については、経営陣は、グループ会社に預け入れている金融資産の不履行リスクは僅少であると考えている。

信用リスクの最大エクスポージャーは、報告期間の期末時点の当該金融資産の帳簿価額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社の方針により、短期および長期の流動性要件を満たすための十分な現金の維持を確保する目的で、現在の流動性要件と予想される流動性要件を定期的にモニターしている。

2019年12月31日および2018年12月31日現在、すべての金融負債は1年以内に満期が到来するか、または、要求に応じて返済される。金融負債の最も早い契約上の決済日の詳細は、注記8および10に開示されている。

(c) 金利リスク

当社は、当社が現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲でのみ、金利リスクにさらされている。

感応度分析

以下の表は、報告期間の期末時点で、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合の金利の変動の見積りに対応する当社の税引前利益の変動の見積りを表している。

	2019年		2018年	
	税引前利益の 増加／(減少) 香港ドル		税引前利益の 増加／(減少) 香港ドル	
金利の変動				
－増加	—	—	0.28%	689,064
－減少	(0.33)%	(831,600)	—	—

上記の感応度分析は、報告期間の期末時点で金利の変動が生じており、かつ、報告期間の期末時点で金利リスクのある当社保有の金融商品の再測定に当該金利を適用したと仮定した場合に生じると考えられる、当社の税引前利益に対する通年計算による影響額を表している。感応度分析は、2018年と同じ基準で実施されている。

(d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動が金融商品の価値に影響を与える可能性によって生じる。

為替リスクのエクスポージャーを最小化するため、経営陣は、相殺が必要な外貨を直物レートで売買することにより正味エクスポージャーが許容水準に保たれることを確認している。

(i) 為替リスクに対するエクスポージャー

当社の機能通貨以外の通貨建である資産および負債の認識額から生じた為替リスクに対する、当社の報告期間の期末時点のエクスポージャーの詳細は以下の表の通りである。

	2019年			2018年		
	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当
現金および現金同等物	2,989	627,403	4,228,327	711,629	2,857,720	8,149,638
兄弟会社に対する債権	—	580,425	192,949	—	—	132,034
売掛金およびその他の資産	—	12,298,268	3,419,155	—	7,047,878	293,661
買掛金および未払費用	—	(4,605,392)	(807,961)	—	(4,028,308)	428,510
兄弟会社に対する債務	—	(394)	(1,212,795)	(11,820)	(3,434,604)	(13,077,290)
正味エクスポージャー	2,989	8,900,310	5,819,675	699,809	2,442,686	(4,073,447)

香港ドルは米ドルに対するペッグ制が施行されているため、当社は米ドルと香港ドルの為替レート変動のリスクは重要ではないと考えている。

(ii) 感応度分析

以下の表は、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合に、報告期間の期末時点で当社が多額のエクスポージャーを有している為替レートが同日に変更された場合に生じると考えられる当社の税引前利益の瞬時的な変動を表している。

	2019年		2018年	
	為替レートの上昇／(下落)	税引前利益の増加／(減少) 香港ドル	為替レートの上昇／(下落)	税引前利益の増加／(減少) 香港ドル
豪ドル	— (4.35)%	— (130)	2.04% (1.05)%	14,280 (7,327)
日本円	5.77%	513,516	0.26%	6,415
	—	—	—	—

感応度分析では、為替レートの変動が、報告期間の期末時点で為替リスクのある当社保有の金融商品の再測定に適用されたと仮定し、機能通貨以外の通貨建である内部取引による債権債務を含めている。感応度分析は、2018年と同じ基準で実施されている。

(e) 金融資産および負債の公正価値

金融資産および負債の公正価値は、2019年12月31日および2018年12月31日現在の財政状態計算書の帳簿価額と大きな相違はないと考えられる。

13 重要な関連当事者取引

本財務書類において別途開示されている取引の他、当社は、通常の営業過程において関連当事者と以下の取引を行った。

(a) 受取報酬および支払報酬

	注記	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
受取報酬			
受取投資運用報酬	(ii)	39,835,244	57,356,942
支払報酬			
支払サブ・マネージャー報酬	(iv)	1,900,215	3,290,514

(i) 当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・マネージャーである。

- － 米ドル建元本確保型ダウ・ジョーンズ工業株価平均連動ファンド(2008－12)早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ1」という。)(2019年2月6日に償還)
- － 豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド(2009－01)早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ4」という。)(2019年3月13日に償還)
- － 円建／日経225連動ファンド2009－02(最安値参照/ノックイン型)早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ6」という。)(2019年4月18日に償還)
- － カントリー・セクター 外貨建てシリーズ(米ドル建)(以下「ファンド・シリーズ12」という。)(2019年1月31日に償還)
- － ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ14」という。)
- － ワールド・C B・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ15」という。)(2019年7月8日に償還)
- － アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ18」という。)
- － メキシコ・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ19」という。)
- － テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ20」という。)
- － グローバル・バランス・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ25」という。)
- － ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド・シリーズ26」という。)
- － 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ27」という。)
- － トレジャリー・プレミアム・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ28」という。)
- － フィクスト・インカム・ファンド(以下「ファンド・シリーズ30」という。)
- － トレジャリー・プレミアム・プラスⅡファンド(以下「ファンド・シリーズ31」という。)
- － 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1703(以下「ファンド・シリーズ32」という。)
- － 高配当日本株リスクコントロール型(以下「ファンド・シリーズ33」という。)
- － 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1710(以下「ファンド・シリーズ34」という。)
- － J G Bアセット・スワップ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ36」という。)
- － 日経225連動イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ37」という。)
- － 償還時目標設定型ファンド1802(以下「ファンド・シリーズ38」という。)
- － チャイナ・ホンコン・エクイティ・オポチュニティーズ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ39」という。)(2019年7月11日に設定)
- － 償還時目標設定型ファンド1809(以下「ファンド・シリーズ40」という。)
- － 償還時目標設定型ファンド1903(以下「ファンド・シリーズ42」という。)(2019年3月29日に設定)
- － フレキシベータ・ファンド(V T 5ディフェンシブおよびV T 10アクティブ)(以下「ファンド・シリーズ43」という。)(2019年12月20日に設定)
- － C G M Y L インデックス・ターゲット・ボラティリティ・ファンド2012(S P)(以下「C G M Y L」という。)
- － トルコ債券オープン(毎月決算型)為替アクティブヘッジ(以下「K A M」という。)

当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・アドバイザーである。

- － 日本厳選プレミアム株式オープン(以下「K A M日本厳選」という。)(2019年4月10日に償還)

(ii) 当社は、当社の管理下にある以下のファンドから、報酬を受け取る権利を有している。

受取投資運用/助言報酬

ファンド・シリーズ12、14、15、18、19、20、25、26、27、28、30、31、32、33、34、36、37、38、39、40、42、43、CGMYL、KAMおよび日本厳選の受取投資運用報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.01%から1.8%で計算される。

シリーズ1、4および6の受取投資運用報酬は、発行済受益証券の想定元本の年率0.3%で計算される。

(iii) 当社とシリーズ19および39のサブ・マネージャーとの間で締結されたサブ・マネジメント契約に従い、支払サブ・マネージャー報酬が、受取管理報酬総額のそれぞれ50%および55%で算定され、サブ・マネージャーに支払われる。2019年12月31日現在においてシリーズ19のサブ・マネージャーに支払われた支払サブ・マネージャー報酬総額は、689,282香港ドル(2018年:933,218香港ドル)であったのに対し、シリーズ39については630,508香港ドル(2018年:ゼロ香港ドル)であった。

当社と当社の兄弟会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド(以下「CGML」という。)との間で締結された書面による契約に従い、KAM日本厳選については、CGMLへの支払データ・サービス報酬は、ファンドの日次の純資産価額に年率0.18%を適用して計算される。2019年12月31日現在においてCGMLに支払われた支払データ・サービス報酬総額は、580,425香港ドル(2018年:2,357,296香港ドル)であった。

(b) 支払管理報酬

当社は、当社に付帯的な販売サポート・サービスを提供している兄弟会社に管理報酬を支払った。2019年12月31日に終了した報告期間における支払管理報酬は、4,666,331香港ドル(2018年:19,628,027香港ドル)であった。

(c) 経営幹部の報酬

注記6に開示されている取締役の報酬以外に、他の経営幹部の報酬はない。

特定の経営幹部に対して合計18,844,509香港ドル(2018年:25,634,827香港ドル)の報酬を含む開示金額が、当社のグループ会社によって支払われた。当社は、経営幹部の役務の提供についてグループ会社を直接補償しなかった。

14 直接の親会社および最終的な支配会社

2019年12月31日現在、取締役会は、当社の直接の親会社は、香港で設立されたシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドであるとみなしている。同社は財務書類を作成しているが、公衆の閲覧に供されていない。2019年12月31日現在の当社の最終的な支配会社は、米国で設立されたシティグループ・インクであるとみなされる。シティグループ・インクは米国で一般に認められる会計原則に基づき連結財務書類を作成しており、公衆の閲覧に供されている。

15 公表されているが2019年12月31日に終了した事業年度において未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HK I C P Aは2019年12月31日に終了した事業年度において未発効で、本財務書類に適用されていない、多くの修正、新基準および解釈指針を公表した。本財務書類には、当社に関連する可能性がある以下が含まれている。

以下の日付以降に開始する

会計期間より適用

I A S第1号およびI A S第8号における「重要性がある」の定義の修正

2020年1月1日

2020年1月1日

当社は、これらの修正が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。これまでのところ、これらの修正の適用が本財務書類に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えている。

16 後発事象

新型コロナウイルス(COVID-19)は、2020年3月11日に世界保健機関によりパンデミックとして分類され、世界の国々に影響を与えている。COVID-19による潜在的な影響は、特に、経済状況、事業および消費者への影響を含め、依然として不透明である。当社への影響の範囲は不明であるが、当社の事業、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

これは修正を要しない事象であり、状況は急速に変化し続けているため、現時点では、財務上の影響を見積もることはできない。

[次へ](#)

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

**Statement of profit or loss and other comprehensive income
for the year ended 31 December 2019**

(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Note</i>	<i>2019</i>	<i>2018</i>
		\$	\$
Turnover	2	39,835,244	57,356,942
Other net gain	3	3,127,590	1,322,752
Other operating expenses		(20,048,154)	(38,636,726)
Profit before taxation	4	22,914,680	20,042,968
Income tax	5(a)	(3,244,882)	(2,814,830)
Profit for the year		19,669,798	17,228,138
Other comprehensive income for the year		-	-
Total comprehensive income for the year		19,669,798	17,228,138

The notes on pages 11 to 31 form part of these financial statements.

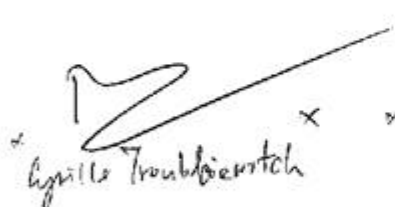
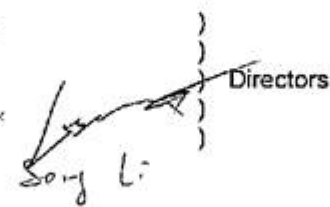
Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of financial position as at 31 December 2019

(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2019	2018
		\$	\$
Non-current asset			
Deferred tax assets	5(c)	<u>19,753</u>	<u>22,749</u>
Current assets			
Cash and cash equivalents	7	257,483,338	253,284,299
Amounts due from fellow subsidiaries	8	773,374	132,034
Accounts receivable and other assets	9	<u>9,175,826</u>	<u>7,366,339</u>
		<u>267,432,538</u>	<u>260,782,672</u>
Current liabilities			
Accounts payable and accrued expenses	10	5,881,203	4,060,446
Amounts due to fellow subsidiaries	8	2,039,978	19,665,036
Tax payables	5(c)	<u>3,662,448</u>	<u>881,075</u>
		<u>11,583,629</u>	<u>24,606,557</u>
Net current assets		<u>255,848,909</u>	<u>236,176,115</u>
NET ASSETS		<u>255,868,662</u>	<u>236,198,864</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Share capital	11(a)	2,000,200	2,000,200
Retained earnings		<u>253,868,462</u>	<u>234,198,664</u>
TOTAL EQUITY		<u>255,868,662</u>	<u>236,198,864</u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on **28 APR 2020**



 Directors

The notes on pages 11 to 31 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of changes in equity
for the year ended 31 December 2019
(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Share capital \$</i>	<i>Retained earnings \$</i>	<i>Total \$</i>
Balance at 1 January 2018	2,000,200	216,970,526	218,970,726
Total comprehensive income for the year	-	17,228,138	17,228,138
Balance at 31 December 2018	2,000,200	234,198,664	236,198,864
Balance at 1 January 2019	2,000,200	234,198,664	236,198,864
Total comprehensive income for the year	-	19,669,798	19,669,798
Balance at 31 December 2019	2,000,200	253,868,462	255,868,662

The notes on pages 11 to 31 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of cash flows
for the year ended 31 December 2019
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2019	2018
		\$	\$
Operating activities			
Profit before taxation		22,914,680	20,042,968
Adjustment for:			
Interest income	3	<u>(2,992,020)</u>	<u>(1,477,579)</u>
Operating cashflow before changes in working capital		19,922,660	18,565,389
(Increase)/decrease in amounts due from fellow subsidiaries		(641,340)	111,708
(Increase)/decrease in accounts receivable and other assets		(1,809,488)	4,789,899
Increase/(decrease) in accounts payable and accrued expenses		1,820,757	(376,224)
(Decrease)/increase in amounts due to fellow subsidiaries		<u>(17,625,058)</u>	<u>9,816,813</u>
Net cash generated from operations		<u>1,667,531</u>	<u>32,907,585</u>
Hong Kong profits tax paid		<u>(460,512)</u>	<u>(2,756,914)</u>
Net cash generated from operating activities		<u>1,207,019</u>	<u>30,150,671</u>
Investing activity			
Interest received		<u>2,992,020</u>	<u>1,477,579</u>
Net cash generated from investing activity		<u>2,992,020</u>	<u>1,477,579</u>
Net increase in cash and cash equivalents		4,199,039	31,628,250
Cash and cash equivalents at 1 January		<u>253,284,299</u>	<u>221,656,049</u>
Cash and cash equivalents at 31 December	7	<u>257,483,338</u>	<u>253,284,299</u>

The notes on pages 11 to 31 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Notes to the financial statements

(Expressed in Hong Kong dollars)

1 Significant accounting policies

(a) *Statement of compliance*

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), which collective term includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. Significant accounting policies adopted by the Company are disclosed below.

The HKICPA has issued certain new and revised HKFRSs that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Company. Note 1(c) provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Company for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

(b) *Basis of preparation of the financial statements*

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The Company has chosen Hong Kong dollars as its functional currency which reflects the economic substance of the underlying assets and circumstances relevant to the Company. All values are rounded to the nearest Hong Kong dollar, unless otherwise indicated.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

1 Significant accounting policies (continued)

(c) Changes in accounting policies

A number of new standards are effective from 1 January 2019 but they do not have a material effect on the Company's financial statements.

(d) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand, demand deposits with banks and other financial institutions, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) Revenue and other income

Income is classified by the Company as revenue when it arises from the trading activities, the provision of services in the ordinary course of the Company's business.

Revenue is recognised when control over a product or service is transferred to the customer, or the lessee has the right to use the asset, at the amount of promised consideration to which the Company is expected to be entitled, excluding those amounts collected on behalf of third parties.

Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the customer for more than 12 months, revenue is measured at the present value of the amount receivable, discounted using the discount rate that would be reflected in a separate financing transaction with the customer, and interest income is accrued separately under the effective interest method. Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the Company, revenue recognised under that contract includes the interest expense accreted on the contract liability under the effective interest method. The Company takes advantage of the practical expedient in paragraph 63 of HKFRS 15 and does not adjust the consideration for any effects of a significant financing component if the period of financing is 12 months or less.

Further details of the Company's revenue and other income recognition policies are as follows:

- Fee income is recognised when the relevant services have been rendered.
- Interest income is recognised as it accrues using the effective interest method.

1 Significant accounting policies (continued)**(f) Provisions and contingent liabilities**

Provisions are recognised when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events, are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) Accounts and other receivables

Accounts and other receivables are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost using the effective interest method, less allowance for credit losses (see note 1(k)(v)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less allowance for impairment of doubtful debts.

Impairment losses for bad and doubtful debts are recognised when there is objective evidence of impairment and are measured as the difference between the carrying amount of the financial asset and the estimated future cash flows, discounted at the asset's original effective interest rate where the effect of discounting is material.

Objective evidence of impairment includes observable data that comes to the attention of the Company about events that have an impact on the asset's estimated future cash flows such as significant financial difficulty of the debtor.

(h) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into Hong Kong dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the end of reporting period. Exchange gains and losses are recognised in statement of profit or loss and other comprehensive income.

1 Significant accounting policies (continued)

(i) *Income tax*

Income tax for the year comprises current tax and movements in deferred tax assets and liabilities. Current tax and movements in deferred tax assets are recognised in the statement of profit or loss except to the extent that they relate to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case the relevant amounts of tax are recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of the reporting period, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax assets arise from deductible temporary differences, being the differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the tax bases. Deferred tax assets also arise from unused tax losses and unused tax credits. Apart from differences which arise on initial recognition of assets and liabilities, all deferred tax assets to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the asset can be utilised, are recognised.

The amount of deferred tax recognised is measured based on the expected manner of realisation or settlement of the carrying amount of the assets and liabilities, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of reporting period. Deferred tax assets and liabilities are not discounted.

Current tax balances and deferred tax balances, and movements therein, are presented separately from each other and are not offset. Current tax assets are offset against current tax liabilities, and deferred tax assets against deferred tax liabilities if, and only if, the Company has the legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities. The principle of offsetting usually applies to income tax levied by the same tax authority on the same taxable entity.

(j) *Related parties*

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.

1 Significant accounting policies (continued)

(b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:

- (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
- (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
- (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
- (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
- (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
- (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
- (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
- (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the Company's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(k) Financial instruments**(i) Initial recognition**

Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price, plus, in case of a financial asset or financial liability not held at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

The Company recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

1 Significant accounting policies (continued)

(ii) Classification and subsequent measurement

(A) Classification of financial assets

On initial recognition, the Company classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL.

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI")

All other financial assets of the Company are measured at FVTPL.

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Company considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Company's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the managers of the business are compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity

Financial assets that are held for trading or managed and whose performance is evaluated on a fair value basis are measured at FVTPL because they are neither held to collect contractual cash flows nor held both to collect contractual cash flows and to sell financial assets.

1 Significant accounting policies (continued)*Assessment whether contractual cash flows are SPPI*

For the purposes of this assessment, 'principal' is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. 'Interest' is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Company considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Company considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Company's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates)

Reclassifications

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition, except in the period after the Company changes its business model for managing financial assets.

(B) Classification of financial assets*Loans and receivables*

Loans and receivables include amounts due from fellow subsidiaries, accounts receivable and other assets and cash and cash equivalents. These assets are measured at amortised cost using the effective interest method.

Other financial liabilities

Financial liabilities includes amount due to fellow subsidiaries and accounts payable and accrued expenses. These liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method.

(iii) Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual rights to receive the cash flows from the financial asset expire, or where the financial asset together with substantially all the risks and rewards of ownership, have been transferred.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

1 Significant accounting policies (continued)

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

The Company uses the weighted average method to determine realised gains and losses to be recognised in the statement of profit or loss and other comprehensive income on derecognition.

(iv) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the statement of financial position where there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

(v) Impairment

The Company recognises loss allowances for ECLs on financial assets measured at amortised cost.

The Company measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition

The Company assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

The Company considers a financial instrument to have low credit risk when its credit risk rating is equivalent to the globally understood definition of 'investment grade'.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months).

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Company is exposed to credit risk.

1 Significant accounting policies (continued)

Measurement of ECLs

ECLs are the probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Company expects to receive).

ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Company assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation

Presentation of allowance for ECLs in the statement of financial position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Company has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

2 Turnover

The principal activity of the Company is the provision of investment management services.

	2019 \$	2018 \$
Investment management fee income	39,835,244	57,356,942
	<u>39,835,244</u>	<u>57,356,942</u>

3 Other net gain

	2019 \$	2018 \$
Interest income from bank deposits with a fellow subsidiary bank	2,992,020	1,477,579
Foreign exchange gain/(loss)	135,570	(154,827)
	<u>3,127,590</u>	<u>1,322,752</u>

4 Profit before taxation

Profit before taxation is arrived at after charging:

	2019 \$	2018 \$
Management fee expenses	4,666,331	19,628,027
Sub-manager fee expenses	4,078,536	6,636,458
Legal and professional fee	10,742,855	10,790,292
Auditors' remuneration	468,286	468,148
Others	92,146	1,113,801
	<u>20,048,150</u>	<u>38,636,726</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

5 Income tax

(a) *Income tax in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:*

Taxation in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:

	2019 \$	2018 \$
Current tax - Hong Kong Profits Tax		
Over-provision in respect of the prior year	(19,989)	(274,006)
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	3,261,875	3,085,307
Deferred tax		
Origination and reversal of temporary differences	2,996	3,529
	<u>3,244,882</u>	<u>2,814,830</u>

The provision for Hong Kong Profits Tax for the year is calculated at 16.5% (2018: 16.5%) of the estimated assessable profits.

(b) *Reconciliation between income tax and accounting profit at applicable tax rates:*

	2019	2018
Profit before taxation	<u>22,914,680</u>	<u>20,042,968</u>
Notional tax on profit before taxation at 16.5% (2018: 16.5%)	3,780,923	3,307,090
Tax effect of non-taxable income and non-deductible loss	(516,052)	(218,254)
Over-provision in respect of prior year	(19,989)	(274,006)
Actual tax expense	<u>3,244,882</u>	<u>2,814,830</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

5 Income tax (continued)

(c) Income tax in the statement of financial position represents:

Current taxation in the statement of financial position represents:

	Note	2019 \$	2018 \$
Current taxation bought forward		881,075	826,688
Provisional Profits Tax Paid		(460,513)	(2,756,914)
Balance of Profits Tax provision relating to prior years		(19,989)	(274,006)
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	5(a)	3,261,875	3,085,307
		<u>3,662,448</u>	<u>881,075</u>

Deferred tax assets recognised:

The components of deferred tax assets recognised in the statement of financial position and the movements during the year are as follows:

	Note	2019 \$	2018 \$
At 1 January 2019		22,749	26,278
Charged to statement of profit or loss and other comprehensive income	5(a)	(2,996)	(3,529)
At 31 December 2019		<u>19,753</u>	<u>22,749</u>

As at 31 December 2019, there is no significant deferred tax asset or liability not recognised or provided for (2018: \$Nil).

6 Directors' emoluments

Directors' emoluments disclosed pursuant to section 383(1) of the Hong Kong Companies Ordinance and Part 2 of the Companies (Disclosure of Information about Benefits of Directors) Regulations are as follows:

	2019 \$	2018 \$
Directors' fees	-	-
Salaries, allowances and benefits in kind	7,478,000	8,664,708
Discretionary bonuses	8,494,866	14,381,096
Share based payments	2,131,543	1,830,923
Retirement scheme contributions	740,100	758,100
	<u>18,844,509</u>	<u>25,634,827</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

7 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents represent deposits held at a fellow subsidiary bank as at 31 December 2019 and 31 December 2018.

8 Amounts due from/to fellow subsidiaries

The amounts due from/to fellow subsidiaries are unsecured, interest free and repayable on demand.

9 Accounts receivable and other assets

	2019 \$	2018 \$
Investment management fee receivable	5,444,468	7,283,614
Legal and professional fee receivable	3,731,358	82,725
	<u>9,175,826</u>	<u>7,366,339</u>

All of the above fee receivables except tax receivables are due from funds managed by the Company. All the fee receivables are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

10 Accounts payable and accrued expenses

	2019 \$	2018 \$
Sub-manager fee payable	580,425	2,615,365
Legal and professional fee payable	4,840,130	984,433
Others	460,648	460,648
	<u>5,881,203</u>	<u>4,060,446</u>

Included in sub-manager fee payable is an amount due to a fellow subsidiary of \$580,425 (2018: \$2,350,065). All accounts payable and accrued charges are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

11 Share capital

(a) Issued share capital

	2019		2018	
	No. of shares	Amount \$	No. of shares	Amount \$
Ordinary shares, issued and fully paid:				
At 1 January and 31 December	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

In accordance with section 135 of the Hong Kong Companies Ordinance, the ordinary shares of the Company do not have a par value.

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objective when managing capital is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives.

The Company defines "capital" as including all components of equity. On this basis the amount of capital employed at 31 December 2019 was \$255,868,662 (2018: \$236,198,864).

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company or the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. The results of the directors' review of the Company's capital structure are used as a basis for the determination of the level of dividends, if any, that are declared.

As a licensed corporation registered under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance, the Company is also subject to the capital requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Financial Resources) Rules ("FRR"). The minimum liquid capital requirement is the higher of \$100,000 and the variable required liquid capital as defined in the FRR. The Company monitors its compliance with the requirements of the FRR on a daily basis. The Company complied with the requirements of the FRR at all times during the year.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

12 Financial instruments

Exposure to credit, liquidity and interest rate risks and foreign currency risk arise in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to cash and cash equivalents held at a fellow subsidiary bank and outstanding fees receivable arising from the Company's investment management activities. Management has a credit policy in place and exposure to credit risks is monitored on an ongoing basis.

Management fee receivables are regularly reviewed and settled on a regular schedule. For the balance due from fellow subsidiaries, management considers the default risk of the financial assets placed with the group companies to be remote.

The maximum exposure to credit risk is equal to the carrying amount of these financial assets as of the end of the reporting period.

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its current and expected liquidity requirements to ensure that it maintains sufficient reserves of cash to meet its liquidity requirements in the short and longer term.

At 31 December 2019 and 31 December 2018, all financial liabilities mature within one year or are repayable on demand. Details of the earliest contractual settlement dates of the financial liabilities are disclosed in notes 8 and 10.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents.

Sensitivity analysis

The following table indicates the estimated changes in the Company's profit before tax in response to estimated changes in interest rate with all other variables held constant at the end of the reporting period.

	2019		2018	
	%	Profit before tax increase/ (decrease) \$	%	Profit before tax increase/ (decrease) \$
Changes in interest rate				
- Increase	-	-	0.28	689,064
- Decrease	(0.33)	<u>(831,600)</u>	-	<u>-</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

12 Financial instruments (continued)

The sensitivity analysis above indicates the annualised impact on the Company's profit before tax that would arise assuming that the change in interest rates had occurred at the end of the reporting period and had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to interest rate risk at the end of reporting period. The analysis is performed on the same basis for 2018.

(d) Currency risk

Currency risk arises from the possibility that changes in foreign exchange rate will impact the value of financial instruments.

To minimise the exposures to foreign currency risk, management ensures that the net exposure is kept at an acceptable level by buying or selling foreign currencies at spot rates where necessary to cover the foreign currencies.

(i) Exposure to currency risk

The following table details the Company's exposure at the end of the reporting period to currency risk arising from recognised assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company to which they relate.

	2019			2018		
	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent
Cash and cash equivalents	2,989	627,403	4,228,327	711,629	2,857,720	8,149,638
Amounts due from fellow subsidiaries	-	580,425	192,949	-	-	132,034
Accounts receivable and other assets	-	12,298,266	3,419,155	-	7,047,878	293,651
Accounts payable and accrued expenses	-	(4,605,392)	(807,961)	-	(4,028,308)	428,510
Amounts due to fellow subsidiaries	-	(394)	(1,212,795)	(11,620)	(3,434,604)	(13,077,290)
Overall net exposure	2,989	8,900,310	5,819,675	699,809	2,442,686	(4,073,447)

Hong Kong dollar ("HKD") is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company therefore consider the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

12 Financial instruments (continued)

(ii) Sensitivity analysis

The following table indicates the instantaneous change on the Company's profit before tax that would arise if foreign exchange rate to which the Company has significant exposure at the end of reporting period had changed at that date, assuming all other risk variables remained constant.

	2019		2018	
	<i>Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %</i>	<i>Increase/ (decrease) on profit before tax \$</i>	<i>Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %</i>	<i>Increase/ (decrease) on profit before tax \$</i>
Australian dollars	- (4.35)	- (130)	2.04 (1.05)	14,280 (7,327)
Japanese Yen	5.77 -	513,516 -	0.26 -	6,415 -

The sensitivity analysis assumes that the change in foreign exchange rates had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to foreign currency risk at the end of the reporting period, including intercompany payables and receivables that are denominated in currencies other than the functional currency. The analysis is performed on the same basis for 2018.

(e) Fair values of financial assets and liabilities

The fair values of financial assets and liabilities are considered not to be materially different from the carrying values in the statement of financial position as at 31 December 2019 and 31 December 2018.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

13 Material related party transactions

In addition to those disclosed elsewhere in the financial statements, the Company had transactions in the normal course of business with related parties as follows:

(a) **Fee income and expenses**

	Note	2019 \$	2018 \$
Fee income			
Investment management fee income	(ii)	39,835,244	57,356,942
Fee expenses			
Sub-manager fee expenses	(iii)	<u>1,900,215</u>	<u>3,290,514</u>

(i) The Company is the fund manager of the following funds during the year:

- Principal Protected Dow Jones Industrial Average Linked Fund without Target Auto Redemption (USD) (2008-12) ("Fund Series 1") (Terminated on 6 February 2019)
- Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01) ("Fund Series 4") (Terminated on 13 March 2019)
- Knock-in Type/Lowest Price Reference Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (JPY) (2009-02) ("Fund Series 6") (Terminated on 18 April 2019)
- Country Selector Foreign Currency Series (USD) ("Fund Series 12") (Terminated on 31 January 2019)
- Hybrid Tri-Asset Fund (JPY) ("Fund Series 14")
- World CB Fund (JPY) ("Fund Series 15") (Terminated on 8 July 2019)
- Asia High Yield Bond Fund ("Fund Series 18")
- Mexico Bond Fund ("Fund Series 19")
- Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series ("Fund Series 20")
- Global Balance Plus Fund ("Fund Series 25")
- North American Equity Income Covered Call Strategy Fund ("Fund Series 26")

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

13 Material related party transactions (continued)

- US Focused Growth Equity Foreign Currency Series ("Fund Series 27")
- Treasury Premium Plus Fund ("Fund Series 28")
- Fixed Income Fund ("Fund Series 30")
- Treasury Premium Plus II Fund ("Fund Series 31")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703 ("Fund Series 32")
- JPN High Dividend Equity with Short Index Allocation ("Fund Series 33")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1710 ("Fund Series 34")
- JGB Asset Swap Fund ("Fund Series 36")
- Nikkei 225 Intraday Fund ("Fund Series 37")
- Target Setting at Maturity Fund 1802 ("Fund Series 38")
- China Hong Kong Equity Opportunities Fund ("Fund Series 39") (Launched on 11 July 2019)
- Target Setting at Maturity Fund 1809 ("Fund Series 40")
- Target Setting At Maturity Fund 1903 ("Fund Series 42") (Launched on 29 March 2019)
- Flexibeta Fund (VT5 Defensive and VT10 Active) ("Fund Series 43") (Launched on 20 December 2019)
- CGMYL Index Target Volatility Fund 2012 (SP) ("CGMYL")
- Kokusai Turkish Bond Open (1M) Active Currency Hedge ("KAM")

The Company is the fund advisor of the following fund during the year:

- Japan Prime Selection Premium Equity Open Mother Fund ("KAM Japan Prime Selection") (Terminated on 10 April 2019)

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

13 Material related party transactions (continued)

- (ii) The Company is entitled to fee income from the following funds under its management:

Investment management/advisory fee income

For Fund Series 12, 14, 15, 18, 19, 20, 25, 26, 27, 28, 30, 31, 32, 33, 34, 36, 37, 38, 39, 40, 42, 43, CGMYL, KAM and Japan Prime Selection, fees are calculated at 0.01% to 1.8% per annum of the net asset value of the funds.

For Series 1, 4 and 6, fees are calculated at 0.3% per annum of the notional amount of units in issue.

- (iii) Pursuant to the sub-management agreement signed between the Company and the sub-managers for Series 19 and 39, the sub-managers' fee expenses are payable to the sub-managers calculated at 50% and 55% respectively of the gross management fee income received. The total sub-managers' fee expenses paid to the sub-managers for Series 19 as at 31 December 2019 amounted to \$689,282 (2018: \$933,218), while amounted to \$630,508 for Series 39 (2018: \$Nil).

Pursuant to the letter agreement signed between the Company and Citigroup Global Markets Limited ("CGML"), a fellow subsidiary of the Company, for KAM Japan Prime Selection, the data service fee expense payable to CGML are calculated at 0.18% per annum applied to the daily net asset value of the fund. The total data service fee expenses paid to CGML as at 31 December 2019 amounted to \$580,425 (2018: \$2,357,296).

(b) Management fee expenses

The Company paid management fee expenses to fellow subsidiaries, which provided ancillary sale support services to the Company. The management fee expense for the reporting period as at 31 December 2019 amounted to \$4,666,331 (2018: \$19,628,027).

(c) Key management personnel emoluments

Besides the directors' emoluments disclosed in note 6, there were no other key management personnel emoluments.

Amounts disclosed include emoluments totalling \$18,844,509 (2018: \$25,634,827) to certain key management personnel were paid by group companies of the Company. The Company did not directly reimburse the group companies for the service provided.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

14 Immediate parent and ultimate controlling party

At 31 December 2019, the directors consider the Company's immediate parent to be Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited, which was incorporated in Hong Kong. This entity produces financial statements but not available for public use. Its ultimate controlling party at 31 December 2019 is considered to be Citigroup Inc., which was incorporated in the United States of America. Citigroup Inc. produces consolidated financial statements under generally accepted accounting principles in the United States of America, which are available for public use.

15 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2019

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments, new standards and interpretations which are not yet effective for the year ended 31 December 2019 and which have not been adopted in these financial statements. These include the following which may be relevant to the Company.

*Effective for
accounting periods
beginning on or after*

Amendments to IAS 1 and IAS 8, *Definition of material*
 1 January 2020

1 January 2020

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these developments is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the financial statements.

16 Subsequent events

A novel strain of coronavirus (COVID-19) was classified as a pandemic by the World Health Organization on 11 March 2020, impacting countries globally. The potential impacts from COVID-19 remain uncertain, including, among other things, on economic conditions, business and consumers. The extent of these impacts on the Company are unclear, although they will likely adversely affect its business, results of operations and financial condition.

This is a non-adjusting event and an estimate of the financial effect cannot be made at the point in time as the situation remains a rapidly evolving one.

（２）【損益計算書】

管理会社の損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の純損益およびその他の包括利益計算書を御参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

利益相反

受託会社および管理会社の業務は、トラストに対するものに限られず、受託会社および管理会社は、その他の者に対して、受託会社および管理会社が決める条件により類似のまたはその他のサービスを自由に提供し、またこれにより支払われる報酬またはその他の金銭を、自らの利用および利益のために保持することができる。管理会社は、管理会社がその他の者に類似のサービスを提供する過程において、またはその他の資格におけるもしくは信託証書に基づくその義務を履行する過程におけるもの以外の何らかの方法によるその業務の過程において、管理会社またはその従業員もしくは代理人の知るところとなった事実または事項に関する通知により影響を受け、または受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うことになるとはみなされない。

適用ある法律および規制に定めるところに従い、信託証書のいかなる記載も、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）が以下に掲げることを行うことを妨げるものではない。

- (a) 受益証券の保有者となり、また管理会社が信託証書の当事者でなかった場合に有するものと同一の権利をもって受益証券の保有、処分またはその他取引を行うこと。
- (b) 自らの計算において信託財産を構成するいずれかの投資対象と同一または類似の投資対象を買付け、保有しおよび取引すること。ただし、受託会社が、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）から資産を買付けまたは管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）に対して信託財産を構成する資産を売付ける場合、関連するサブ・ファンドは、公開市場で、同一の規模および同一の性質の取引が信頼性のある相手方との間に行われる際に関連する市場において利用可能な最良の条件をもって取引を実行した場合より劣位の条件には置かれえないものとする。
- (c) （前項（b）項に定めるところに従い）受託会社との間に金融取引、銀行取引もしくはその他の取引またはいずれかの受益者または信託財産を構成する証券を有するいずれかの者との間に当該取引を契約しもしくは締結すること、またはかかる契約もしくは取引に関与すること。管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）は、いかなる場合も受益者および受託会社に対する管理会社の義務に基づき、関連する当事者間の関係のみを理由としてかかる契約または取引に関して説明することを要求されないものとする。
- (d) 管理会社のいずれかの取締役もしくはパートナーまたは当該取締役の関係者のいずれかの取締役もしくはパートナーが利害関係を有すると管理会社が認識する信託財産に関して、受託会社との間に、または受託会社のために取引を行うこと。ただし、当該利害関係の性質が最初に受託会社に対して開示されることを条件とする。

5【その他】

(1) 定款の変更

総会の特別決議により、管理会社の通常定款は変更することができる。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当なし。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

（イ）資本金の額

2020年4月末日現在、2,592万米ドル（約27億7,007万円）

（ロ）事業の内容

CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、また存続する会社である。受託会社は、世界有数の規模の銀行の一つであるカナダ帝国商業銀行が91.67%の株式を保有している子会社であるCIBCファースト・カリビアン・インターナショナル銀行の間接完全子会社である。1965年に設立された受託会社は、ケイマン諸島における有数の完全に統合された銀行および信託会社の一つであり、銀行業、信託業および投資業のすべての分野の業務を提供している。受託会社は、適式に設立され、有効に存続しており、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2020年改正）の規定に基づく業務を引受けることについて認可を得ている。同社は、ミューチュアル・ファンド法の規定に基づくミューチュアル・ファンド管理者の免許も受けている。受託会社はCIMAにより規制される。

（2）香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイ（「保管会社」、「管理事務代行会社」）

（イ）資本金の額

2019年12月末日現在、普通株式750,691,060米ドル（約802億円）および優先株式1米ドル（約107円）

（ロ）事業の内容

シティバンク・エヌ・エイおよびその子会社（以下、総称して「シティバンク・エヌ・エイ」という。）は、1814年にアメリカ合衆国において設立されて以来、国内外の顧客に対する保管および決済業務の提供者である。1962年から1990年にかけて、シティバンク・エヌ・エイは、シティバンクの支店、子会社およびコルレス銀行によって組織される国際的な保管ネットワークを設立した。今日、シティバンク・エヌ・エイの国際的な保管ネットワークは、すべての先進市場および新興市場を網羅している。

シティバンク・エヌ・エイは、香港において1970年代の中期から証券業務の提供を開始し、1980年代の中期には完全に運営される保管業務を開始した。今日、香港におけるシティバンク・エヌ・エイの証券業務は、一流の銀行、ファンド・マネージャー、証券業者、保険会社および政府団体による国際的な顧客基盤を有している。

（3）シティコープ・フィナンシャル・サービス・リミテッド（「名義書換代理人」）

（イ）資本金の額

2020年4月末日現在、915,026,450香港ドル（約126億円）

（ロ）事業の内容

名義書換代理人は、香港において設立された非公開有限責任会社であり、シティグループ・インクの完全子会社である。同社は主に、取引書類の処理および支払い業務、顧客に対する関連する電子的な通信および情報サービスの提供を行っている。

（4）シティグループ証券株式会社（「代行協会員」）

（イ）資本金の額

2020年4月末日現在、963億7百万円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づく登録を受け、日本において金融商品取引業を行っている。同社の主たる業務は、投資銀行業務、セールス・アンド・トレーディング業務、リサーチ業務である。同社はまた、外国投資信託の日本における販売の取扱いを行っている。

（5）株式会社SMB C信託銀行（「販売会社」）

（イ）資本金の額

2020年4月末日現在、875億5,000万円

（ロ）事業の内容

株式会社SMB C信託銀行は、銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務および併営業務を営んでいる。

2【関係業務の概要】

（1）CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド

CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、トラストの受託会社である。受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、以下に掲げる事項を条件として、法律または信託証書に基づき付与された権利、特典、機能、職務、信託および裁量の全部または一部をいずれかの人、機関、団体または法人（管理会社を含むがこれに限られない。）に対して委託する機能を有する。

- （a）受託会社は、管理会社に対して、当該委託が生ずる前または当該委託の発生後合理的期間内に当該委託について通知するものとする。
- （b）受託会社は、各当該委託先が（適用ある限り）信託証書の規定を遵守することを確保するためその合理的な努力のすべてを用いるものとする。
- （c）かかる者との間の書面による契約においては、同契約に基づく求償権が関連するサブ・ファンドの信託財産のみに制限され受託会社の自己勘定の資産に及ばないように制限する旨の条項が含まれているものとする。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、いかなる時においても、いかなる原因によるものであっても、あるサブ・ファンドの信託財産もしくはその一部もしくはその収益について発生し、またはこれらが被った損失、損害、請求、経費または費用に関して責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が受託会社自身の現実の詐欺または故意の不履行によって生じた場合はこの限りではない。

受託会社は、トラストに関する潜在的な債権者との間のいかなる取引においても、支払義務が生じ、かつ当該債権者に対して支払われるべき負債、債務または責任を履行するために当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみに対して求償権を有することを確保する。

受託会社は、受託会社に対して、当該サブ・ファンドの受託会社として提示され、発生しまたは被ったいかなる訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用（一切の訴訟費用、専門家費用およびその他類似の費用を含む。）のすべてまたはこれらのいずれかに対して、関連するサブ・ファンドの信託財産から補償を受ける。上記にかかわらず、

- （a）受託会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、その他のサブ・ファンドに関連して発生した責任について補償を受ける権利を有さない。
- （b）ケイマン諸島の裁判所によって受託会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行の結果生じたものであると認定された受託会社が被った訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用または要求に関しては、受託会社が補償を受けることはできない。

受託会社は、管理会社および全受益者に90日以上前の事前の通知を行うことにより退任することができる。かかる退任は、後任の受託会社の選任後にのみ効力を生ずる。受益者は、受益者決議による承認を得た上で、いつでも受託会社を解任し、後任の受託会社を指定することができる。

（2）香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイ

受託会社は、香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイをサブ・ファンドの管理事務代行会社として選任した。管理事務代行契約の条項に基づき、管理事務代行会社は、サブ・ファンドの一切の財務および会計の記録ならびに財務書類を備置することならびに純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を集計および計算すること、管理会社とともにサブ・ファンドの財務および会計の記録を調整することならびに監査手続を補助することを含む（ただし、これらに限られない。）サブ・ファンドの運営に必要とされる管理事務業務を提供する。提供される管理事務業務の詳細は、管理事務代行契約に規定される。

管理事務代行契約に定めるところにより、受託会社または管理事務代行会社のいずれも、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において管理事務代行契約を終了させることができる。

受託会社は、管理事務代行会社をサブ・ファンドの資産によって補償し、管理事務代行会社を管理事務代行契約の履行から直接または間接に生じた管理事務代行会社と受託会社または管理事務代行会社と第三者間の行為または手続きにおいて管理事務代行会社もしくは当該人物に課されたまたは管理事務代行会社もしくは当該人物が負担したすべての要求、請求、行為または行為の原因、評価、損失、経費、責任、費用および税金（合理的な弁護士報酬および支出を含むがこれらに限られない。）から防御し、これらに損害を被らせないことに同意している。ただし、管理事務代行会社は、管理事務代行会社またはその代理人の過失、故意の不履行、故意の不法行為または詐欺に起因して生じた責任については補償を受けず、保護されないものとする。

受託会社は、香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイをサブ・ファンドの資産の保管会社として行為するよう選任した。

保管会社は、保管契約の条項に基づき、サブ・ファンドの投資対象の安全な保管業務を提供することを約している。

受託会社または保管会社のいずれも、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより保管契約を終了させることができる。

受託会社は、保管契約に関して保管会社が被った一切の損失、経費、損害および費用（合理的な弁護士費用を含む。）ならびにいずれかの請求、要求または訴訟に関する債務（以下、そのそれぞれを「損失」という。）に関して、保管会社をサブ・ファンドの資産のみから補償し、かつ保管会社を無害に保つことを約している。ただし、保管会社、その名義人、支店または子会社の過失、故意の非行行為または詐欺の結果による損失を除く。当該過失または故意の非行行為の場合、損失または損害に関連する保管会社の債務は、（i）受託会社が当該過失または故意の非行行為を合理的に認識した時点で当該損失または損害に関連する有価証券の代替または市場価格のうち少ない方および（ii）「キャッシュ」（保管契約に定義される。）の代替に加えて、（iii）当該時点までの現金勘定の基準通貨に適用されるレートでの当該時点までの補償利息を超えない。保管会社は、いかなる状況においても、結果の損失または損害について、当該損失または損害の可能性を知らされていた場合においても、受託会社に責任を負わない。

（3）シティコープ・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド

受託会社および管理会社は、シティコープ・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドをサブ・ファンドの登録名義書換代理人として選任した。

名義書換代理人は、名義書換代理契約の条項に基づき、取得および買戻しの申込みの収集および処理（適用あるマネー・ロンダリング防止規制の遵守を確保するため申込者および受益者の確認を行うことを含む。）、申込みの支払いの徴収および買戻しの支払いの払い出しならびに受益者名簿の備置またはかかる備置の監督を含む（ただし、これらに限られない。）受益証券の発行、譲渡および買戻しに関する登録名義書換事務を提供することを約している。

名義書換代理人は、名義書換代理人のいずれかの義務を履行するため、第三者の業務を手配する権限を有する。名義書換代理人は、名義書換代理契約に基づくその職務のいずれかを当該第三者に対して委託することができる。名義書換代理人は、当該第三者の選定および選任に際して、合理的な技能、注意および精査を行う必要があるが、当該第三者の選定における過失に関してのみ責任を負うものとし、かつ名義書換代理契約に基づき委託された義務

のいずれかの当該第三者による履行に関しては、一切責任を負わないものとする。ただし、（i）受益証券の申込みの処理を含む受益証券の割当て、発行、譲渡、転換、買戻しおよび／または買取りの手配、（ii）受益者からの受益証券の申込みおよび買戻しに関連する金銭の受領および支払い、（iii）サブ・ファンドの受益者名簿の備置、（iv）申込者に対する取引報告書の発行および（v）サブ・ファンドの買戻し、報酬、手数料および費用のサブ・ファンドからの支払いなどその他の管理事務業務を含む登録および名義書換代理業務を引き受ける第三者の履行に関しては、名義書換代理人は、引き続き責任を負うものとする。

名義書換代理契約に定めるところにより、名義書換代理契約の各当事者は、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において名義書換代理契約を終了させることができる。

受託会社および管理会社は、連帯して名義書換代理契約に基づく名義書換代理人の義務の履行によって直接または間接的に発生した一切の要求、請求、訴因、査定、損失、損害、経費、債務、費用および租税（合理的な弁護士費用および立替費用を含むが、これらに限られない。）に関して、名義書換代理人に対してサブ・ファンドの資産からのみ補償し、かつ名義書換代理人を無害に保つことを約している。ただし、名義書換代理人は、名義書換代理人またはその代理人の過失、故意の不履行、故意の非行行為または詐欺によって発生した債務に関しては、補償を受け、または無害に保たれないものとする。

上記にかかわらず、受託会社および管理会社は、受託会社および管理会社に対する名義書換代理人の何らかの原因による行為の形態または法理論を問わないすべての損失、請求、訴訟、論争、違反または損害に対する累積的な責任は、損害賠償請求の原因が発生した日直前の12か月間の名義書換代理人の報酬を超えないことに合意している。

（4）シティグループ証券株式会社

日本における代行協会員業務を行う。

（5）株式会社S M B C信託銀行

日本における受益証券の募集に関し、サブ・ファンドの受益証券の日本における販売・買戻業務を行う。

3【資本関係】

管理会社、管理事務代行会社兼保管会社、名義書換代理人および代行協会員は、シティグループ・インクの子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2020年改正）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改正）または地域会社（管理）法（2019年改正）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（2020年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制する2020年プライベート・ファンド法（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに依拠して解釈されるものとする。
2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.5 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2020年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構（以下「IOSCO」という。）およびオフショア・バンキング監督者グループ（以下「OGBS」という。）のメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投

投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、その主たる業務が投資者の選択による買戻しができない投資持分の募集および発行であり、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- (a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合
- (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理されており、かかる運営者またはその代理人の報酬が、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップの資産、収益または売買益に基づき算定される場合

ただし、以下を除く。

- (a) 銀行および信託会社法（2020年改正）または2010年保険法に基づく免許を受けた者
- (b) 住宅金融組合法（2020年改正）または共済会法（1998年改正）に基づき登録された者、または
- (c) 非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィードー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィードー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィードー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィードー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した2020年（改正）ミューチュアル・ファンド法（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。

- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオン

ライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル／100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔のまたは犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2020年改正）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改正）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれのタイプの免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件

として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の(i)および(ii)に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
 - (i) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - (ii) 免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
 - (A) 会社法（2020年改正）（以下「会社法」という。）の第17編A
 - (B) 有限責任会社法（2020年改正）の第12編
 - (C) 2017年有限責任事業組合法の第8編
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに

に会社登記官に提出することを含む。設立書類（特に定款）は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。

- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社－存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- (i) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - (vii) 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた

法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。

- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2020年改正)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法(2018年改正)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法(2013年改正)により修正されるパートナーシップに適用される

エクイティおよびコモンのローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。

- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改正）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、（免除会社と同様に）別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ビークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬／プラン・ビークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ビークルを含む。）がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア・オフショアのファンド構造において、オンショア・ビークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるビークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。2014年契約（第三者の権利）法により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

- 7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督**
- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。

- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。

- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

- (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

(a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請

(b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、以下の場合はこの限りでない。

(a) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2020年改正）または薬物濫用法（2017年改正）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

(b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合

(c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合

(d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合

(e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合

(f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

(g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合

(h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合

(i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

(j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の

違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改正）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2019年改正）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改正）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または同等の法律が存在する法域¹で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域²またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域³またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2020年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。

1 現在は、マネー・ロンダリング防止規則に基づく低リスクの法域をいう。

2 現在は、マネー・ロンダリング防止規則に基づく低リスクの法域をいう。

3 現在は、マネー・ロンダリング防止規則に基づく低リスクの法域をいう。

- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
 - (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。

- (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所

- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- (v) 監査人の氏名および住所
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx i) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

当該会計年度中、サブ・ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2019年6月28日	有価証券届出書／有価証券報告書（第4期）
2019年9月30日	有価証券届出書の訂正届出書／半期報告書（第5期中）

第5【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

《別紙 定義》

文脈上別異に解すべき場合を除き、本書において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意義を有する。

申込日	いずれかの取得日または買戻日に関連して、かかる取得日または買戻日の直前の営業日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
管理事務代行契約	受託会社および管理事務代行会社の間の2015年6月26日締結の管理事務代行契約（随時修正される。）をいう。
管理事務代行会社	香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイまたはサブ・ファンドの管理事務代行会社として受託会社によって選任されたその他の者をいう。
代行協会員	管理会社の日本における代行協会員としてのシティグループ証券株式会社をいう。
代行協会員契約	管理会社と代行協会員との間の2015年5月27日に締結された契約（随時修正される。）をいう。
申込書	管理会社または名義書換代理人より入手可能な受益証券の申込みの様式をいう。
営業日	(i) ロンドン、ニューヨーク、香港および東京のそれぞれにおける商業銀行が営業を行っており、かつ、(ii) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が営業を行っている日（土曜日、日曜日または祝日を除く。）ならびに／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
保管会社	香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイまたはサブ・ファンドの保管会社として受託会社によって選任されたその他の者をいう。
保管契約	受託会社および保管会社の間の2015年6月26日締結の保管契約（随時修正される。）をいう。

取引期限	関連する取得日または買戻日（該当する方）直前の営業日の東京時間17時または管理会社が一般的にまたは特定の場合に決定するその他の時刻をいう。
販売会社	日本における受益証券またはその実質的権利の販売会社としての株式会社SMB C信託銀行および／または管理会社によって随時選任されたその他の販売会社をいう。
適格投資家	（i）米国の居住者、米国において設立されもしくは存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づき設立されもしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の主体、（ii）ケイマン諸島に所在または居住する者または団体（慈善信託もしくは慈善権限授与の対象者またはケイマン諸島の免除会社もしくは非居住会社を除く。）、（iii）適用ある法律に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者、法人または団体、または（iv）上記（i）から（iii）に記載される者、法人もしくは団体の保管会社、名義人もしくは受託会社、のいずれにも該当しない者、法人または団体または管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定し、受託会社に通知するその他の者、法人もしくは団体をいう。
金融商品取引法	日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号、改正済）をいう。
基準通貨	米ドルをいう。
GSグループ	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルならびにこれらのその他の子会社および関連会社を併せた、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクをいう。

投資対象	人、団体（法人格の有無を問わない。）、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関によって発行されたあらゆる種類の株、株式、パートナーシップ持分、債券、負債、優先株、ワラント、転換社債、貸株、投資信託の受益証券もしくは副受益証券、株式もしくはストック・オプションもしくは先物取引、通貨スワップ、金利スワップ、レポ取引、譲渡性預金証書、約束手形、為替手形、もしくはあらゆる種類の有価証券、もしくは上記の者に対してなされるローン（もしくはローン・パーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加、および、全額もしくは一部払込済または未払いであるかを問わず、不動産または管理会社が随時書面により指定するその他の投資対象もしくはその派生商品をいう。
投資運用契約	受託会社と管理会社との間で締結された投資運用契約（随時修正または追補される。）をいい、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産の運用に関する投資運用サービスを管理会社に委託する。
投資運用サービス	投資運用契約に基づき管理会社に委託された各サブ・ファンドに関する業務ならびに／または管理会社および受託会社が書面にて随時合意するその他の業務をいう。
管理会社	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドをいう。
投資先ファンド	ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラストのサブ・トラストであるGS米国フォーカス・グロースをいう。詳細は、「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資先ファンド」に記載される。
投資運用会社	投資先ファンドの投資運用会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーをいう。ただし、「投資リスク」の項においては、投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドに関して単独で、個別にまたは共同で行為するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよび／もしくはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーまたは関連する投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドに関して投資運用会社として選任されたその他の者をいう。

投資先ファンド管理会社	投資先ファンド・アンブレラおよび投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドそれぞれの管理会社としてのCS（ケイマン）リミテッドまたは投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドの管理会社として随時選任されたその他の者をいう。当該用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、その適式に選任された委託先を含むものとする。
投資先ファンド・アンブレラ	ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラストおよび／または文脈により要求される場合、これらの下で設定されるシリーズ・トラスト（投資先ファンドを含むが、これに限られない。）をいう。
投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンド	投資先ファンド・アンブレラのシリーズ・トラスト（投資先ファンドを含むが、これに限られない。）をいう。
投資先ファンド受益者	米ドル建て受益証券の保有者をいう。
米ドル建て受益証券	「投資目的および方針」の項に記載される意義を有する。
純資産価額	サブ・ファンドの純資産価額をいう。
受益証券1口当たり純資産価格	純資産価額を計算時における受益証券の口数で除した額をいう。受益証券1口当たり純資産価格は、小数第3位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位まで四捨五入される。
英文目論見書	2015年5月付のトラストに関する英文目論見書（随時修正または補足される。）をいう。
買戻日	各営業日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
買戻通知	管理会社または名義書換代理人より入手可能な様式による受益者がその保有する受益証券に関して提出する買戻通知をいう。
SEC	米国証券取引委員会をいう。
シリーズ会社	管理会社または受託会社の趣意により設立され、いずれかのサブ・ファンドを参照して指名される有限責任の子会社をいう。
サブ・ファンド	信託証書および追補信託証書に基づき設定および設立されたトラストのサブ・ファンドである米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズをいう。

サブ・ファンド決議	いずれかのサブ・ファンドに関して、（a）当該サブ・ファンドの発行済受益証券の単純過半数を保有し、関連する決議について議決権を行使する権利を有する者が書面により承認した決議、または（b）当該サブ・ファンドの受益者集会において、当該集会に関する基準日において、本人または代理人が出席し、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者であって、当該サブ・ファンドの受益証券の単純過半数を保有する者により可決された決議をいう。
取得日	各営業日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
追補信託証書	受託会社および管理会社の間で2015年5月22日に締結されたサブ・ファンドを設立する追補信託証書（随時修正される。）をいう。
償還日	2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。
名義書換代理契約	受託会社、管理会社およびシティ・ファンド・サービスズ（アジア）リミテッドの間の2015年6月26日締結の登録名義書換代理契約（2015年11月11日付譲渡契約（2015年12月31日効力発生）に従って名義書換代理人に譲渡された。）（随時修正される。）をいう。
名義書換代理人	シティコープ・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドまたはサブ・ファンドに関して登録名義書換事務を提供するよう受託会社および管理会社によって選任されたその他の者をいう。
トラスト	ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストをいう。
信託証書	受託会社および管理会社の間の2008年10月21日付で締結されたトラストの設立に関する信託証書（2015年3月10日付修正・再録信託証書により変更・再録済。）（随時修正および追補される。）をいう。

受託会社	CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
信託財産	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する100米ドルの当初資産および以下の金額の合計をいう。 （a）当該サブ・ファンドの受益証券の発行手取金 （b）信託証書に定められるとおり、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社またはその代理人が保有し、または保有しているとみなされる一切の現金およびその他の資産 また、かかる用語が一般的に用いられる場合、「信託財産」とは、すべてのサブ・ファンドに総じて適用する信託財産をいうものとする。
受益証券	サブ・ファンドの受益証券をいう。
受益者	当該時点での受益証券の登録保有者をいい、受益証券の保有者として共同して登録されるすべての者を含む。
受益者決議	（a）すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議（当該決議により、各受益者は、すべてのサブ・ファンドの純資産価額の総額に対して当該受益者が保有するすべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の総額の比率に基づき比例按分して計算される議決権を受領するものとする。）、または（b）受益者集会において、当該集会に関する基準日に、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者により可決された決議をいう。
米国	アメリカ合衆国の、その属領および領土をいう。
米ドル	米国の法定通貨である米ドルをいう。
評価日	各営業日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。

ボルカー・ルール

一定の適用除外のもとで、特定の銀行事業体が自己勘定取引に従事すること、特定のプライベート・ファンドの所有権の取得もしくは保有を行うこと、または特定のプライベート・ファンドのスポンサーとなることもしくは特定の関係を持つことを一般的に禁止する、「ボルカー・ルール」として一般に知られる2010年ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法の規定をいう。

(訳文)

独立監査人の監査報告書**受託会社御中****監査意見**

私どもは、7ページから32ページ（訳注：原文のページ）に記載されたレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラストのサブ・ファンドである米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「サブ・ファンド」という。)の財務書類、すなわち、2019年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した会計年度における包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会(以下「HK I C P A」という。)が発行した香港財務報告基準(以下「HK F R S」という。)に準拠して、サブ・ファンドの2019年12月31日現在の財政状態、ならびに同日に終了した会計年度における経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HK I C P Aが発行した香港監査基準(以下「HK S A」という。)に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、ケイマン諸島における財務書類の監査に関連のある倫理上の要求とともにHK I C P Aの「職業会計士の倫理規定」（以下「当規定」という。）に基づきサブ・ファンドに対して独立性を保持しており、また、これらの要求および当規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

サブ・ファンドは、これらの財務書類および監査報告書を英語から日本語に翻訳することができる。私どもは、当該翻訳に関するいかなる手続も行っていない。財務書類および監査報告書の英語版と日本語版との間に矛盾がある場合は、英語版が優先するものとする。

財務書類および監査報告書以外の情報

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。

私どもの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対するサブ・ファンドの管理会社および受託会社の責任

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、HK I C P Aが発行したHK F R Sに準拠して、当該財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するためにサブ・ファンドの管理会社および受託会社が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、サブ・ファンドの管理会社および受託会社がサブ・ファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。本報告書は、合意された契約条件に従い、機関としての受託会社に対してのみ作成されたものであり、他の目的では作成されていない。私どもは、本報告書の内容について、他の何人に対しても責任を負わない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HK S Aに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私どもは、HK S Aに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、または内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、サブ・ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。

- ・ サブ・ファンドの管理会社および受託会社が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびにサブ・ファンドの管理会社および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ サブ・ファンドの管理会社および受託会社が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私どもの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、サブ・ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私どもは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、サブ・ファンドの管理会社および受託会社に対して報告を行っている。

ケーピーエムジー
ケイマン諸島

2020年5月21日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of US Focused Growth Equity Fund Foreign Currency Series (the “Series Trust”), a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust, set out on pages 7 to 32, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2019, the statement of comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 31 December 2019, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (“HKFRSs”) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”).

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (“HKSA”) issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* (“the Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The Series Trust may translate these financial statements and our auditors' report from English to Japanese. We have not been engaged to perform any procedures over the translation. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors' report, the English version shall prevail.

Information Other than the Financial Statements and Auditors' Report Thereon

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Manager and the Trustee of the Series Trust for the Financial Statements

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and for such internal control as the Manager and the Trustee of the Series Trust determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Manager and the Trustee of the Series Trust either intend to liquidate the Series Trust or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with HKSA's, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Manager and the Trustee of the Series Trust.
- Conclude on the appropriateness of the Manager's and Trustee's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Manager and the Trustee of the Series Trust regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

21 May 2020

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書代理人が別途保管している。

[次へ](#)

(訳文)

独立監査人の監査報告書

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

(香港で設立された有限責任会社)

の株主各位

財務書類監査に関する報告**監査意見**

私どもは、7ページから31ページ（訳注：原文のページ）に記載されたシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類、すなわち、2019年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した事業年度における純損益およびその他の包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会(以下「HK I C P A」という。))が発行した香港財務報告基準(以下「HK F R S」という。))に準拠して、2019年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローに対して真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HK I C P Aが発行した香港会計基準(以下「HK S A」という。))に準拠し、実務指針第820号（改訂）「登録会社および仲介業者の関連会社の監査」を参照して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、HK I C P Aの「職業的監査人の倫理規定」（以下「当規定」という。))に準拠して会社から独立しており、さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類およびそれに対する監査報告書以外の情報

取締役は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれるすべての情報から成るが、財務書類およびそれに対する監査報告書は含まれない。

財務書類に対する私どもの監査意見は、その他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務書類もしくは私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾していないか、またはそれ以外に重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

私どもは、実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、かかる事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

財務書類に対する取締役の責任

取締役は、HK I C P Aが発行したHK F R Sおよび香港会社法に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任がある。

財務書類の作成において、取締役は、会社の継続企業の前提の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役が会社を清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

さらに、取締役は、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足していることを確保する必要がある。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体として財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を発行することにある。当報告書は香港会社法の第405条に準拠し、集団としての株主に対してのみ作成されるものであり、その他の目的で使用してはならない。私どもは当報告書の内容に関して他のいかなる人物に対する責任も負わず、かつ責務も引き受けない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HK S Aに準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを確認するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。また私どもは、当該財務書類が香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているかどうかについての合理的な保証を得る必要がある。

HK S Aに準拠した監査の一環として、私どもは、監査を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する他、以下を行う。

- 一 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴うためである。

- － 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明することが目的ではない。
- － 取締役が採用した会計方針の適切性、ならびに取締役によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- － 取締役が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について結論付ける。また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不適切な場合は、財務書類に対する私どもの監査意見を修正する必要がある。私どもの結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、会社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- － 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）、ならびに、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかを評価する。

私どもは、取締役と、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して、協議する。

香港証券先物法の香港証券先物（記録の保存）規則および香港証券先物（会計および監査）規則に基づいた法定事項に関する報告

私どもは、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているものと認める。

ケーピーエムジー

公認会計士

香港、セントラル

チャターロード10

プリンスビル8階

2020年4月28日

[次へ](#)

**Independent auditor's report to the member of
Citigroup First Investment Management Limited**
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Citigroup First Investment Management Limited (“the Company”) set out on pages 7 to 31, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2019, the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2019 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (“HKFRSs”) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”) and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (“HKSAs”) and with reference to Practice Note 820 (Revised), *The audit of licensed corporations and associated entities of intermediaries*, issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* (“the Code”) and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

In addition, the directors are required to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. In addition, we are required to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules

As part of an audit in accordance with HKSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

**Report on matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and
Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and
Futures Ordinance**

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

KPMG

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong
28 April 2020

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書代理人が別途保管している。